

311.23  
033

311.23-033ㄅ



1200500734799



始



z 1804



大石兵太郎著

アメリカの政治思想

311.23  
0.33

有 恒 社



1014  
142

目次

序 説	アメリカ政治思想の特徴	一
第一章	植民者の政治思想	六
イ、	教會と國家	九
ロ、	民主政治	二一
ハ、	社會契約	二三
ニ、	自由と平等	二八
第二章	革命時代の政治思想	三五
イ、	課税反對の法理論	三〇
ロ、	自然權説——社會契約説	三三
ハ、	パウチャーの反動思想	四一
ニ、	ペインの反君主論	四六



ホ、州憲法の民主的構想…………… 一九

第三章 憲法制定當時とその後の政治思想…………… 五

Ⅰ 憲法制定當時の反動主義…………… 六

イ、「フェテラリスト」…………… 六

ロ、ジョン・アダムス…………… 六

Ⅱ 十九世紀前半に至る急進主義…………… 七

イ、ジェファソン…………… 七

ロ、ジャックソンとその時代…………… 七

ハ、十九世紀中葉の人道主義…………… 八

第四章 奴隷並に主権に関する論争…………… 一〇

Ⅰ 奴隷制廢止論…………… 一〇

イ、「アポリシヨニスト」…………… 一〇

ロ、穩健廢止論者…………… 一〇

Ⅱ 奴隷制支持論…………… 一一

イ、消極的辯護論…………… 一一

ロ、積極的支持論…………… 一一

Ⅲ 聯邦主權論…………… 一二

イ、ストーリー…………… 一二

ロ、ウェプスター…………… 一二

Ⅳ 州主權論…………… 一三

イ、カルフーン…………… 一三

ロ、アップシャー…………… 一三

第五章 アメリカ政治學の發達…………… 一四

Ⅰ 學的研究の發達…………… 一四

イ、科學的研究の發達…………… 一四

ロ、法學的研究…………… 一四

ハ、社會學的研究…………… 一五

ニ、經濟學的研究…………… 一五

ホ、心理學的研究……………一五〇

ヘ、地理學的研究……………一五三

ト、人類學的研究と統計學的研究……………一六〇

II 國家論と政治學……………一六六

イ、國家論……………一六六

ロ、政治學論……………一七二

第六章 近代民主政治の諸問題……………一七六

I 民主主義の精神……………一九九

II 自由主義と社會主義……………二〇四

イ、自由主義論……………二〇四

ロ、中間的折衷論……………二〇七

ハ、社會主義論……………二一一

III 民主政治運用の問題……………二二五

イ、輿論……………二二五

ロ、政黨その他……………三二九

著者 略歴

明治三十一年滋賀縣に生る 大正十五年東北帝國大學卒業關西學院大學教授就任  
現在に至る

主要著書

「群衆心理學」「政治學汎論」「政治學論」「政治學の根本問題」「婦人參政權講話」

## 序説

### アメリカ政治思想の特徴

序説 アメリカ政治思想の特徴

現代文明諸國家の人民は、いづれも古い傳統と歴史をもつてゐる。よしんばそこに興亡の變遷があり、その國家組織がさほど古くないにしても、その基盤を形成してゐた人民と社會の淵源は相當に古いのである。然るにアメリカのみはさうでない。アメリカ國民の祖先が新大陸に渡來して新しい社會を建設し始めたのは十七世紀初頭のことである。さうして彼等が獨立國家として近代國家群の水平線に姿を現したのはそれから百七十年後のことであつた。然るにこの新興の社會と人民は、小さい自治的社會を聯合して國家的獨立を獲得し、一七八七年の憲法によつて新しく聯邦國家を結成し、それに續く約半世紀間にその地域は北アメリカ洲の南半を占めるに至つた。十九世紀中葉の南北戦争はこの附加地域を含む、國家民族としてのアメリカの産みの悩みであつた。廣大なる地域と尨大なる人口を擁する近代民族國家としてのアメリカの歴史はこゝから始まつたのであるが、廿世紀のアメリカは更に一步を進めてアメリカ大陸の指導國家として躍進し、遂に現代世界の中心的

指導國家にまで發展するに至つたのである。

アメリカの政治思想はこの歴史の推移に照應し、それぞれの時代の生活と事實の中から生れ、又それ等に解決と指導を與へつゝ展開されて來た。吾々はいまその展開の足跡を辿らうとするのであるが、そこには極めて大まかにいつて、二つの時期と二つの特徴が見出されるやうである。一つは思想の時期と學說の時期の區別であり、他はその實用主義と民主主義とである。

アメリカの政治思想はその政治史がさうであつたやうに、南北戦争を境界として、それ以前と以後に於て思想的に大きい轉換を示し、それ以前に於ては當しく思想以上のものではなく、固有の意味に於ける政治思想であつたが、それ以後に於ては政治學又は政治理論が現れ、それが特徴的な又支配的な政治思想の擔ひ手となつていつたのである。即ち前期に於ては政治思想は、實際的見地と廣い視野をもつて解決されねばならなかつた、差し迫つた重大な國策問題に關聯して、當時の政治家、法曹その他の政治指導者によつて提供せられた政治論や政治的信念であつた。従つてそれは實證的な研究でもなく、又系統だつた理論でもなかつた。然るに後期に於ては、前期の示したやうな、いはゆる政治思想が姿を消してしまつたのでは無論ないが、政治思想が政治又は社會に關する系統的な理論として

現れ始め、主要な政治思想は學者や専門家による實證的分析的な、いはゞ學問的な研究として與へられるに至つたのである。さういふ意味に於てアメリカの政治思想は、歴史的傾向として十九世紀中葉の南北戦争を中心に、前期の政治思想の段階から後期の政治理論の段階に推移したといへるのである。

この二つの時期を貫いてアメリカの政治思想が示した性格的特徴の一つは、その著しい實際的實用的態度である。思想が思想である限り實踐に埋没し去るといふことはあり得ないが、それが當面の生活事實と具體的問題に動機を得、それによつて取上げる問題と問題のとりあげ方を規定せられるといふことは自明であらう。しかしアメリカ國民性は、常に理論と實際、思想と事實、理想と現實とを結びつけようとする傾向を、いづれの方面にも強く示してゐるのであつて、彼等の政治思想は殆んど全く高踏的又は思辯的であることを知らない。ペヤードはその書の冒頭に於て、アメリカの統治は自由や平等についての抽象的理論から起原したのでなく、英國植民者が自己の政治的事項を運營するにあたり、數世紀間にわたつて得た實際經驗に基くといつてゐるが、アメリカ政治思想の起源が既にさうであつた。歴史的に記録すべき思想的成果はその殆んどすべてが、獨立革命、憲法の制定、土地的貴族主義の撤廢、奴隸論争と州主權問題、自由主義と社會主義、民主主義的機構の

是正といふやうな實際政治の諸問題を巡つて所産せられたのである。さうしてそれ等の思想は常に具體的問題の解決に役立つといふことを忘れなかつた。このことは前期の諸主張については指摘するまでもないが、後期に於ける、例へば科學と哲學の方法的峻別を否定し、抽象的概念を排して理論の實用性を求めるプラグマティズムの立場、或は政治組織の法律學的研究よりも、行政技術、政黨的活動、權力過程、輿論或は政治家の性格等政治過程の研究が、アメリカ政治學の、政治學界に於ける貢獻であることが想起せられるならば、恐らく何人も、それを否定しないであらう。

いま一つの特徴はその政治思想が、常に民主主義を巡つて展開されて來たことである。アメリカの政治の歴史が民主主義の發展史であり、民主主義に伴ふことのある缺陷を除去する努力の歴史であるやうに、アメリカ政治思想の歴史は民主主義についての又民主主義からの思想史である。もとよりその論據は常に同じであつたわけではない。又それぞれの時代が政治思想に迫つた問題も多岐に亘つてゐる。前期に於ては自然權思想が一貫して殆んど萬能的にこれが論據として驅使せられたが、後期に於てはそれに人間性や人道主義的倫理がとり代つた。しかしその論據は變り、問題は移るも、政治思想は常に民主主義への關心を失はなかつたのであつて、聯邦の可否、奴隸制の存否、自由主義の是非に關する論争

は、民主主義の正しい解釋は如何にあるべきかの問題として、又政黨や選舉の弊害是正は、民主主義はこれを如何にすれば正しく適用出来るかの問題として、更に國際問題に對する強い關心は、民主主義は世界に對して如何に臨むべきかの問題として、採りあげられたものといへるのである。

して見れば、アメリカの政治思想は實際的有用主義的立場に於て展開せられた民主主義思想といふことが出来るであらう。

(1) Beard: American Government and Politics, 3 ed. 1921.



## 第一章 植民者の政治思想

アメリカは一七七六年に獨立を宣言した。この獨立を要請した植民地の母體を構成したのは、一六〇八年以來約七十年間にわたつて新大陸に移住し來つた英人であるが、既にその時代に彼等によつてアメリカの社會的・政治的機構の方向とアメリカ國民性の基礎が築かれていつたのである。これがいはゆるアメリカの植民地時代であつて、アメリカの政治思想も亦彼等植民者に起原するのである。

元來英人の新大陸への移住は、南方のヴァージニア (Virginia) への植民と十七世紀二十年代の清教徒 (Puritans) による北部新英州 (New-England) への植民の二つの方向をとつて行はれた。もちろんそれには英人のほかに、蘇蘭、愛蘭人を始め佛獨の新教徒が加はつてゐたのであるが、その主流は英人であり清教徒であつた。従つて彼等は英國國民の久しきにわたつて獲得した地方自治の經驗と傳統の他に自己の信仰をみだし得るやうな生活に對して強い憧憬をもつて居り、それ等を基調として孤立した新天地の下にアメリカ人といふ

特殊の國民を形成しつゝ、約百二十年間に十三の植民地をつくつたのである。それ等の植民地の多くは、始めは私人により、次いで國王の特許状による特許通商會社の企業として行はれたものであるが、漸次國王の任命した總督による王室植民地と領主植民地が増加し、獨立前には王領八、領主植民地三、特許植民地二となつてゐた。だが何れにも代議政治が最初から移入せられ、本國に對する自治權の發達は總督に對する議會勢力の増大といふ形をとつた。しかし植民地の統治制度は、カルヴィンの神權政治(セオクラシー)の色彩が濃厚であつて、必ずしも民主主義に徹底したものではなかつた。

植民者の政治思想はこの事實の反映であり、又その裏付けでもあつた。それにはデュークソンの指摘してゐるやうに、植民者が十七世紀英國の半封建性のうちに生活してゐたものであるといふことが考へられねばならぬが、根本的にはそれが英國清教徒の政治思想であつたことが指摘せられねばならない。その代表者とも見るべき有力な政論家、例へばコットンを始め、ウィリアムス、トーマス・フーカー、デブンポート、ワイズ(4)の如き人々は何れも高い教養をつんだ牧師であつた。又ウィンスロップの如きは熱心なカルヴィン派であつた。

清教徒は神學的にはカルヴィン主義 (Calvinism) と密接に結びついた立場をとるもので

あつて、他の宗教改革の流れと等しく、教會の傳統、慣例、教會法規の拘束力を否定し、聖書のみを人間行動の權威の源泉とするが、新英州に渡來した彼等の殆んどすべては、教會については國教會からの分離獨立を主張する、いはゆる分離主義者(Disparatist)であつた。と同時に彼等は既に多分に地方的の自治的經驗を積んだ英國人であつた。そこに普通法と都邑生活の自治的精神が背景として動いたのであつて、植民者の政治思想は畢竟カルヴィン主義と自治精神の二つの傾向の結合したものと見えるのである。こゝで吾々は論點を四つに分つて主なる思想家の主張を述べることにする。

- (1) J. Fiske : American Political Idea, 1885. 參照。
- (2) Beard : American Government and Politics, ch. I. 參照。
- (3) Jacobson : The Development of American Political Thought, a Documentary History, 1932, pp. 3—5.
- (4) ホットン(John Cotton)はケムブリッジ出で、永くボストンの一教會の牧師であつたが四十八才の時マサチューセッツへ來た。さうして十九年間、役人として植民地と教會を指導した。ウィリアムス(Roger Williams)は極端な主張のため一六三五年マサチューセッツから追放されたが、プロヴィデンスの眞の建設者であつた。フーカー(Thomas Hooker)は三年間、ケムブリッジで牧師を勤め、一六三六年にコネチカットへ來た。こゝで民主主義的精神を奉ずる指導者として活動し同州の基本條例(Fundamental Orders)起草の重要な働きをした。デブンポート(John Davenport)

は一六三七年にマサチューセッツへ移住したが、一年より在住せず、三八年にニュー・ヘブンの建設者に伍し、こゝで有力な教職として三十年を捧げた。一六三九年同州の基本條例(Fundamental Articles)の主たる起草者は彼であつた。ワイズ(John Wise)はハーバート出の牧師で、大陸の社會契約論を始めて輸入した。ウィンズロープ(John Winthrop)は英國の上流に屬し一六三〇年四十三才で總督として新英州に赴任したカルヴィン主義信奉者である。

### イ、教會と國家

清教徒とカルヴィンとの結びつきは、神學的には前述のやうに聖書中心の立場にあるが、政治的には、基督は國家と教會の眞の首長であつて、國家と教會との有機的關係は教會がその教義、秩序及び陶冶を維持することが出来るやうに國家がその外的條件を確保しなければならぬといふ、カルヴィンの思想である。植民者がこの思想の持主であつたことを示すものは、ウィリアムスとコットンの論争である。この論争に於てウィリアムスは國家と教會とは別個のものであり、教會なくして國家は存立すると主張し、宗教的寛容と國家と教會との分離、及び社會契約論を説いたが、コットンは、両者は別の社會ではあるが、教會は國家に於ける主なる社會であり、國家の發達と幸福は教會の純潔に依存する。歴史的に異教の下に於て國家が繁榮した例がないではないが、眞の教會が導入せられればその眞

の禮拜は國家によつて擁護せられねばならず、役人は人民の生命や財産のみならずその魂にも心をくばるところがなければならぬと主張した。又ウィリアムスは國家の性格は明白に市民的であつて、國家は十誠の内人間相互の關係に關する六誠<sup>(2)</sup>に違反した場合にのみ干渉すべきであると説き、コトンは教會の不淨と腐敗を防ぎその純潔を維持するに、あらゆる手段を用ひることは國家公吏の義務であると主張した。

清教徒の思想はこのコトんに於て典型的に示されてゐるのであるが、メリアムのいつてゐるやうに、<sup>(3)</sup>清教徒は宗教維持のために國家権力を使用することに反對するのではなく、眞の宗教でないものを支持するために権力を使用することに反對するのである。このことは彼等の宗教的不寛容の態度に直接の關係をもち、宗教の自由に對する彼等の見解を理解するために特に注目せられねばならぬ論點であるが、かうした國家觀の故に彼等の採用した政治制度がジェネロープに於けるカルヴァンの制度を髣髴せしめるものがあつたのは不思議ではない。ニュー・ヘブンの根本條規は聖書は人間の政府のための完全なる條規を與へるものであると述べてゐるが、同州の建設に際しては、各成員に對し、「人間が家族、國家共同體及び教會について神及び人間に對して果すべきすべての義務に關して、聖書は人間の指導及び統治の完全なる規則であるや否や」といふ質問が試みられた。あらゆる論議に

屢々引用せられたのは舊約聖書の言葉とイスラエルの政治的經驗であつた。聖書に一切を求めヘブライ法に心酔した彼等にとつては、法は作られるべきものではなく、見出されるべきものであつた。故に政治上指導的地位にあつたものは當然に牧師であつた。公民權は自由民に限られ、教會員でなければ自由民になることは出来なかつた。これは一六六〇年マサチューセッツの法院が宣言したところであるが、ニュー・ヘブンに於ても同様であつた。若し吾々が安息日法、教會維持のための課税、教會出席の強制、或は反異端條令などを想起するならば、新英州の政治制度は明かに神權政治であつたといへるであらう。

- (1) Williams: *The Bloody Tenent of Persecution for cause of Conscience*, 1644. Cotton: *The Bloody Tenent Washed, and made white in Blood of the Lambe*, 1647. Williams: *The Bloody Tenent yet more Bloody*, 1652.
- (2) 十誠の内、神に對する人間の義務に關する最初の四誠が彼等のいはゆる First Table であり、人間相互のそれに關する後の六誠が Second Table である。彼は國家はこの後者への違反に干渉すべしとする。
- (3) C. B. Merriam: *American Political Theories*, 1920, pp. 14, 15.
- (4) それを最もよく示してゐるのは Calvin: *The Platform of Church Discipline of 1649*, p. 49.

## ロ、民主政治

フォードは神權政治は實際には民主主義を好まないといつてゐるが、當時の宗教的不寛容や自由民のみの政治的制限といふ事實だけをもつてしても、そのことは十分に肯けるのである。マサチューセツツの自由民は一六七四年まで成年男子の五分の一に過ぎなかつた。現にコットンはその書簡に於て、又或場所に於て（一六四四年）、デモクラシーは「あらゆる政體中最もつまらぬ悪いものだ」「神權政治を最良とする」と述べてゐる。

しかし彼等植民者が民主主義的原理を全然否定するものであつたかといふに、必ずしもさうでない。彼等は植民地の結成にあつて各人の契約を基礎として法治の原則を樹て、例へば一六四一年のマサチューセツツ自由権規定(Body of Liberties in Massachusetts)や一六三九年のコネクチカット根本條例令(Fundamental Orders of Connecticut)が示してゐるやうに、市民的自由権の擁護に慎重を期し、各都邑には英國流の自治制度をしいてゐた。殊に各植民地には最初から代議機關として議會があつた。この議會は、マサチューセツツやニュー・ヨーク州に見られたやうに、總督に對するたえざる闘争を通じて財政その他の權力をその手中に收め、ペンシルヴァニアや南カロリナのやうに、各種行政官吏の任命権を獲得し、植民地時代の民主化的傾向と民主化的傾向の代表的擔ひ手であつた。従つて同じ植民地時代であつてもその民主性は時期によつて必ずしも同じではないが、何程かの民主主義的

要素のあつたことは拒み得ず、しかもこの何程かの民主主義的要素が將來のアメリカの全部を蔽ふに至つたのである。それ故にこの民主主義的傾向の基礎として動いた思想内容は更に立ち入つて検討せられることが必要であるであらう。

- (1) H. J. Ford : *The Rise and Growth of American Politics*, 1914, p. 30. 尚 Jacobson: *op. cit.*, p. 13. 清教徒の神政政治はそれ自身民主的ではなかつたといふのである。  
 (2) *Letter to Lord Say and Seal*, 1636.

## ハ、社會契約

一般的に社會契約思想は新英州清教徒の共通的信條であつた。元來分離主義者は教會を神との盟約コンヴェニエントの下に立つ多數の個人であるとし、教會は各人の自發的協約によつて成り立つものであるところから、國教會からの分離を主張したのであるが、清教徒が必ずしも分離主義者であつたわけではない。しかし先きに述べたやうに新英州に來た清教徒は殆んどそのすべてが分離主義者であつた。この教會結成の契約思想は、廻れば十六、七世紀の大陸と英國に於ける契約思想の傳承であるが、彼等植民者の統治についての契約思想はむしろ教會契約論に發したといへるのである。

彼等は何處に於ても植民地の結成に際して廣く契約手續を履んだが、その最初の例である一六二〇年のメイフラワー號(May Flower)に於ける盟約は「これ等現存するものは、吾々のよりよき秩序と存続のためと前述の窮極的目標を實行せんがために、神と相互の面前に於て、嚴肅且つ相互に、盟約を結び、吾々自身をもつて政治團體を結成す、而してそれにより植民地の一般的善にとつて最もよく適合し都合よしと考へられる如く、正しく且つ平等なる法、命令、條規、憲法並に時に應じて公吏を、立法し構成し設定し、吾々すべてはそれに當しく服し従ふことを誓約する」と述べて居る。<sup>(1)</sup>一六三九年フーカーの手になつたコネチカットの根本條規は、協約によつて團體に入ることを明かにし、公的事項は法律、規則、命令によつて行はれるべきことを規定した。ロード島では一六三六年にプロヴィデンス、三八年にボーツマウスの協約が出来たが、一六四一年のニュー・ポートの宣言とマサチューセッツの人權規定は何れも契約思想に基いて人權を規定した。

當時の政治思想はこの契約的實踐に根據を與へるもの如く、聖書の見地と口調をもつて社會契約を反復したのである。比較的はやくこれを説いたものにリッチャード・マザー<sup>(2)</sup>があり、コットンやウィンズロープがあるが、特に注目すべきは、フーカー、デブンプート及びワイズである。<sup>(3)</sup>フーカーはその代表作「教會陶冶概説」<sup>(4)</sup>に於て、各人は教會に於て平等

であるが、恰も建物の部分がその組立に於て結合せられないならば、その美と力を發揮し得ず互解を招くと同様に、人間の社會も各人が相互に應諾し服従をなさねば、公益をもたらしことは出来ない。凡そ盟約には明示と默示の二種があるが、明示するにしかない。この盟約によつて部分は全體に服し秩序に従ふこととなるが、各人はそれにもかゝらず依然として相互に判定を下す權力を保持するものであつて、權能を佚脱した如何なる公吏に對しても彼を拒否することが出来ると述べ、一六八八年の英國名譽革命に際し人民の革命權を肯定したロックに先立つこと約四十年、この新英州の思想家が人民の反抗權を主張してゐたのである。だがこれは彼の年來の主張であつて、更にそれより十年前一六三八年五月卅一日のハートフォード(Hartford)に於ける説教に於て、公吏の選擇は神の許しにより人民に屬するものである。故にこの人民に屬する選舉の特權はかりそめになさるべきに非ず、神の恩寵ある意思と法に従つて行はねばならない。公吏を任命する權能あるものにはその公吏の權能と地位に制約と拘束を加へ得る權能がある。なぜならば(一)權威の基礎は第一に人民の自由なる同意<sup>(5)</sup>に存するからである。(二)自由選擇によるならば人民の心は選ばれたるものを愛し、(三)それは人民の義務と約束であるからであると説いた。

又デブンプートの「新植民地政府論」<sup>(5)</sup>は、脱稿せられて後久しく經過して公刊せられた

ものであるが、それに於て彼は契約思想の源流をイスラエルの民に求め、「人民が統治者を選択する権能は神との盟約コンヴェンナントに基くとする政治形態、彼等人民の選んだ人々は神の人に於て政府の精神に適合したものであるとする政治形態、人民がよつてもつて支配せられるべき法が神の法である政治形態、その法、遺産及び市民的相異が神の任するところに従つて執行せられ、割當せられ、編成せられるところの政治形態、更に神の人々が宗教をも含めてあらゆる困難なる問題に相談を受けるのは、イスラエルの民が受け且つ樹てた形態——である」と述べた。

この舊約的契約論に對し、大陸の契約論者プフェンドルフ(Pufendorf)のそれを輸入したのは、ジョン・ワイズの「新英州教會政治論」である。(6)彼は先づ人間を自然的存在の状態(a state of natural being)に於て考察し、かゝるものとしての人間は自己の生存を極端に計るものであるが、他人の援助なくしては自己の安全と生存を得ることの出来ないものである。換言すれば社會的たらざるを得ない。彼は神の下に於て生れながらにして自由であり、他人に對して平等であるが、自然法の基礎の上に立てるこの自然的自由は、内的には拘束や統御なき自由ではなく、理性的に自身で判断する特權であり、外的には他の如何なるものも權威によつても統制されないことを意味する。然るに人間を存在の市民的状態(a civil

state of being)に於て見るに、そこには顯著に不平均と差別が認められる。人間はその社會的傾向と必要のために市民的共同社會に入りその自然的自由を放棄し自らを政府の下に置かざるを得ない。故に市民的權力は人民に發するものであつて、自然的に自由且つ平等なる多くの人間が自發的に自ら新しき國家(Common-Wealth)を樹立したのであるが、その條件を充すために、第一には恒久的な社會に加入するための各人間の協約コンヴェンナント、第二には多數決によつて特定の政府形態を決定する投票又は命令、第三に共同の平和と幸福に任ずべき主權者を決定するところの新しい協約が結ばれ、この主權者に他のものが服従することとなる。故に市民的國家は復合的道德的人格(Compound Moral Person)あり、その意思はすべてのもの意思である。通常國家の形態は民主政、貴族政、君主政の三に分たれるが、民主政に於ては主權は全員を含む會議(Council)に所在し、あらゆる成員が投票の特權をもつ。さうしてこの會議については一定の時と場所が定められ、そこでは多數決によつて事が決せられ、全體の權威の執行に任ずべき公吏が任命せられるといふ。かやうな見地から彼は大英帝國の政治形態をこの三者の混合政府であるとした。他の契約論者は代議的制度を神學的聖書の見地から基礎付けたが、彼は教會に於ける代議制を基礎付けたんとして近代的な複數契約論を採用したのである。

かやうに吾々は彼等植民者の契約思想のうちに代議政治の支持論を見出すのであるが、そこには未だ母國への獨立を主張する聲を聞かず、英國の政治組織を否定するやうな兆候は少しも認められぬ。然らば彼等は自由と平等とを如何に考へたであらうか。

- (1) B. P. Poore: *The Federal and State Constitutions, Colonial Charter and Other Organic Laws*, vol. I, p. 931.
- (2) Richard Mather: *An Apologie of the churches in New England for church Covenant*, 1639.
- (3) 彼の他、契約的思想を豫想したものにウィリアムスがある。彼は他の人々と異つて國家は魂に觸れるべきでないとし、それを理由として、政治參與權と公吏資格についての宗教的制限に反對したが、同時に政府は人民によつて建てられたものであつて、人民が同意し、一致して託した權力以上の權力、託した期間以上の期間にわたつての市民的權力をもたないものであると主張した。
- (4) Thomas Hooker: *A Survey of the Summe of church Discipline*, 1648.
- (5) John Davenport: *Discourse about Civil Government in a New Plantation*, 1653.
- (6) John Wise: *A Vindication of the Government of New England Churches*, 1717.

## 二、自由と平等

フーカーやワイズが人間の平等と自由を説いたことは上述の通りであるが、フーカーのいふ平等は教會に於ける平等であつた。ワイズは政治的存在としての人間の個人的自由については大した關心を示さなかつた。これをやゝ明確にしたのは、ウィンスロープの「自由並に權威に關する論議」である。<sup>(1)</sup> 彼によれば、自由には自然的自由と政治的自由 (civil or of ederal Liberty) の二つがある。前者は禽獸と共通するもので、それは惡をなし善をなす自由に他ならない。だからそれは權威とは相容れぬものであり、最も正しい權威の最小の拘束にも堪へ得ないものである。これを行使し維持してゆくならば人間は一層惡化する他なく、當に眞理と平和との敵といふべきである。これに反し後者の自由は道德的のものであつて、道德法即ち神と人との盟約によつて成り立つ。權威の固有の目標をなし、又その目的物となるのはこの意味の自由であつて、それは權威なくしては實在することの出來ぬものである。即ちそれは善にして公正且つ正直なことのみをなす自由であり、罪の俘囚からの自由である。拘束の絶對的無制限的缺如ではなく、神との盟約に一致すべき道德的方向への運動の自由である。

こゝに吾々は清教徒の典型的な自由觀を見出すのであるが、彼等によつて認められ推奨せられた自由は基本的人權としての市民的自由ではなく、彼等の宗教制度が保持せられ得

るやうな自由であつた。彼等はなぜクエーカーやバプティスト(Quakers, Baptists)の異宗派に不寛容であつたか、その一つの理由はこゝにあつたと考へられるが、平等についても同様である。フリーカーは人間の平等を認めるが、それは教會に於ける平等であり、神の前の平等であつて、すべての人間が罪の存在であるといふ意味に於ける平等である。これを民主主義といふ言葉でいひ表はすならば「墮落に於ける民主主義であつても、贖罪的には貴族主義的であつた。」従つて清教徒の平等観が市民的不平等に無關心であつたのはむしろ當然といふべく、マサチューセッツのやうに成年男子間に於てさへ政治的平等を認めず、土地所有者たる自由人と然らざるもの、<sup>(2)</sup> 教會員と然らざるものを區別し、牧師は支配階級として必ず政策決定に參與し、新英州を描出したホーソンの「<sup>スカーレット・レター</sup> 緋文字」に現れたチリングウオースのやうに裁判権をさへ行使してゐた。異宗派が抑壓せられ、権力が教會の財政を支持してゐた。だがさうした事實は決して彼等の平等観を揺がすものではなかつたのである。

然るに彼等は権力の法的拘束については決して無關心ではなかつた。統治が法によつて行はれねばならぬといふ思想は社會契約に關聯して既に吾々の散見したところであるが、法治は個人よりいへば法の前の平等を意味し、権力濫用に對する個人的自由の保障を意味する。

する。この點に於ては清教徒はクエーカー宗徒と全く一致してゐた。クエーカー宗徒の思想はペンシルヴァニアの友會派(Friends)によつて示されてゐるが、彼等は清教徒よりも更に潔癖<sup>ピュリタン</sup>であつて、儀式主義を排し、戦争に對する誓ひと協力を絶対に拒否し、教會税に反對し、政治的には神權政治や契約論を支持せず、選挙もこれを否定した。しかしその教會組織は清教徒よりも民主的であり、異宗派に對しては寛容であつた。かくして彼等は多分に清教徒と異なるものをもつてゐたが、法治については極めて強い確信をもつてゐた。クエーカー派の州ともいふべきペンシルヴァニアはもとペン(William Penn)がニュー・ジャージーの一部を所有して居つた當時(一六七五年)、特許を得て作つた最も成功的な植民地であつたが、主として彼によつて考案せられた同州の「政府構想」(Frame of Government)は、政府の中心目的は罪を犯すものを威嚇し善事を爲すものを繁榮せしめるにあるが、これを實現すべき構想は人を尊重し権力の濫用から人民をまもることに主眼を置くべきであつて、法が支配し人民が立法に參與する限り、如何なる政府と雖もそれは人民にとつての自由を意味すると述べてゐるのである。然るにウィンスロープはその著「專制政府とマサチューセッツ政府」に於て、<sup>(3)</sup> これと全く軌を一にする主張をした。彼によれば專制的政府とは人民の選擇又は許諾に基かない政府であつて、政治についても裁判についてもそこに



據るべき法を、もたないものである。然るに大權を享有するものは神のみであり、その主權は絶対的、その意思は完全なる條規であり、それ自體理性である。暴政と不敬虔はこの權威を僭稱するところから生ずる。人民が彼等の統治者を認め或は否定する自由をもつところ、又彼等が統治せられ裁判せられるに、據るべき條規を要請する自由をもつところ、それは專制政治ではない。マサチューセツツ政府は當にかやうな政府であるといふ。

して見れば植民者の政治思想に於ける社會契約に基く人民主權の思想と法治の思想、並に彼等が構想し實施した地方的自治の思想は、清教徒の神學的所産ではなく、彼等が英國からもち來つた英國的傳統といはねばならないであらう。清教徒の神學的思想はかうした民主主義的傾向を阻みはしても、助長したものは考へられない。メリアムは當時の政治思想家は聖書から出發して完全な組織を建てようとしたものではなく、既存の制度を正當付けんがために聖書の基礎を求めたといふのが真相であるといつてゐるが、恐らくさうではない。むしろ清教徒の信仰に即した政治型態を案出しそれを正當付けることが大きい任務であつたであらう。さうしてそのやうな意圖のうちに植民地時代の非民主的要素が胚胎したといはねばならないであらう。その點に於て從來一般に信ぜられて居るやうに、清教徒は專制政治からの避難所として、又人民政治の典型を建設するために新大陸に移住した

とするのは正當でない。植民の主要動機は恐らくライトの主張するやうに、<sup>(5)</sup> 彼等自身の信仰のために植民地を發見するにあつたと見るのが正當であるであらう。しかし植民者の示した民主的傾向は必ずしもそのすべてが母國から移入せられたわけではない。新天地の邊境的環境とその豊富な資源は、十七世紀の地地的中産階級であつた清教徒が、半封建的特權をこゝに移さうとしたとしても、廣い土地と勞働不足のために、それを許さなかつた。若しこの事情を認めざるを得ないとすれば、植民者の民主的傾向が新大陸に於て培ひ養はれたことは否定出來ないであらう。<sup>(6)</sup>

- (1) Winthrop : Speech on Liberty and Authority, 1645.
  - (2) 一六四九年 Winthrop の church Discipline は教會員たるの資格を規定した。
  - (3) Winthrop : Arbitrary Government described and the Government of the Massachusetts vindicated from that aspersion, 1644.
  - (4) Merriam : op. cit., p. 4.
  - (5) B. F. Wright : A Source Book of American Political Theory, 1929, p. 2.
  - (6) この時代の參考書(前掲書を除く) H. Z. Osgood : Political Ideas of the Puritans (Political Science Quarterly, vol. VI)
- C. Borgerud : The Rise of Democracy in Old and New England, 1894.  
J. T. Adams : The Founding of New England, 1921.

C. M. Andrews: Colonial Background of the American Revolution, 1924.  
A. Brown: The Genesis of the United States, 1891, 2 vols.  
高木八尺・米國政治史序説

## 第二章 革命時代の政治思想

いふところの革命時代とは英國からの離反傾向が表面に現れ始めた一七六三年から、各州の憲法制定が完了した一七八三年に至る約二十年間である。この間にアメリカは獨立し、合衆國憲法の制定に先だつて各州の憲法が制定せられたのであるが、獨立に關聯して説かれ又各州の憲法に盛られた當時の政治思想は、前時代の宗教的色彩を脱皮して多分に市民的理論としての性格をおびて來た。殊に一七七六年の獨立宣言として結實した當時の政治及び政治指導者即ち父達フアザーズの思想は、來るべきアメリカの政治思想と政治制度の基石となつたものである。それ故にアメリカ政治思想の基本はこの時代に定まつたといふも差し支へなく、アメリカ政治思想史上最も注目すべき時期たるを失はない。しかしこの時代に於てもそれ等の思想は少數の人々による體系的論述として與へられたのではなく、獨立といふ實際問題に關聯して、オチス、ジョン・アダムス、サムウエル・アダムス、ディッキンソン、ペイン、チェファーンソン等多數の人々の論議、説教、決議、パンフレット、新聞の論稿とし

て與へられ、諸州の憲法規定として示されてゐるのである。従つてこゝに於ても人よりも問題を中心として敘述をすゝめることを便宜とするが、この期間は比較的短いにかゝらず、論議の推移からいつて大體これを三つの時期に分つことが出来る。即ち一七七四年までは母國の議會が立法の權威であることは認めるが、アメリカ植民地に課税する權能は認めないといふ主張が大勢を支配し、それから七五年末までは、國王への忠順は否定しないが、議會の植民地に対する立法權は認めないといふ主張に移行した。然るに七六年に至つて國王を認めず、遂に同年の獨立宣言となつたのである。

この推移を明かにするために、こゝで一應この時代の歴史的概觀を與へて置くことを便とするが、抑ミアメリカ植民地はなぜ獨立を企てたのであらうか。最も重要な原因はいふまでもなく、久しきにわたつて行はれたアメリカ植民地の自治的經驗である。畢竟アメリカの獨立は植民地の本國に対する自治權の擴充であつて、彼等が自治體としてアメリカ人の特有の社會を形成してゐたことが、獨立に對する最大の主體的條件であつたのである。この英人とは別個のアメリカ社會の發達が、大洋を挟んで母國が遠距離にあり、今日のやうな交通手段のなかつたことによつて拍車せられたことは疑ひないが、その遠距離性は英國の植民地行政をして怠慢に陥らしめ、又その干涉を困難にした最大の事情であり、同時に

植民地意識の發達にとつて極めて有利な條件として作用したのである。その結果として植民地は、例へば一六四三年の新英州會議や一七五四年のアルバニー會議が示したやうに、植民地間の結合を計らうとし、これに逆行して英國は前に述べたやうに植民地統轄の領域を増大していつた。殊に母國から派遣せられた爲政者は監督教會派の人々が多く、清教徒とはあはなかつた。

かくして英本國の政策は植民地の利害と相容れないものであることを次第に明白にしていつたのであるが、たまたま一七五五年から六三年に及んだフランス、印度戰爭の結果、重商主義英國はフランスの勢力を一掃してカナダを領有し、一大植民帝國となるに至つた。この戰爭に於て植民地軍はよく戦ひ少からず自信を加へたが、英國は國防費のために植民地の通商規定を設け、植民地への課税を企圖したのである。この課税問題がアメリカ獨立の好機となつたわけであつて、植民地が母國から課税の意圖について通告を受けたのは一七六四年であつたが、一七六五年に印紙條例が公布せられた。これに對してアメリカ植民地は一齊に反對を表明し、十月ニューヨークに九ヶ州の代表者が會して印紙條例會議(Stamp Act Congress)を開催し、課税反對の請願を行ひ、植民地の同意なくして課税すべきに非ずといふ宣言を公表した。この條例は翌六六年に撤回するの餘儀なきに至つたが、

それと同時に、英國の議會はすべての問題について議會は植民地を拘束し得る明白なる権能をもつと声明したのである。これに對して無論植民地は興奮したが、英國の議會はそれにもかゝらず翌六七年にタウンシェンド條例 (Townshend Act) を通過せしめた。同條例は第一條例に於て、硝子、紙、繪畫及び茶に輸入關稅を課すること、第二條例に於て既に空文となつてゐたアメリカに於ける航海條例の施行を監督すべき委員會を設けること、第三條例に於てニューヨーク駐屯の英國軍隊への補給を拒否したニューヨーク議會に停止を命ずることを規定した。この條例は一七七〇年まで存続したが、これによつて事態は一層悪化し、七三年には植民地は相互の結合と組織を強化すべき必要を認めて植民地通報委員會 (The Committees of Correspondence between Colonies) を設けるに至つた。然るに尙その上に英國王から王領植民地の總督宛に發せられた教書とマサチューセツツ統制條例 (Regulating Act of Massachusetts) とは更に植民地の不滿を刺戟し、七年末にはボストン港でボストン茶黨 (Boston Tea Party) の積載茶の投棄事件があり、その翌年のボストン港法案 (Boston Port Bill) は一般の憤激を買つたに過ぎず、同年始めて開かれた大陸會議 (Continental Congress) は國王に對する請願を可決し植民地の結束を表明した。翌七五年春、レキシントンに於て武力衝突が發生するに及んで、五月の第二回大陸會議は意を決し

て英國への武力的對抗を宣言し、大陸の陸海軍建設と大陸貨幣の發行を議決した。かくして大陸會議の一ヶ年間にアメリカ植民地の心境と態度は急角度に硬化し、遂に七六年の獨立宣言となつた。

その後獨立戰爭は八三年の巴里條約に於て終りをつけ、七六年から制定に着手せられた各州の憲法は八四年にすべて完了したのであるが、この經過に於て植民地自身は明かに一つの革命を體驗したのである。當時大體に於て勃興の都市には多くの勞働者がゐたが、植民地を政治的經濟的に支配してゐたのは、海邊に限られた貴族分子であつた。これに對して西部邊境の農學的貴族的分子が對立的立場に立つてゐたが、彼等と都市の勞働階級との共同に於て、從來の少數貴族的分子による支配が否定せられたのである。海邊の狀況を見るに造船業に従事した少數ではあるが有力な富裕者は勿論航海條例を不利益とした。又そこには少數の輸出入業者と多數の商人がゐたが、彼等も亦英國の干渉を好まず、これ等の要素が都市の職人や勞働者を獨立達成のために組織したのである。しかしこれ等の指導者は徹底的な抗爭を利益とせず、相次いで脱落していつたが、彼等に次いで運動の指導權を握るに至つたのは小商人と職人であつた。かやうな形勢に對して、南部で農業植民に従事してゐた農業紳士は英國的傳統たる獨立心に富み、英國の干渉と獨占から脱することを強

く念願してゐた。又海邊の奥地に於て自足經濟を營んでゐた小農は、強い自治的平等感から英國の干渉を快しとせず、殊に新英州以外の奥地植民者の大部分は、和蘭、蘇蘭、愛蘭或は獨逸の出であり、彼等が英國に對して祖國愛をもつものでなかつたことはいふまでもない。獨立運動の經過は、結局かうした小市民、農民、及び職人の勢力が増大したこと、運動の指導權が彼等の手に移つたことを意味するものであつて、そこに獨立運動の社會革命的意義があつたのである。さうしてこの指導權の推移が獨立運動を急進的たらしめたのであつて、この急進性が政治思想としては課税に關する憲法論から、君主否定の自然法論への推移として現れたのである。

### イ、課税反對の法理論

革命の直接機縁が先に述べたやうに植民地に對する議會の課税にあつたのであるから、この時代の一貫した主張がその課税權の否認にあつたことは當然である。しかしその論據は時期によつて必ずしも同じではなかつた。初期に於ては、英國憲法從つて議會の立法權威と國王とは否認せられることなく、植民地課税は議會による憲法原則にもとるものであるといふ主張がなされた。これがいはゆる志士<sup>パトリオット</sup>達 (Patriots)<sup>(1)</sup>の見解であつて、彼等は

民地課税は單に正しくないのみならず、それは憲法の認めた議會の權限を僭脱するものであり憲法の原則を犯すものであるとした。その理由としてアメリカ人は英國王の特許により英國人と同等の權利をもつものであつて、代表なければ課税權なしといふ原則が如何なる立法によつても剝奪されない英國人の權利であるならば、植民地も亦當然にかゝる權利をもつといふのである。この主張は代表をもたぬ國會の植民地課税權を否認すると同時に、六五年の印紙條例會議が言明したやうに、植民地の課税は植民地の議會によつてなされなければならぬことを意味したのである。しかし彼等は英國王への忠誠を失つたのではない。植民地は國王の特許によるものであつて、その存立は直接には國王に負ふものである。英帝國と植民地は同一の國家を構成してゐるのではなく、別個の國家なのであるが、この別個の國家が結合してゐるのは國王が共通して君臨してゐるからであると考へたのである。

その初期の代表者の一人チェームス・オチスは、その「英國植民地權利論」<sup>(2)</sup>に於て、凡そ主權は、神といふも自然といふも、又人民といふも、畢竟一にして、元來的又は窮極的に考へればそれは人民にある。さうして權利は彼が本國人たると植民者たるとを問はず同等であつて、本人又は代表者の同意なくしては、最高權力と雖も彼の財産の如何なる部分をもとり去ることを得ないと主張した。この主張は代表者なくして課税されるべきでないとい

いふ原則を英憲法のそれと見るものであつて、彼はジョージ三世を公正の國王として讃へ、英國憲法は地球上に於て最も自由な又最良の憲法であるといつた。又ジョン・ディッキンソンはその書簡に於て、印紙條例に反対し、代表關係なきが故に議會に課税權はない、しかしそのことは議會が英帝國の立法權威たることを否定せしめるものではないと論じ、初期のジョン・アダムスは、議會は植民地に對して課税權をもたない。もつとすればそれは植民地交易に關する條例によらねばならずその場合に於ても植民地の同意を必要とすると言つたが、彼も亦アメリカ人の忠節と忠順は神が久しきにわたつて保ち且つ榮えしめ給ふ國王、ジョージ三世その人に基くといひ、國王への忠誠と英憲法の遵守を前提として立論した。

然るに七四年の大陸會議當時になると、國王への忠誠はこれを否定しないが、英議會の植民地に對する立法權そのものが否定せられるやうになつた。即ち七四年の會議はその宣言に於て「植民者は生命自由財産の權利をもつものにして、彼等は彼等の同意なくしてこれ等の何れをも勝手にする權利を如何なる主權に對しても譲つたものではない」と述べ、代表關係なき英國會の立法權威そのものを否認した。又ジョン・ウィルソンは小冊子「英國會の立法權威の性質並に範圍」に於て、英國會は植民地に對しても立法權をもつといはれ

るが、それが全體の利益の増進に反するならば、自然法はそれの拒否を命ずる。しかも事實として議會は過誤を犯すことがあり得る。又愛蘭が議會に騎士ナイトをおくつてゐないことを理由として議會の拘束を否定した事實から推せば、植民地も亦等しく國王の臣下である以上、植民地は當然にその拘束を受けないと主張した。更に後のジョン・アダムスはその書簡第三(6)に於て、國會は植民地に對しては相互間の交易を律することを除いて、立法權威をもたずと斷じ、第四に於ては、代表なき限り國會の權威を承認することは出来ない。吾々植民地にとつての最高權威は唯吾々の地方的立法府のみであるとして、廣く國會の立法權を否定した。

かくして課税反對の法理論は、結局に於て國王を承認することのみを残すに至つたが、この最後の否定がヘインによつて主張せられ、それが獨立宣言の主眼點になつたのである。しかしそれに至る前にこの時代を貫き何人もがその主張の根柢に想定してゐた自然權説と社會契約思想が一蔑されねばならないであらう。

(1) 自己の自然權を護るために武器をもつて立つた植民者を指し、別にホイッグス(Whigs)ともいはれる。

(2) James Otis : The Right of the British Colonies asserted and Proved, 1764.

(3) John Dickinson : Letters from a Farmer in Pennsylvania to the inhabitants of the British

Colonies, 1767—1768.

(4) John Adams : works, IV. p. 146.

(5) John Wilson : Consideration on the Nature and Extent of the Legislative Authority of the British Parliament, 1774.

(6) John Adams : Novanglus, or a History of the Dispute with America, from its Origin, in 1754, to the Present Time, 1774—1775.

#### ロ、自然権説——社會契約説

自然権説が前時代の基本的な思潮であつたことは既述の通りであるが、あたかも歐洲の社會契約思想が、その初期に於て暴君放伐論者により宗教的神學的形態に於て説かれ、それが十七、八世紀の英佛に於て神學的色彩をとり去つていつたのと同じやうに、この時代の自然権説については過去の神學的色彩が著しく減じてゐることをその特徴として指摘することが出来る。その主張を要約すれば、先づ國家以前に自然状態が想定せられる。そこでは人間は自然権をもち自然法のみで服するのであるが、その自然権の享有は全く人々の判断と實力に依存する。政府は契約によつて發生したものであつて、その下に於て各個人は共通の審判者たる組織的權威を承認する程度にその自然権を讓渡した。故に政府が壓制植

に出た場合には、人民は既に自らに留保して置いた反抗権を行使し、その既存の權威を覆滅することが出来る。これ自然状態に於ける人間が、物理的又は知的の意味に於てはさうでないにしても、立法又は權威に關する限り平等なる存在であるからであつて、如何なる人間も他人への支配者として生れたものはない。すべての人間は生れながらにして自己を律する自由をもち、かゝる權利に於て平等である。これを植民地についていへば植民者の自然権は政府の存立に先在し、政府的權威の上にあるものであるが、英國會の行動はこの讓るべからざる人權と相容れないといふにある。

例へばディッキンソンは吾々の自由は決して國王の特許狀に由來するものではない。特許狀は單に既存の權利の聲明に過ぎない。それは羊皮紙や印章に依存するものではなく、諸王の王、地上すべてのものに由來するものであるといひ、ジョン・アダムスは權利は王侯や議會に由來するものではなく、知的道德的世界の構造に基礎をおくところの人間性の構造中に樹立せられたものであつて、宇宙の偉大なる立法者即ち神に基くといつてゐる。更にハミルトン (Hamilton) は、「人類の神聖な權利は古い羊皮紙や古臭い記録中に探し求められるべきものではない。それは神自身の手により全人間性中に日の光をもつて書き下されたものであり、決して人爲力をもつて抹殺せられたり曖昧にされるものではない」

といひ、何れも自然権の存在とそれが政治又は政府權力に先行するものであることを主張した。又ニュー・ハンプシャー憲法<sup>(2)</sup>は「人は一定の自然的本質的且つ内具的なる権利をもつ。それには生命と自由を享有し、防衛することあり、財産を獲得し占有し保護することあり、一言にしていへば幸福を求めそれを達成することがある」と宣べ、一七七六年の獨立宣言(Declaration of Independence)は「すべての人間は一定の譲るべからざる権利を天賦されて居る、それ等のうちには生命、自由及び幸福を追求する権利がある。」と規定した<sup>(3)</sup>。

かやうに人間が生れながらにして自然権をもつとすれば、政府の正當なる基礎は當然に國家契約に求められねばならない。獨立宣言は「政府はその正當なる權力を被統治者の同意に受く」と述べ、又主としてジョン・アダムスの主張によつたマサチューセツの權利章典(Bill of Rights)は「國家(Body Politic)は諸個人の自發的結合によつて構成せらるゝすべてのものが共通善のために一定の法によつて統治せらるゝは、全人民が各人と各人が全人民ととり結びし社會契約(Social compact)である」と云ふ<sup>(4)</sup>。ところで、この自然権を豫想する契約思想から、初期に於ては人民の同意従つて代表權が強調せられ、やゝ後には、人民の革命權が主張せられたのであるが、これ等の主張が當然に含むところの人民主權は

餘り論議に上らなかつた<sup>(4)</sup>。しかしそれは當時の憲法や宣言が明かに抱懐したところであつて、一七七六年六月十二日のヴァージニアの權利宣言(Virginia Declaration of Rights)<sup>(5)</sup>は「すべての人間は生れながらにして等しく自由且つ獨立にして、一定の先具的權利をもつ。彼等が社會状態(a State of Society)に入つた時、それ等の權利即ち財産を獲得所有する手段と共に生命と自由を享有し幸福と安全を追求し達成するの權利は、如何なる契約によるも、これを子孫より剝奪することは出来ない」といふ。又同年十二月十八日のノース・カロリナ(North Carolina)の憲法は「あらゆる政治的權利は人民のみに屬し且つ人民に基く」と宣べ、同年のマサチューセツ宣言(Massachusetts Proclamation)は「主權は常に人民體(the body of the people)に存在する<sup>(6)</sup>。而して神は人間に對して期間及び程度に於て無制限に人々の上に臨む權威を他人に付與するの權制を與へ給はざりしによリ、それは或一人又は少數者にかつて委付せられしことなく、又委付し能はざるものである」と宣言した。

これ等はこの當時に於ける人民主權思想の公的表現であるが、これと契約思想とが合して、例へばディッキンソンに見られるやうに「納稅者が代表せられざるところ課稅權なし」といふ主張に出でしめたのである。だが自然権と人民主權の思想から出た代表論は決して課



税だけを問題にしたのではなかつた。それは政治的自由の觀念と結合することによつて、代表による立法を要求せしめ代表なき立法を否認せしめたのである。ジョン・アダムスは自由人を規定して「彼が同意を與へざる法に拘束を受けないものが自由人である」といひ、ハミルトンは「市民的自由は、法がその社會のために作られたものでありながら、その法を作ることにその社會が參與し得ないところには存在するを得ない」と主張した。

他方に於て人民主權と人民代表權は革命期當然の現象として特に力強く人民の反抗權を主張せしめた。吾々はこれをサミュエル・アダムスに見出すことが出来る。彼は支配者に人民が反抗し得る理由として「國王や官吏も亦大逆罪及判亂の罪を犯すことがあり得べく、總じて彼等は人民よりもより多く犯罪の可能性をもつ」とまで極言した。又ディッキンソンは前述の書簡に於て、議會は屢々過誤を犯すものである、かゝる時人民は反抗をなし得るとし、人民は只服従すべしといふ見解の非理なるを指摘した。かうした主張を踏襲してニュー・ハンブッシュアイヤーの憲法は人民の反抗を否定する教説をもつて「奴隸的、背理的にして人間の善と幸福を破壊するものである」といひ、一七七六年九月二十八日のペンシルヴァニア憲法は「共同社會は自己が共通の福祉にとり最も役立つと判断するが如き態様に於て、政府を變更し改革し廢止する、明白にして讓渡するを得ざる、又破碎するを得ざる權

を有つ」と規定した。又同年九月二日のデラウェア (Delaware) 憲法には「立法權及び執行權を託されたるものは公共 (Publick) の受託者であり公僕である。而してかゝるものとしてその行爲につき責任を負はねばならぬ。故に政府の目指すところが歪められ、公的自由が立法府のみにより或は兩者の叛逆的結合によつて明かに危胎に陥らしめられた時は、人民は新しい政府を建設するか舊政府を改革するを得、又かくすべき權利をもつ」と規定されて居る。従つてこれ等の憲法のいはゞ共通基礎であつた獨立宣言が「如何なる形態の政府であつても、これ等の目的について破壊的になつた場合、時の如何を問はずそれを變更廢止し、人民の安全と幸福を最もよくもたらすであらう如き原理の上に基礎を置き又かやうな形態にその權力を組織して新しい政府を設定するのは人民の權判である」と述べ、人民の反抗權を肯定してゐるのは不思議ではない。

然らば正常なる政府の目的とは何を意味するのであらうか。サミュエル・アダムスは「權利と財産の保障が政府の大目的であつて……これ等を不安に導くやうな法規は財産と政治を破壊するものである」と述べ、ジョン・ハンコック (John Hancock) は「被統治者の人 (Person) と財産に對する保障が市民的政府の構想であり目的であることは極めて明白である」と述べて居る。當時制定せられて現在に至つてゐる唯一の憲法であるマサチューセ

ツ憲法は、この點について「政府の制度維持及び行政の目的は政治體 (Body politic) の存続をはかるにあるも、それを構成する個人を保護し安全且つ平穩にその自然權と人生の恩恵を享有するの權を供するにある」と規定し、更にヴェルモント (Vermont) 憲法は「政府固有の目的は人民、國家又は共同社會の共通利益、保護及び安固にある。單一の人、家族或はその共同社會の單なる部分に過ぎない人々の特殊なる利得又は便益ではない」と述べてゐる。

かやうに政府の目的として個人の生命と財産の保護といふことが重視せられたが、これに反する政府に人民が反抗するを得、それを改廢することが出来るといふ主張は、自然權、社會契約、代表、及び人民主權に關する主張が歸結した、いはゞ最終點であつて、自然權の主張に始まつたこれ等の前提的主張が革命權の肯定に到達したのは、課税への反對に始まり、母國への獨立と革命に終つたこの時代の歴史的推移に照應したものとといへるであらう。

(1) Merriam: op. cit., pp. 48, 49.

(2) New Hampshire 憲法は一七七六年一月五日に成立したもので、この憲法は未だ獨立を主張して居らなかつた。従つて事情の變化により一七九二年に改正せられた。

(3) 獨立宣言の主眼は英國王と議會の批政を糾弾し獨立を宣言するにあつたが、主たる起草者は Jefferson であつた。それを三つの決議案として、一七七六年六月七日、ヴァージニアの Richard Henry Lee が大陸會議に提出したのである。これを John Adams がセコンドし、十日に Jefferson, Franklin, Adams, Livingstone, Sherman の委員に附託した。それが七月二日に會議を通過四日に John Hancock の署名を受けたものであつて、これ等の關係者、特に委員となつた人々の見解を簡明に傳へてゐるのである。

(4) Merriam: op. cit., p. 54. は人民主權は餘りにも自明なるが故に論議されなかつたのであると解してゐる。

(5) これは George Mason によつて起草せられたもので、五月六日、Williamsburg の州會議で可決せられた。その時同議會は英國よりの獨立を宣言した。

(6) この宣言に於る the body of the people といふ人民概念は注目に値する。これについて Samuel ンエル・アダムスは次の如くいつて居る。即ち「余のいふところの人衆 (multitude) とは the body of the people — それは下賤の人衆ではない — である。政府は彼等のために設定せられたものである。否むしろ彼等自身の善のために彼等自身が樹てたものであつて、嚴密にいへば、國王ではなく、……僕であつて、主人ではない」と。

(7) Merriam: op. cit., p. 52.

(8) Samuel Adams: Natural Rights of the Colonists.

### ハ、ブウチャーの反動思想

だがその間に於て以上述べたやうな主張とは相容れない考へをもつたものが全然なかつたわけではない。王黨派即ちロイヤリスト (Royalists) がそれであつて、王黨的感情をもつた保守派の勢力は必ずしも微弱であつたのではない。彼等は主としてニュー・ジャージー、ノース・カロリナ及びニューヨーク (New Jersey, North Carolina, New York) の諸州に住してゐたが、大體に於て革命主義者たるパトリオットよりは知性や財産に於て優れ、獨立後はその大部分は英本國や西印度或はカナダに退散した。その中であつて、思想上最も鮮明に革命に反対したのはヨナタン・ブウチャー<sup>(1)</sup>であつて、その見解を傳へるものは「アメリカ革命の原因と結果に關する一見解」と題した演説である。<sup>(2)</sup>

彼によれば、「第一、人民の同意に政府が依存するといふ思想は全然に根據のないものである。たとひかゝる同意が人民によつて與へられたとするも、それはそれを與へた者の恣意によつて破棄され得るものである。故に同意といふことは確固たる政府の存続の基礎にはならない。その原理が論理的に實行されたとしても恒久性をもつた政府は不可能である。」又社會契約論は次のやうな誤つた假定の上に立つものであるから、到底承認することが出來ない。即ち「社會の未開不完全なる状態の下に於て、多數の人間が或はその大多數が、理性的且つ全員一致で、その多くが面倒且つ不愉快であり又そのすべてが彼等のそれまで

の習慣とは相容れないやうな種々の制限に、自らを服従せしめたといふ假定は、多衆が實際に示された現實生活の實例よりも遙かに多くの識見と徳義をもつたものと想像することである。」更に人は如何なる意味に於ても平等なものではない。個人は必ずや優越と服従を結果すると想像せざるを得ないやうな不平等的存在である。政府の基礎原理はかやうな人間の自然的平等ではなく、それとは反對に、人間は不平等であるといふ事實が、如何なる政府組織にも見られるところの優越と劣等とを可能にしてゐるのである。

然らば何から政府は起源したのであらうか。神である。「神が人類を創造してにおいて、彼等に彼等自身の激情以外に何等の教導物をも與へずして世界に投げ出した……と想像するのは、理に反したことであらう。」神は政府權力を最初の人間に與へた。この最初の人間が最初の王であつて、王侯の權力はすべて神に起源するものである。彼等は人民のために統治するが、人民によつて創設せられたものではない。彼等の地位は神に負ふものであつて、人民とは獨立である。

かやうに彼は英國革命に於て族父權的王權神授論を唱へた、ロバート・フィルマー<sup>(3)</sup>と同様に、神權説をとつたが、それ故に政府を害惡 (evil) とは考へなかつた。害惡は政府それ自体にあるのではなく、政府をして彈壓的行動を必然的たらしめるところの條件の裡にある。

然らば法治國家 (Lawful government) は人類が享有し得る最大の恩寵と考へねばならないであらう。しかし如何なる政府であつても、それは本質に於て絶対的であり、抵抗し難いものである。このことは多數者の政治たると一人の政治たるとを問はないのであつて、この最高權を制限することは最高權自體の權限には屬せず、そこに制限があるとすれば、それはそれより上位のものから來なければならぬ。だから絶対的でなくなつた政府は、政府の特徴の基礎となつてゐるその要素を失ふことにより、それだけ政府でなくなつてゐるわけである。然らばあらゆる人間は、その下に生活してゐる政府に積極的に或は消極的に服従を捧げねばならない。政府の命令にして神の明示的言葉に反する力をもつものはないからである。さうだとすれば人民の支配者に對する反抗は是認せられるべきものではない。もとより國王と雖も過誤に陥ることがないではない。治者が不正をなすこともある。しかしかやうな稀に起る出來事の下にあつても、法や支配者に反抗するよりは服従するを可とする。無抵抗の精神は如何なる人間をも決して不良の臣民たらしめるものではない。のみならず、政府に反對することは議會の反對黨であつても、利益をもたらずよりは害となる。しかも人民は彼の上に立つ人々の行爲を批判する能力をもたないものである。だとすれば人民が政治に參與することは望ましいことではない。人民が政治に參與することは、所有

の平等を求め、勤勉のあらゆる動機を破壊し、あらゆる安固の終滅を來すものである。

かうした論議が如何なる經濟的基盤を代表したものであるかは説くまでもないであらう。しかしこの神權説よりする革命反對論が必ずしも唯一の反動思想であつたわけではない。當時彼の他に反動思想家としてボストンの法曹ダニエル・レオナードがあるが、彼は神權説をとらなかつた。英國革命に於て等しく社會契約論をとりながらも、ジョン・ロックが革命を支持し、ホッブスが革命を否定したやうに、<sup>(4)</sup> 獨立革命の支持者、ジョン・アダムスとの論争に於て、<sup>(5)</sup> 彼はホッブスと同じ立場をとつたのである。それによれば、社會契約説をとるが、ホッブスと同様に自然状態を暴力と不安が支配する無政府状態と解し、人間はこれより脱せんがために國家を創設したとする。しかし人民は契約の抱束を受け政府に服従すべきものであつて、<sup>(6)</sup> 權威への反抗は混亂の自然状態に歸ることであるとされた。

(1) 彼は一七五九年に大陸に渡來しヴァージニアとメリーランド (Maryland) に於て牧師を勤めたが、その強いローヤリスト的傾向のために追放せられ、一八〇四年英國で没した。

(2) Jonathan Boucher : A View of the Cause and Consequences of the American Revolution, 1797.

(3) Robert Filmer : Patriarcha, 1680. (王權は神がアダムに授けられし族父權に起源すると主張した。John Locke: Two Treatises of civil Government, 1690. はそれの駁論である。)

- (4) Hobbes : *Leviathan*, 1651. 「自然状態を「萬人對萬人の戦争状態である」とし、人は國家結成の契約に際し自然権を絶對的に讓渡したとして專制政治を擁護した。」
- (5) Daniel Leonard : *Novanglus ad massachusettsensis*.
- (6) その他「獨立革命に反對したものに判事 Mansfield 及び Merriam : op. cit., pp. 45, 46.)

## ニ、ペインの反君主論

さきに吾々は革命時代の思想傾向を三階梯に分ち、第三期の特徴として一七七六年から國王否定の傾向が現れ、それが獨立宣言に於て具體化されたことを指摘しておいたが、この傾向を生むに最も有力な機縁となり、又それを最も有力に示したのは、一七七六年一月十日、フィラデルフィア (Philadelphia) で發行せられた、ペインの小冊子「常識」(Thomas Paine: *Common Sense*) である。彼はアメリカに一年滞在した英人であり、本書は匿名で單に、「一英人によつて書かれた」とあつたが、これが出でて僅か旬日の間に人心が一變したといはれる。五月十日の第二回大陸會議に参加した數州は、自己の政府をつくるべしといふ勸告を採擇、十五日には國王のあらゆる權威は廢除せらるべく植民地は自らの權利に於て統治を行ふであらうと決議し、七月二日に至つて獨立宣言を可決するに至つたが、このアメリカ獨立の決意と國王の否定はペインの主張によつて促されたものといふも決して

過言ではないであらう。

彼は先づ政府の起源から説き起し、社會と政府とを區別した。社會は人間の欲望によつて生じ、政府は人間の弱點から生じたものであつて、前者は積極的に、後者は消極的に幸福を増進するためのものである。しかし前者は相互間の交通を奨勵し、後者は差別を作し、前者は後援者であるが、後者は處罰者である。故に如何なる國家に於てもその社會 (Society) は祝福であるが、政府は最良の國家に於て「必然惡 (necessary evil)」であらう。この政府の必然惡觀は諸州憲法の政府構想に少からず影響を與へたものと考へられるが、彼は續いて英國憲法を解剖する。同憲法は國王、貴族、庶民の三を要素とするが、前二者は古代暴政の遺物にして、何れも憲法的意味に於ての國家の自由には何物をも貢獻するものではない。又同憲法は三權分立主義をとつてゐるが、三權分立の原則は、第一に國王は監視なくしては信賴することが出来ないものである。換言すれば絶對權力への野心は君主制の自然的疾患だといふことを前提とし、第二は下院が國王よりも一層賢明にして信賴のおけるものであるといふことを意味する。殊に國王が外界世界から隔絶しつゝ、しかもあらゆる事項に決定を與へるのは不可解である。本來人類は創造者の秩序に於て平等なのであるが、その環境特に貧富の懸隔のためにこの平等が否定せられるに至つた。國王と人民との區別

も亦さうであつて、世界の始めには國王もなく戦争も起らなかつた。國王は異教徒の創造物にして、誠に費用のかさむ名目的首長である。殊にその世襲制は人間の自然的平等に反する。最初の國王は抽籤か選挙か篡奪によつてその地位についたものであつて、決して神権によるものではない。しかもその何れの方法をとつて見るも、何れもが世襲制の正當性を肯定せしめる理由とはならない。社會にとり神の眼には、かつてありし王冠をつけた悪黨よりも只一人の正直な人間の方が價値がある。だのになぜ世襲的支配者をたてようとするのであるか。吾々は世襲的な賢人、世襲的な數學者、世襲的な詩人をたてようとしたいではないか。して見れば、英國人が安固と幸福を享けてゐるのはその憲法によるのではなく、國民の性格によるものであり、英國を自由國家にしたのは國民の慣習であり、感情である。今まで幾多の議論がくり返されたが、最早論議の時期ではない。この争覇は武力によつて決せられねばならない。

かやうにペインは専ら君主制の罵倒に集注したのであるが、それは當しく一七七六年の植民地の思潮であつた。その結晶が獨立宣言である。獨立宣言は既に述べたやうな自然權思想を披瀝した後「大英國現國王の歴史は反復せられた侵害と篡奪の歴史であり、その直接の目的に於て、あらゆる州の上に絶對的壓制を設定せんとするものである。このことを

證するために、世界に向つてその事實を述べる」として、宣言の大部分を英國王の稅政を列擧するに費してゐるのである。こゝにアメリカの共和制は定まつたものといへよう。

#### ホ、州憲法の民主的構想

州憲法は、これに一七七六年以前のもの、例へば植民地の特許狀のほか、コネクティカットの基本條例 (Fundamental Orders of Connecticut)、ニュー・ハンプンの基本條規 (Fundamental Articles of New Haven) 或はペンンの政府構想 (Penn's Frame of Government) を含ましめれば、必ずしも一七七六年以後に制定せられたとはいへない。しかし憲法を制定しなかつたロード島 (Rhode Island) とコネクティカットを除けば、一七七六年一月にはニュー・ハンプシャー (New Hampshire)、四月にはサウス・カロリナ (South Carolina) が政府機構に關する基本條例を決定して居り、五月十五日の大陸會議が州に於ける獨立政府建設を決議するや、ヴァージニアが六月十二日權利宣言を行ひ二十九日に憲法を制定したのを始め、六月にはニュー・ジャージー、九月にはデラウェア (Delaware) とペンシルヴァニア、十一月にメリーランド、十二月にはノース・カロリナ、翌七七年にはジョージア (Georgia) とニューヨーク、更に一七七八年にはマサチューセツツが憲法議會を開いて、八〇年

にそれを決定した。

これ等の憲法に於て示された政治についての根本思想の主なもの、既に述べたところによつて略々つくされるであらう。しかし當時の指導者が具體的に政府の機構を規定するにあつてどういふ用意をもつてしたかは、自然権、人民主権及び代表権についての政府と人民との關係を彼等が如何に考へたかを示すものとして、特に注目に價ひするであらう。その點について各憲法に共通して認められる根本の意圖は、少數治者の特権を否定し、一切の機關を公僕として専斷なからしめようとする、治者に對する警戒であつた。何れの憲法も少數者の特権を否定し、政府權力が人民のため人民によつて委託せられたものであることを規定したが、それを具體化し、壓制から個人的自由を護るために、政府活動を種々の制限の下に置き、それを監視し制肘する必要から、第一には政府には可能なる限り強い權力を與へず、第二には中央集權を避け、第三には三權分立の原則をとり、第四には特に行政の權力を抑へ、第五に任期を短かからしめることに意を用ひたのである。

即ち特に革命時の革命的な要求を遂行するにあつて、政府の強大な權力は人民に對して一つの脅威であるといふことが強く感ぜられたために、第一に強大な政府の權力は極力これを避けようとした。その點について特に疑惑の眼をもつて見られたのは軍事力であつて、

常備軍は支配者にとつて絶えざる誘惑であり、人民にとつて最大の脅威であると考へられた。大洋によつて地理的に孤立したアメリカは歐洲大陸の諸國家のやうには軍事力を必要としなかつたといふ事情もあるが、この考へが來るべきアメリカの動向に強く影響したことはいふまでもないであらう。これに關聯して顯著に示された考へは、如何なる種類の中央集權にも反對であつたことである。なぜかといふに、民衆の監視がとどくからである。換言すれば地方分權主義は人民の自治と自由にとつて安全であるとせられたからであつて、政府が共同體から遠去かるならば、それだけ壓制的になるといふ思想があつた。アメリカの聯邦制が州の先在といふ歴史的事情によることは指摘するまでもないが、それがこゝにいふところの人民の自由と自治の要求に基づくことは記憶せられるべきであらう。

第三は人民の政治的自由を確保するためにモンテスキュー<sup>(1)</sup>の主張に従ひ、三權分立の原理を嚴格に守らうとしたことである、マサチューセツツ憲法はこれを典型的に示し「この共同體の政府に於ては、それが法の政府であつて人の政府たらしめざるために、立法府は決して執行的又は司法的權力又はその何れをも行はず、執行府は決して立法及司法的權力又はその何れをも行はず、司法府は立法及執行的權力又はその何れをも決して行はず」と規定した。しかしその分立は何處に於てもさうであつたやうに、相互牽制による權

力の均衡を排除するものではない。知事は多くの州に於て立法府によつて選舉せられ、重要な行政的地位の多くは議會がこれを任命した。司法は獨立の地位を與へられたが、任命と俸給は、議會によるところもあつたが、多くは知事と政府によつて左右せられた。尙一部の州のみが總督に立法の拒否權を認め<sup>(3)</sup>た。議會はペンシルヴァニアとジョージアの二院制を除いて他は二院制であつた。又憲法修正權は右二州とマサチューセツを除いて立法議會に屬してゐた。かくして議會が優越の地位を與へられ、知事と行政はその地位に於て著しく弱體化せられたのであるが、これはいふまでもなく國王と國王の總督又は知事に對する不信の結果である。

最後に在職の短期制であるが、例へばメリーランド憲法は「執行府に於ける權力又は委任の長期繼續は自由にとつて危険である。故にこれ等の部門に於ける交替制は恒久的自由の最上の保障の一つである」といひ、マサチューセツは「權威を委された者が壓制的になるのを防ぐには、人民は彼等の公吏を個人的生活に歸らしめる……權利をもつ」と規定した。このことは當然に選舉制の廣い適用を豫想するが、總督の任期は一年とせられ、多くの官吏には再選が認められず、且つ停年制が適用せられたのである。

州憲法が選舉權について財産的制限を附してゐた限りに於ては、到底民主主義的であつ

たとはいひ得ないが、これ等の政府構想は、確かに當時の政治思想家によつてなされた人類の政治的經驗に對する劃期的貢獻といふことが出来るであらう。のみならず來るべき合衆國政府機構の原理は、例へば州憲法に於ける議會主義のやうに否認せられたものもあれば、又後に述べるやうに各機關の權限を明確に限定するといふ方針のやうに、新たに附加したものであるが、これ等の州憲法に於ける政府構想によつて定まつたといへるのである。<sup>(4)</sup>

(1) Montesquieu : *De l'esprit des lois*, 1748. は、人は權力を與へられればそれを出來るだけ行使し、濫用せんとする傾きをもつとし、この濫用から人民の政治的自由をまもるためには立法司法行政の三權を分立せしめ、それ等の相互牽制と均衡を保たしめることが必要であると指摘した。

(2) ニュージャージー、デラウェア、メリーランド、ヴァージニア、北カロリナ、南カロリナ、ジョージア、ペンシルヴァニア

(3) マサチューセツ、ニューヨーク、南カロリナ (一七七六)

(4) 革命時代の主な参考者(前掲書を除く)

V. Z. Parrington : *Main Current in American Thought*, 1927.

R. G. Adams : *Political Ideas of the American Revolution*, 1922.

T. V. Smith : *The American Philosophy of Equality*, 1927.

W. A. Dunning : *a History of Political Theories*, Rousseau to Spencer, 1920.

R. G. Gettel : *History of American Political Thought*, 1928.



- M. Spahr : Readings in Recent Political philosophy, 1935.  
 B. F. Wright : A Source Book of American Political Theory, 1929.  
 ibid : American Interpretation of Natural Law, in Political Science Quarterly, vol. xx (1926).  
 J. M. Jacobson : The Development of American Political Thought, 1932.  
 W. S. Carpenter : The Development of American Political Thought, 1930.  
 C. Becker : The Declaration of Independence, 1922.  
 C. H. Mc Ilwain : The American Revolution, 1923.  
 W. F. Dodd : The Revision and Amendment of State Constitutions, 1910.  
 Bryce : The American Commonwealth, 2 vols, 1888.

### 第三章 憲法制定當時とその後の政治思想

一七七六年の獨立宣言後、英國と新大陸との間に七年間の戦争が戦はれ、八三年に獨立の承認を得たが、革命は結局に於て民主主義的傾向を結果し、政治権力は商人貴族や植民地所有者から小商人や小農民の手に移つた。さうして州の議會はいよゝゝ有力化し、反對に執行は益々弱化した。この傾向は又聯合に對する州の地位に影響を與へざるを得ず、共同的對敵目標を失つた州が相互間の結合を弱めるに至つたのは自然である。事實州の分離傾向は既にその當時から現れてゐた。一七七七年の大陸會議では各州の聯合を完全な結合にすることに一致したが、各州によるその批准は一七八一年まで完了せず、一七八一年の大陸會議は明かに當初の一體感を表現することが出来なかつた。殊にそれ以後は分離傾向は一層その度を加へ、各州は相互に又聯合に對して反感をもち、八五年當時には聯合は殆んど全く無能状態に陥つてしまつた。大陸會議は本來只州を通してのみ行動することが出来るものであつて、課税権はなく、その聯合規約 (Articles of Confederation) は會議に

外交権を與へたが執行権を保障して居らない。従つて會議はいはゞ極めて弱い國家聯合の無力な象徴に過ぎなかつたのである。そこへ戦後の不況と社會不安が襲ひ來つて問題を山積せしめた。英國の重商主義體系から獨立したアメリカの商人は英國以外の歐洲諸國と有利な交渉を開かねばならない。又州相互間の通商關係は州權の獨立とその分離傾向のために無秩序に陥り物資の交換が出来ない。殊に幣制の不統一のために通商は混亂して居る。さうして一般的には戦時の紙幣濫發から債權者や商人の間からは没落するものが續出し、反對に債務者や農民が利得した。マサチューセツツのシャイス(Shays)が指導した暴動事件は後者の強制負債取立に對する叛亂であつた。この國內的混亂をひかへつゝ、アメリカは英國との條約、ミシシッピに關するスペインとの關係を調整しなければならなかつた。

かやうな事態に對して識者特に富裕階級が強力な政治組織と安定と繁榮を切望して居つたことはいふまでもない。一七八六年、ヴァージニア議會はマヂソン(Madison)の提案に基いて、通商法を作るためアナポリスに於て各州の大陸會議を開催することを提唱したが、更に翌八七年二月、ハミルトン(Hamilton)の提案によつて、廣く共通の問題を議し聯合の規定を改正すべき大陸會議の招請狀が發せられ、五月、十二州それぞれの代表がこれに參集した。聯邦憲法はこれ等代表者の十六週間にわたる審議の結果一致を見たものである。

が、それは主としてマヂソンが起草しランドルフ(Randolph)によつて提案されたものは著しく異なるものであつた。これに參加した五十五名の代表者は何れも植民地時代に州及び聯合の政治に重大な經驗をもつた人々であつて、新憲法がこれ等の人々の多年にわたる政治的經驗の綜合的結果であり、分離と混亂から大陸を救ひそれに秩序を與へんとする政治指導者の努力と妥協の賜物であつたことは確かである。

しかし先にも述べたやうにこの秩序と統一を最も強く要望してゐたものは富裕階級であつた。通商の停滞に悩む商人や製造業者、債權に打撃を受けつゝあつた債權者達が、小商人と農民とが牛耳つてゐる州政府と無力な中央政府に期待をかけたのは當然であらう。植民地所有者は奴隷の反抗を恐れ、保守主義者はシャイス等の反抗を恐れざるを得ない。しかもこの五十五名の大部分が都市出身の法曹であり、その四十一人が公債保有者であり、十一名が製造工業の關係者であつたとすれば、又ベヤードの斷定して居るやうに、その六分の五が「労働者の生産物に利得するものであつた」とすれば、新憲法が、當時の富裕階級の社會的・政治的・經濟的利害を反映し、メリアムがこれを「反動的運動」と呼んだやうに、革命時代の動向に對して反動的なものを示したといふことは納得出来ることである。

憲法制定當時の政治思想は、これを聯邦結成といふことを中心として見れば、反聯邦主義者と聯邦主義者 (anti-federalists or federalists) の二大陣營に分つことが出来る。しかしこの區別は重要ではないであらう。<sup>(4)</sup> なぜならば新憲法は反聯邦主義者の敗北を意味するからである。注目すべきは聯邦主義者に二つの傾向のあつたことである。一つは「フェデラリスト」(Federalist) の筆者、及びジョン・アダムスによつて代表せられる反動主義派と、ジェファソン及テイラー等によつて代表せられる急進主義派とがそれである。もし吾々が新憲法の内容を見るならば、前者の主張が憲法制定當時の支配的思潮であり、憲法自體がそれによつてゐることを見出すであらう。憲法の討議に於てゲリー (E. Gerry) は「吾々の経験してゐる害悪はデモクラシーの過剰から來てゐる」と發言し、マヂソンは「この元老院の形態を考へるには民衆を支配者から護ることと民衆を一時的な印象から防ぐ、この二點を考へるべきである」と述べてゐるが、<sup>(5)</sup> 新憲法は裁判官には過去にない廣い權限を與へてこれを終身官とし、政府執行長官には廣い權限と一年ではなく四年の任期を與へて、再選を許し、選舉權の制限を維持しつゝ、代議院の權限を縮小し、元老院の任期を六年とした。これを七十年代の州憲法に比較するならば、新憲法が民主主義の抑制を企圖したものであることは極めて明白である。

しかし後者即ち急進主義派の主張は、それがために決して單なる思想には終らなかつたのである。一八〇一年ジェファソンが大統領となるに及んで、アメリカの民主主義はいはゆるジェファソニアン・デモクラシーとして一新紀元を得、更に一八二八年ジャクソン大統領の下に於て、いはゆるジャクソニアン・デモクラシーとして、飛躍的發展をとげたのである。ジャクソンとジェファソンとの民主主義思想は、後に述べるやうに必ずしも同じではなく、その強調點を異にし、ジャクソンをもつてより民主主義的としなければならぬが、憲法制定以後又は憲法下のアメリカを支配した政治思想は、彼等急進主義派の政治思想であつて、それとは區別すべき民主主義思想即ちエマーソン (Emerson) その他の知識階級による人道主義的な民主主義が現れたのは十九世紀三十年代のことである。それ故に吾々は反動主義派のそれを憲法制定時のものとして概観し、それに續くものとして急進主義派のそれを見ることとする。

- (1) C. A. Beard : An Economic Interpretation of the Constitution, p. 149.
- (2) それ故にこそ農民の議會であつたロード島の議會、或はヴァージニアの民衆指導者パトリック・ヘンリー (Patrick Henry) がかような議會に代表を送ることを拒否したのである。
- (3) C. H. Merriam : a History of American Political Theories, Ch. II, The Reactionary movement.

- (4) 聯邦主義者は例へば James Wilson : Speech of the Honorable Mr. Smith in Massachusetts Convention, 1788. に於てなされたあるやうに秩序回復の熱望から憲法を支持した。反聯邦主義者の反對理由の中心は州の獨立と自由を脅かすといふ点にあつたといへるのであらう。例へば George Mason : Objection to the Proposed Constitution, 1787. は新憲法案に人權宣言のないことを難じ、それは州から權力を奪ひ、結局は貴族主義をもたらすと論じ、Elbridge Gerry : Observations on the New Constitution. は人が生れるや自由にして、不可譲的な權利を有すること、政府は人民の保護、安固、幸福のために設けられたること、如何なる個人、家庭或は階級の利潤、名譽、利益のためのものでないこと及びあらゆる權力の源が人民にあることは、政治の公理として何人もこれを疑はない。然るに憲法は各州の存在を脅かしその獨立と自由に反するものであるとした。又 Robert Yates and John Lansing : Letter of Robert Yates and John Lansing to the Governor of New York, 1787. は州を聯邦下に置くことに反對し、全体の利益に本質的であるやうな中央政府を作ることには不可能であるとした。特に地域が大で、政府の所在が遠くなれば、自由が脅かされ易く、人民の幸福について注意が足らなくなり、地方のものの邊法精神が薄くなると難じた。
- (5) James Madison (1751—1836) はヴァージニア出身にして一七七六年同州議員となり、八八一八年まで大陸會議員であつた。彼は一七八七年の憲法議會を牛耳り、新憲法の企案と批准に大なる貢獻をした。彼は聯邦主義者の指導者として八九年から九七年まで國會で活動し、ジェフマソン大統領の下に於て國務長官をやり、一八〇八年に彼の跡を襲ふて大統領となり、二期を勤めた。ジェフマソンと親しく彼の憲法論は少からずマヂソンに負ふてゐる。

- (6) B. F. Wright: A Source Book of American Political Theory, 1929. pp. 227, 230.

### 一 憲法制定當時の反動主義

これに屬する主なる人々にハミルトン (Alexander Hamilton)<sup>(1)</sup>、マヂソン、ヂェイ (John Jay) 及びジョン・アダムスがある。

イ、「フェデラリスト」<sup>(2)</sup>

吾々はその「二十六」の「今や政府のより大きい精力が共同社會の福祉と繁榮に本質的であることを感ずる」といふ言葉のうちに、筆者の聯邦結成に對する態度を窺ふことが出来る。しかし筆者は無論自然權論者である。自然状態を豫想し、自然權を認め、社會契約によつて政府の起原を説明し、政府の正當性が人民の同意にあることを疑はず、政府をもつて本質的に必然惡とする。人間が天使でない以上は、強制力は止むを得ないものであつて、そこに政府が必要となるといふ。

だが問題は合衆國のやうな大きい領域に於て共和制が成功的であり得るや否やである。かつて大國には君主制のみが可能であることを説いたものに、モンテスキューの「法の精

神」があり、民主政治の大國に於ける實行の不可能を説いたものに、ルソーの「社會契約論」があるが、筆者は直接民主政治ならばいざ知らず、今日に於ては代議政治によつて廣い地域にもそれが可能である。地域廣ければ有能なる人物を出し得る可能性が大となり、利害の種類が一層大となつて壓制の可能性が少くなると考へる。さうしてこの代議制と地域の大であるといふことに關聯して、「共和國 (Republic) は人民の大部分から直接間接にそのすべての權力を受け、一定の期間又は過失のない限り、その職にある人々により行政せられる統治 (Government) である」とせられ、代議制であることと一層大きい人衆と地域に擴張せられること、この二點に於て、純粹の民主政治と區別せられる<sup>(3)</sup>。

然らば筆者は政府の組織についてどう考へたであらうか。もとより三權分立を必要とする。しかしマサチューセツツ憲法のやうな絶對的分立は適當ではない。要は三權の内その何れか二つ又はそれ以上の權力が同じもの手に掌握せられないことが必要である。その點に於て州と聯邦との權力關係も亦例外ではない。必ず權力の分野がなければならぬ<sup>(4)</sup>。そこで問題になるのは、立法、司法、行政の具體的關係であるが、過去に於て總督に對抗するため必要であつた議會の優越は、獨立の成つた現在に於ては既にその必要性を失つてゐる。筆者はその必要を認めないばかりでなく、立法の擴大した權限は共和制に於ては

「自由への最大の敵である」と斷ずる。なぜ議會が優越するか。筆者によれば、その原因は議會が人民の代表者でありその權限が限定されなかつたことと人民の財布に手が届き、他方他の部門の金錢的報酬に影響を及ぼし得たからである。又一院制の時は衝動的、激情的且つ暴力的たるを免れない。故に元老院を設けてこれに理性、正義及び眞理の要素を作せしめることが必要となる。然らば議會は何人を代表すべきであらうか。それは商人、地主及び教養ある自由職業者 (merchant, lander, interest, learned profession) でなければならぬ。この主張は當時の經濟狀勢を反映したものであり、大衆への不信を表明したものと考へられるが、議會の大きさについては、それが餘りに大に過ぎるときは忠實さに缺ける恐れがある。安全を保障し、地方の事情に通じ、全社會と同感をもち得る程度の數は無論必要であるが、餘りに數が多い時は、實際に議事を指導するものが少くなり、理性に反して激情によつて動くものが多くなるとする。

この議會の地位に反して執行は有能でなければならぬ。有能なる大統領が置かれるならば、彼は君主のやうになるであらうと懸念するものがあるが、執行は民衆の感情的な動きに對して、理性的な判斷に訴へる機關として必要なものであり、しかも決して共和制に反するものではない。かやうな執行の下に於て人民の意思は直接的にはないが、窮極的

には必ず支配するに至るからであると。又司法は獨立でなければならぬ。司法は常に人民の自由に最も危険の少いものであると考へられてゐるが、一般に強力ではない。これは司法が権力も意思もなく、只判斷だけを行ふからである。しかしそれ故にこれを獨立せしめることが極めて重要なのであつて、司法をして憲法の解釋者たらしめねばならぬ。かくするならばそれは司法の他に對する優越ではないかといふ疑ひを生ずるが、それは優越ではなく、獨立を意味するに過ぎない。<sup>(5)</sup>最後に人権宣言を憲法にもるべしといふものがあるが、それは元來、君主と臣民との協約であつて、人民政治に於ては人民は何ものをも奪はれず、すべてのものを保有して居るのであつて、政府は彼等の行動に直接に基礎を置き、彼等の直接の公僕と代表とが執行に任ずるのであるから、特別の留保をして置く必要をもたない。そこでは人民の自由の眞の保障は政治權力を人民自身によつて選ばれた代表に屬せしめることの内にあり、人権宣言は必要でない。

かやうに「フェデラリスト」は前時代と同じく人民の政治、殊に革命の經驗から共和主義を強調した。しかし彼等の關心の中心は、メリアムも指摘してゐるやうに、<sup>(6)</sup>人権そのものの強調ではなく、如何なる政府をもつべきかといふことであり、如何なる方法によつて政治を人民の意思に従屬せしめるかといふことよりも、何人をして人民のための政治を行

はしめるかといふことにおかれたのである。これいふまでもなく彼等の時代が破壊の時期ではなく建設の時代であつたからであつて、有力な統一政府の樹立と代議政治の確立とは、分裂的要素と民衆の衝動的な行動、ハミルトンの用語をもつてすれば、黨派と無政府を強く否定せしめたのである。一七八七年の大陸會議の議長となり、初代の大統領になつたワシントン (George Washington, 1732—1799) は、九六年の告別演説に於て、時間と習慣は政府の眞の性格を形成するに必要であつて、現存の憲法をためすための確かな基準は經驗であると述べて自重を教へ、又特に政黨や地域的黨派性に論及し、それ等は人間性からたち難いものであるが、人民政治最悪の敵である。それは復讐的精神をもつて對立を深め、人心をして專制的傾向と自己陶醉に陥らしめるのみならず、政府會議を不信に導き、行政を弱体化せしめ、誤報をもつて煽動し、外國の影響や墮落に門をひらくものである。或人々は政黨は行政に有用な抑制を加へ、自由の精神に役立つといふが、それは一部は眞理である。しかしかやうな空氣は共和制にとつてはむしろ多過ぎると述べて居る。又ハミルトンは「フェデラリスト」(十)に於て黨派の問題をとりあげ、黨派の發生は自然的にしてその原因をとり除くことは出来ぬが、その統制は企圖されねばならぬとしてその統一を考量したが、特に一七九四年、匿名の一書を著して民衆の無秩序について次の如く教へた。<sup>(7)</sup>即

ち共和制に於ける最も神聖な義務と安固の最大の源は、憲法と法に對する不拔の尊重心である。政府は往々力によるものと法によるものとに (by force, by law) 區別せられるが、前者が専制政治であり後者が自由の政治である。しかし法が遵守せられない場合、法の政府は如何にして存立することが出来るであらうか。政府は統制を豫想するものである。個人が他を侵害しないのは權力 (Power) があるからである。さうしてそれが行動するに據るべき手段は法の權威かそれとも力である。前者が排されれば後者が代らねばならない。しかもこれが政府の通常的手段となるに至れば自由はなくなる。然らば法の權威を否定するものは吾々を奴隷に導くものであると。

これ等の統一性と秩序維持の主張はこの當時の必要を適切にいひ現はしたものであるが、同時に吾々は行過ぎた民主主義的傾向に對する反動的傾向を見通がすわけにゆかないであらう。

- (1) Hamilton, 1757-1804. は獨立戰爭當時ワシントンに付き、一七八二年から三年まで大陸會議、又一七八七年の議員であつた。八十九年から九十五年まで財務長官を勤め、九十八年後はワシントンの下に於て事實上總司令官であつた。
- (2) "Federalist" は一七八七年十月から一七八八年八月までに新憲法が批准せられる目的をもつて紐育の新聞によせられた八十五の論文を集めたものであつて、これを主宰したハミルトンは少く

ともその五十一をものし、マヂンは十四、ジェイは五、ハミルトンとマヂソンの共作したものと三、他十二はマヂソン又はハミルトンによつて書かれたといはれる (E. C. Smith: A Dictionary of American Politics, 1924, p. 145.) 従つて「フェデラリスト」の思想はこの三人の思想に他ならない。

(3) コムで君主制との對立は問題にあげられてゐるが、Hamilton: Letter to Colonel Edmund Carrington, May 26, 1792. は次の如く述べてゐる。余は聯邦の必要であること、有能な一般的政府の必要であることを信ずるものであつて、余に對して州政府を排し君主制を復活するものであると非難するものがあるが、余は共和主義者である。余は政治的權利の平等を主張しあらゆる世襲的差別に反對するものである。州を否定するが如き必要は認めない。共和主義の敵は黨派と無政府 (faction and anarchy) の争である。

(4) ハミルトンは Opinion on the Constitution of the Bank of the United States, 1791. に於いて國立銀行案に反對したが、その中で州と聯邦とは何れもその目的について主權的であるのではない。一定の事項について主權的なのであつて、すべての事項についてはない。前提し、何れの政府と雖も、それに委託せられた目的にとつて必要且つ適切な法を通過する權利はもつが、單に欲するからといつてその欲することを爲す權利をもつものではない。その場合の判定は輿論の問題であらうと論じた。

(5) ハミルトンは Defence of the Independence of the Judiciary, May 2, 1802. に於いて、自由政府の基本的公理は三權分立であつて、自由の侵害は英國等にあつては執行の側にあるが、人民形態にあつてはそれが議會側にある。こゝでは當然議會が有力であり執行は餘り弱くなり過ぎてゐるとして議會の優越に對して執行を強化すべきことを暗示したが、それに比して財源も頗もた

ない司法は一番弱いと指摘し、活動を仕事とせず熟慮を擔當する司法は弱い、それは市民的自由の保全に最も役立つものであつて、安固と自由は裁判所と裁判官の實質的獨立と離つべからざるものであると論じた。

(6) Merriam : op. cit., p. 120.

(7) Tully (Hamilton): on The Whiskey Rebellion, 1794.

ロ、ジョン・アダムス (一)

ジョン・アダムスの思想については既に屢々觸れるところがあつたが、その初期の思想は時代の要求に應じて急進的であつた。政府機構については、例へば一七七六年の「政府論」に於ける「毎年選舉制が終止すれば、奴隸制が始まる」といふ言葉の示すやうに、人權の尊重を只管に強調した。然るにこの時代の彼は他の聯邦主義者と同様に保守的傾向を示し、著しく貴族主義的な立場をとつたのである。その代表的論作は「アメリカ合衆國憲法辯護論」と「ダヴィラ論」である。<sup>(3)</sup> これ等の論述は單に自然權の獨斷ではなく、廣くギリシャ、カルタゴ、ローマ、イタリー、スイスその他の史實を援用し、プラトニー、伊のマキアヴェリ、佛のモンテスキュー、十七世紀英ハリーントン、シドニー、ミルトン、ヒューム (Plato, Machiavelli, Montesquieu, Harrington, Sidney, Milton, Hume) 等の見解に論及

した廣い視野と研究的態度をもつてものせられたもので、思想的に充分注目に値ひするものであるが、その論點は無制約的なデモクラシーへの不信、貴族主義の辯護及び三權分立に於ける均衡論、この三に要約することが出来る。

その出發點は人民は専横に陥る危険をもつものであるといふ主張であつて、暴政は君主又は少數者のみに可能であり人民は暴政や壓制をなすものでないといふ見解に反對するのである。「辯護論」の「人民は抑制を受けない時は、如何なる國王や元老院も無制限な權力をもつた時と同様に、不正を犯し、暴君となり、野獸的野蠻的であり、慘忍になることは、歴史をひもとけば十分に證明出来ることであつて、多數は一つの例外なく、永久に少數から權利を篡奪して居る」といふ言葉はそれを最もよく言表してゐる。彼によれば人民は暴政に出るのみではない。嫉妬的、懷疑的であり、強要的で虚榮的である。だから無制約なデモクラシーの上に安定した政府は不可能である。故に實際に於て「デモクラシーは全然政府をもたず且つ憲法が制定せられる以前の、人民の國家以上のもではなく、又それ以下のもでもない」のである。しかしその故に人民政治が全然否定されねばならぬといふのではない。直接的にして無制限のデモクラシーが否定されねばならないのである。依然として「The Suprema Potestas, 即ち最高、主權的、絶對、無制約的權力は神及び自然によ



つて人民に置かれて居り、彼等は自らそれを奪ふことは出来ぬ」といふことは疑ふを得ない。

この「辯護論」の立場は他の聯邦主義者と一致するところであるが、彼は更に一步を進めて貴族主義的な治者観を主張する。<sup>(5)</sup> 獨立宣言は人間が神によつて平等に創造せられたと主張するがこれは事實に反する。「二人の人間はその人となり、財産或は理解力、働き及び徳に於て完全に平等ではない」<sup>(6)</sup>。もとより「あらゆる人間が他の如何なるものとも等しく、明白にして道徳的なる且つ神聖なる自己自身に對する権利をもつ」<sup>(7)</sup>ことは否定するを得ない。しかし人間に差等があり、そこに貴族主義者の存在が認められねばならない。貴族主義者とは「その人の徳、その能力、その教養、その多辯、その寡黙、その率直さ、その控目、その顔、その容姿、雄辯、氣品、感じ、態度、舉措、富、出生、技能、演説、密計、よきつき合ひ、飲酒、酒色、詐偽、偽證、暴行、不信、懷疑、自然教又は無神論の何れかによつて、社會に於て一票又はそれ以上の投票を左右又は統御出来る公民を意味する」<sup>(8)</sup>。然らば社會に於てその能力、徳、奉仕に應じて人々が尊敬せられるのは當然であり、政治組織はこの貴族主義的要素を加味しなければならぬ。事實、歐洲がアジアやアフリカに優越したのは、歐洲の政治が、土地と官職と家閥を結合し、それに名譽と公衆の注意、

考慮及び慶祝を結びつけたからであると。

この貴族主義はそれ自身從來の自然的平等觀とは相容れないものであり、又後に述べる急進派の見解と全く相容れないものである。さうしてこれが彼をして、官職の選舉による交替制特に再選を不可とする見解に反對せしめ、一般的民衆の選舉權の制限を主張せしめたのである。彼はサミュエル・アダムスへの書簡は(1790)に於て「プレーブスも人民も君主も制限を受けない時は專横をかけたが、貴族(noble)は彼の存在するところ常に自由の保持にとつて本質的であつた。歐洲に於ては君主と人民に對して彼等がそれを保持した。若し貴族が居らなかつたとするならば、トルコに見られたやうな專制政治は歐洲のあらゆる國民の運命であつたであらう。もとよりこゝでいふ貴族とは世襲的の貴族を指してゐるのではなく、人類に於ける自然的且つ現實の貴族的要素を意味する」といつて居る。彼は共和制(Republic)をもつて「人民が集合的に又は代議的に、主權について本質的な役割をもつもの」とし、自己が共和主義者たることを確認してはゐるが、この貴族主義的な思想的背景に於て自らの保守的反動性を露呈してゐるものといへるであらう。

しかしこの民衆への危惧は彼のアメリカ憲法への最大の寄與ともいふべき三權の均衡論を結果した。佛のチュルゴー(Turgot)は共和制に於ては權力の均衡は不要であつて、それ

は只君主國のみに於て意義があるとしたが、彼によれば、たとひ共和國であつても、民衆が専制に陥ることなしとせず、又多数は常に壓制を意味する。そこからあらゆる機關についての権力的均衡が必要となるのであつて、國王、貴族、庶民この三者の均衡をはかつた英國憲法は「人類の發明した最も洪大なる組織である」。何れの國に於ても最高行政官、元老院又は少數會議體と大きい會議が必要であつて、平和と自由のためにそれ等の間に権力の均衡が保たれねばならぬ。そこで彼は少數者會議は貴族的要素の代表、多數者會議は人民代表を以て組織せしめ、強い行政官をして兩者の審判者たらしめることを説いたが、テイラーへの書簡に於ては、聯邦制の下に於て考究せらるべき均衡關係を次の八方面、即ち州對聯邦政府、代議院 (House of Representatives) 對元老院 (Senate)、執行府對國會、司法府對代議院、元老院、執行府及州政府、元老院對大統領、人民對代表、州議會對元老院、選舉民對人民の均衡を指摘した。これをモンテスキューの三權分立論と比較するならば、共和國に於ける三權分立と均衡の必要を明かにしたことは、「フェデラリスト」とジョン・アダムスの貢獻であるが、彼と「フェデラリスト」との相異は、前者が人民への危惧と貴族主義的要素を強調した點にある。従つてアダムスの根本原理は、彼がジェファソンへ寄せた書簡の言葉即ち「専制政治、無制限なる主權又は絶對的權力は、人民議會の多數者、

貴族的な少數者會議、寡頭政治的な秘密結社及び單一の皇帝、その何れに於ても同じである」と云ふことにある<sup>(6)</sup>。

- (1) John Adams (1735—1826) は一七七〇年にマサチューセッツの議員となり、七四年から七七年まで大陸會議の議員であつた。彼が獨立宣言の決定に力を致したことはいふまでもないが、外交要務を帯びて外遊後、八八年副大統領に當選、一七九六年にはジェファソンと角逐して大統領に當選した。彼は聯邦主義者中最初の大統領である。
- (2) John Adams: Thoughts on Government.
- (3) A Defence of the Constitution of Government of the United States of America, 1786—1788. Discourses on Davila, 1790. 前者は「英國 G. Price: Observations on the Importance of the American Revolution, and the means of making it a Benefit to the world.」の批評をした書簡に於て、佛の Turgot が米國の特權マサチューセッツの憲法を攻撃した、それへの回答である。又後者は同じく佛のコンドルセ (Condorcet) の Four letters of a Citizen of New Haven に対する回答である。
- (4) 同じ見解が彼の Letter to Samuel Adams, 1790. に於いても述べられて居る。
- (5) 彼の Letters to Thomas Jefferson, 1813—15. に於いて「私は人類の自然的平等を證明せんとしたエルベチウス (Helvetius) やルソー (Rousseau) の面倒な努力以上につまらぬ理屈を讀んだことがなく」と述懐している。
- (6) Merriam: op. cit., p. 130.
- (7) John Adams: Letters to John Taylor, 1814.

(8) Merriam : op. cit., p. 131.

(9) 尚彼の貴族主義に追随したものに、聯邦主義者リビングストン (Speech of Mr. Chancellor Livingston in the New York Convention, 1788.) があつた。彼は富と知能の差を説いた。

## II 十九世紀前半に至る急進主義

### イ、ジェファアソン

トーマス・ジェファアソン (Thomas Jefferson, 1743—1826) はヴァージニア出身で、一七六九年から七四年まで同州の議員であり、七五年から七八年まで大陸會議の議員であつた。彼が獨立宣言の起草者であることは周知の通りであるが、七九年から八一年まで同州の知事となり、獨立後にはフランスへ派遣せられた。時恰も既に聯邦憲法は出來たが、その憲法とハミルトンが代表した商工富裕階級の政府に對して、南方の農業的要素は、直接にはハミルトンの援商政策、根抵に於ては彼等の負擔に歸すべき中央政府とその集權主義とを喜ばない。遂には例へばウィスキーの課税に反對して農民が蜂起するといふやうな事態に立至つたのであるが、同時にフランス革命の影響を受けて、急進的な民主主義的風潮が擡頭して來た。その主な傾向が行政的分權制にあつたことはいふまでもないが、特に革命フ

ランスを援助しないで英國に加擔するのは、共和制に反對して君主制を支持するものであるとし、政府を非難した。政府はこれに對して無論彈壓をもつて應酬した。かくて特に農民と都市の下層者との間に民主的共和國を思慕する氣持が熾んになつて來たが、かうした時にジェファアソンが歸來したのである。一時新政府の下に彼は國務長官を勤めたが、野に下り、これ等の民主的勢力を糾合して共和黨を結成し、富裕な商人、投資者及び銀行の代表者であつた、アダムス——ハミルトンに對抗して、急進的運動を指導し、一七九七年には副大統領、四年後には大統領に當選した。

彼は貴族出身ではあるが、民衆を愛し、形式を嫌ひ、憲法制定期に於て一時反動的に進まうとしたアメリカの民主主義を民主主義の常道に引戻したのである。こゝに彼がアメリカ歴史上に於ける最大且つ最高のデモクラットとして尊崇せられる所以が存するのであつて、いはゆるジェファアソニアン・デモクラシー (Jeffersonian Democracy) として特殊づけられる憲法制定後の民主的傾向は、彼自身の政治思想と理想から來てゐるのである。しかし彼も系統的な敘述を残さなかつた。吾々は彼の書簡と「管見」及び「ヴァージニア州に關する覺書」によつてこれを知る他はないのであるが、彼が自然權、社會契約を奉じ、政治の權威は被統治者の同意に基くとしたことは、獨立宣言の示すところである。彼によれ

ば人は他人の権利に干渉する自然権をもたない。この侵害を防ぐために國家が結成せられたのであつて、この自然権を更に安全ならしめんがためになされた社會契約は、人民の生活に於て最も神聖なものとせられねばならない。換言すれば政府は被統治者のために存在するものであつて、これに反する政府は當然に交替變更せられねばならない。これが革命であり反抗である。一般的に有能な政府は常に壓制的であるが、叛亂は電鳴の如きものであり、政府の健康のために必要な醫藥である。特にマサチューセツツの叛亂に際して、書簡を寄せ、それは無知によるものでもなければ、弱きによるものでもない。「自由の木は<sup>(2)</sup>バトリック・ハリス(獨立に参加した)や暴君の血をもつて時折更新されねばならない」とまで極言し人民の反抗権を肯定した。しかしかやうなことは非合法である。同じ目的を達するためには、通常の方法として、協約又は同意の更新が採用せられねばならぬ。現世は生きて居るものに屬し、死に去つたものには屬しない。故に法が拘束出来るのはそれを作つた世代だけである。<sup>(3)</sup>かやうな理由から、彼はデ・バッフオン(Ms. de Buffon)の人命統計を基礎に、如何なる社會に於てもその憲法や法律は十九年以上は拘束力をもち得ずとし、十九年毎の更新を主張した。

ところで彼は眞に人間は平等であると考へたであらうか。彼はニグロの奴隸制反對論者

であつた。このことはヴァージニア憲法への草案にも、彼の「西方地域の政治」に關する報告中にも述べられて居り、一八一四年には將來これを廢止する確信ありと表明した。しかし彼は絶對的平等の主張者ではない。ジョン・エダムスと同様に、人間間に差等あることを是認する。しかし彼に於ては貴族主義が自然<sup>(4)</sup>的<sup>(5)</sup>と人爲的との二種に區別せられるのである。前者は徳と能力の差等によるものであり、後者は富と出生によるものである。前者は自然の與へた最も尊い賜物であり、政治にとつて有用である。かゝる人々(アリストイ)を官職に選擇した場合には有能な政府形態が可能となる。然るに後者は有害にしてかやうな差別は法上認められるべきでないとした。<sup>(6)</sup>この富と出生による差別の排撃はアダマスと異るところであるが、第二に、アダマスが貴族的要素と人民とは別々の院を構成すべきであるとしたのに對し、彼はかやうな必要を認めず、それは人民自身の判斷に委すべきものにして、それによつてかへつて眞正の貴族的要素が選出されるとした。又彼は人民に對する態度には人に二種ありとする。一つは人民を恐れこれを信頼せざるもの、他は自己と人民とを同一視し、信頼し、その正直、安全、賢明を信するものである。前者は獨立した權威によつて人民を統制せんとし、後者は人民の自治能力を信する。こゝに亦アダマスとジェファースンの相異が生ずるのであつて、彼は「吾々は共に人民を愛するものである。

しかし貴下は彼等を幼児として愛し、看護者なくしては委せないと恐れる。しかし余は成年としてである。だから自由に自治に委すのである」といつてゐるが、アダムスは人民の暴行を防ぐために抑制を主張し、彼は政府の壓制を防ぐために抑制を説くのである。

従つてジェムズ・マートンが共和主義者であり、三権分立の主張者であつてもその趣旨は必ずしも同じわけではない。彼は一八一三年のラファイエット (Lafayette) への手紙に於て歐洲の現状に即し、歐洲のデモクラシーは失敗したとして君主制の採用を支持してはゐるが、彼はルイ十六世を愚者と呼び、スペイン、サルジニア、デンマーク、及びポルトガル皇后は同一範疇に屬し、フレデリック大帝の後継者は利己一點張の人間だと評した後、世襲君主制に反対した。特に一八〇一年の就任演説では吾々すべては共和主義者であり聯邦主義者であると言明して居る。共和制については或時は、「それは直接且つ個人的に大衆としての公民が、多数制によつて設けた規則により行ふ政府である」といひ、他の場合には「余は次のことを信ずる。……即ち個人を壓迫する多数は罪を犯しその力を濫用するものであり、強者の法によつて社會の基礎を破壊するものであるといふこと、又公民が自分の届く又出来る範囲内で個人的に物ごとを處理し、彼等自身によつて選出せられ又被免せられ得る代表者によつて他のすべてのことを行ふのは、共和制の本質であるといふことである」

と述べて居る。<sup>(8)</sup> 又三権が分立せられずそれが集中せられるならば、結果するものは専制政治であつて、その危険は一七三人の場合も一人の場合も同じであるといふ。<sup>(9)</sup>

しかし彼はアダムスとは異り、第一には人民の主権性を忘れない。共和制を説くにあつて政府の仕事の前に先づ個人権を考へてゐるのは注目せられねばならぬが、ヴァージニア憲法についての覺書に於て、彼は憲法修正權が通常議會に屬すべきであることを指摘して居り、又自由權として思考の自由、その發表についての思想の自由を論じ、<sup>(10)</sup> 地方と聯邦との關係については、區、郡、州、國家 (Ward, County/State, Nation) の四段階を貫き、政治權力は被委任者が寡頭的となるに應じてより少く委任せられ、職分はより高い秩序に向つて総合的に委任せられるといふ原則を提示した。<sup>(11)</sup> 第二に農民の立場から國費の少いことと負擔の少いことを望み「賢明にして節約的な政府、それは相互の侵害から人々を抑制し、然らざれば産業と改善について彼等自身の追求するところに委し、且つ勞働するものの口から彼の得たパンをとらないであらう」といつた。

こゝに彼の際立つた民主主義性を見出し得るが、それと民衆の能力との調和は果して可能であるであらうか。その鍵は彼の現實主義である。彼が進歩は人間の精神と共になされねばならぬと主張したことは先に述べたが、「あらゆる政府の優れた點は、それによつて

統治されるものの状態に適應することである」とは彼の根本態度であつて、歐洲に於ける民主主義の失敗後に君主制を支持したのも、一八〇三年にルイジアナの完全なる政治的自由を認めるのは時期尙早であるとしたのも、共に彼の現實主義的な考へ方によるものである。等しく共和制を説くにしても、それは程度の問題であり、その程度は公民の直接的行為の程度によるとして純理の弊を戒めてゐるのであるが、そこに彼が一方では教育の普及を重視し、又共和制の經濟的基礎を重視する所以がある。即ち彼は「自分は人間が最早この世から苦惱も罪惡も共になくなる程完全なものになるであらうとは信じないが、特に宗教と統治に於て改良の出来ることを信ずるものである。さうしてこれをなす手段は人々の間に知識を普及することである」といつたが、ヴァージニア大學の創立に力を盡したのは彼であつた。又彼はその就任演説に於てデモクラシーの條件に論及し、平等明確な正義、人民による選舉權の嚴重な監視、多數決、宗教の自由、印刷の自由、人身保護、陪審制等の市民的自由の保障の保持、軍事の文官的權威への從屬、經濟的行政をあげ、教育制度と地方制度とは共和制の二つの腕であるとした。若し政治が輿論によるとすれば、人々の意見を正しくすることが最初の又最も重要な事項であつて、人々の意見が盲昧で不健全であることは自由なる統治の死であると極言し、新聞の任務に論及して、新聞のない政府と政府のな

い新聞と、その何れをとるかといへば無論後者をとると述べてゐる。又彼はアメリカが經濟的條件に恵まれ、それによつて各人が財産をもち法律と秩序を重んずることが出来るといふことを指摘した。彼の經濟行政がアメリカ人は都市に集中せず、農業民でなければならぬといふ方針に出でたのは、彼が農民的デモクラシーの信奉者であり、都市の暴民を嫌つたからであつて、それが民主主義の經濟的條件を考慮しての上のことであることはいふまでもないであらう。<sup>(13)</sup>

かく見來つて吾々はジェファソンが實際的な政治指導者でありながら、アメリカの政治思想史の上に極めて大きい足跡を残したことを讃歎し且つ偲ばざるを得ないのである。だが彼は思想家としてどういふ型の人として規定せられるべきであらうか。それについて何人もが想像するであらうことは、彼に對する歐洲特にフランスの啓蒙家の影響である。彼はフランスに滞在し、又フランスの文人と文書を交換し、一八一一年にはド・トラッシー (Destutt de Tracy: *Commentaire sur l'esprit des lois*) を英譯した。しかし彼は著者の複數元首制には賛同して居らない。モンテスキューを参照するが、彼は英國のダーシーが下した批判と同じやうに、<sup>(14)</sup>モンテスキューは英國憲法を誤解して解釋したと評して居る。又彼はコンドルセ<sup>(15)</sup>を推奨し、人間性の改善し難いことを肯定しながらも、教育への努力

を輕視しなかつた。又十七世紀の社會契約論、特にジョン・ロックのそれに他の人々と同じやうに影響を受けてゐたことは確かであらう。しかし彼はロックよりも遙かに民主的であつた。して見れば彼は何れかの思想家の單なる粗述者では無論ないが、獨創的な主張に終始したといふことも出来ない。その點に於ても彼は民主主義者に相應はしくアメリカ人民の民主的情操を結晶せしめ、それに形を與へたといふ、メリアムの批評が、肯定せられねばならないであらう。そのために彼は十七、八世紀英佛の思想を援用したのである。彼の起草した獨立宣言について、ピッカーリング (Pickering) とジョン・アダムスは、それはオチスの小冊子に述べられたものであるといひ、それを議會に提案したリー (Lee) はロックから寫したといつて居るが、彼自身は同宣言の内容は獨創したものではなく、又その原理や情操について特殊なものを模したものでない。その形式とその説明を通して當時のアメリカ人民の心情を表現したものであるといつて居る。<sup>(17)</sup> こゝにジェファソンの面目と彼の主張の意義が存するのであつて、獨り獨立宣言のみならず、彼の思想そのものがかうした性格をもつたものといへるであらう。

- (1) Thomas Jefferson : Summary Views, 1774. Note on the State of Virginia, 1782.
- (2) *ibid* : Letters to William S. Adams 1787.

(3) この考へばかりでなく、廣くジェファソンの立場に共鳴し、ハミルトン、マーシャル特にジョン・アダムスに對して批判を試みたのはジョン・テイラー (John Taylor) である。彼は四十年以上にわたつてヴァージニアの政治を指導した。一七九四年 A Definition of parties, or Political Effect of the Paper System Considered. という小冊子に於て大陸會議に於ける黨派的對立を非難したが、後に An Enquiry into the principles and Policy of the Government of the United States, 1814. Construction construed and Constitution vindicated, 1820. Tyranny Unmasked, 1822. を公にした。彼によればアダムスは生物學的に貴族主義を主張するが、個人の生物的不平等によつては社會階級を説明することは出来ない。偶然的機會、暴力、或は無法に貴族主義の起原であつて、あらゆる財産は社會的盜奪であり、歴史上の支配階級はすべて大衆を搾取したものである。アメリカはかやうな古い階層的秩序を廢絶したが、資本家的な新階級を承認するに至つた。ハミルトンの關稅、銀行及び負債制度は富に偏するこの新しい階級を創造したものであつて、彼等は生産者から搾取してゐる。とかやうに彼の經濟的見地は彼の立場を極めて急進的なものにせしめたが、祖先の契約は子孫を拘束せずといふ主張についても、若し祖先の契約に子孫が拘束されねばならぬとすれば子孫はいく／＼自由を失ふであらうと極言した。

- (4) この十九年制の理由として彼は、進歩は人間の精神と共になすべきもので、小人の時のものを大人になつても着せやうとしたからこそ、歐州の君主制は流血の慘を起したといふ。(Jefferson: Letters to Samuel Kercheval, 1816.)
- (5) Jefferson : Letter to John Adams, 1815.

- (6) *ibid* : Letters to P. S. Dupont de Nemours, 1816.
- (7) *ibid* : Letter to John Tay, or.
- (8) *ibid* : Dupont de Nemours.
- (9) *ibid* : Note on the State of Virginia.
- (10) *ibid* : Letter to David Humphreys, 1789.
- (11) テイラーは前掲書に於てこの点を重視していふ。アダムスは三権分立を説くが、吾々は權力を先づ人民と政府に分け、人民に留保しつゝ、他の分前を政府に振りあてる。後者がそれを更に州と聯邦に分け、それが二つの立法二つの執行、二つの司法に分けられるのであると。
- (12) *ibid* : Dupont de Nemours. 尙この教育の効果を期待することは自然的な貴族的差別を否定することを意味する。この点についてテイラーの前掲書に於けるアダムスへの批評も相當に鋭い。彼はアダムスの體系は政府を自然的運命から演繹するが、本来貴族主義は自然的原因によるものでなく、道德的なものである。避けられぬものでは決してない。ましてそれによつて世襲制を根據付けることは出来ない。能力は世襲することは出来ない。手柄 (merit) を人に移轉することは出来ない。結局世襲は悲惨を生むと批評している。
- (13) Jefferson : Letter to John Jay, 1785. に於て彼は「土地の耕作者は最も價値ある市民である。彼等は最も勇敢で、最も獨立的であり、最も道義的である。又彼等は其の郷土に堅く結び、この上ない長期にわたる紐帶によりその自由を利害に結び着けてゐる」といつてゐる。
- (14) Dicey : The Laws of Constitution, 2ed. p. 1881.
- (15) Condorcet : Esquisse d'un Tableau Historique des Progrès de l'esprit Humain.

- (16) Merriam : op. cit., p. 172.
- (17) *ibid* : op. cit., p. 147.

### ロ、ジャックソンとその時代

ジェファソンは政治思想家として必ずしも獨創的ではなく、時代の要求に即して人民の情操に形式とまとまりを與へた人である。しかしその意味に於て彼はアメリカの共和制と民主主義に思想的根據を與へ、それによつて實際政治に於て民主化を促したのである。それに較べるならば、ジャックソンには政治思想家としての色彩が遙かに少い。彼はジェファソンの構想にして未だ實現せられなかつたものを實行に移したのである。もとよりジャックソンの思想がすべてジェファソンに出てゐるわけではない。特にジェファソンはデモクラシーに於ける自由を強調したが、ジャックソンはむしろ平等に力點を置いてゐた。この平等がジェファソンに於て残存してゐた貴族主義的傾向を一掃せしめたのであつて、その點に於てはジャックソンはジェファソンの未だ考へなかつたことを實行したものとひび得る。だが所詮ジャックソンは思想家よりはむしろ實踐家であつた。又この時代も思想の時代ではなく實踐の時代であつた。<sup>(2)</sup>従つて吾々はジャックソニアン・デモクラシー (Jacksonian



Democracy)として特徴づけられる、彼の時代の主たる制度的動きを略述し、そこに見出される政治思潮を通して、間接的にこの時代の指導者であつた彼の政治思想を見ることとする。

彼は一七九六年から一年間議員を勤め、九七年から一年間、一八二三年から二五年にかけ前後二回元老院に選出せられたが、一八二四年の大統領選挙に於てジョン・アダムスと戦つて敗北し、その次期選挙に於て政權を獲得した。彼の時代はその時に始まつたのであるが、當時のアメリカは二つの條件によつて、ジェファソンからジャクソンへの轉換を餘儀なくした。その一つは西部及び南部の邊境的條件とそれのもたらした思想であり、他はアメリカ資本主義の發達に伴ふ都市労働階級の勃興である。一八三〇年までのアメリカは十三州であつたが、一八五〇年までに新たに十六の州が附加せられた。然るにこれ等の新たな州の邊境生活は、自由獨立の氣風と個人主義を育くみ、平等の精神を發達せしめた。そこには大きい富もなければ、有閑階級もなく、亦歴史的な傳統もない。従つて貴族主義の擡頭する餘地なく、特權階級、世襲貴族、國王といふやうなものは全く論外であつた。それ故に彼等は選挙權の宗教的或は財産的制限、公吏の長期在任に賛せず、彼等にとつて人民主權と人民の廣い政治參與は當然のことであつた。他方、都市の發達と資本主義の發

達は、從來政治權力を握つてゐた地主的利害並に商工支配階級に對する對立をもたらさずには措かなかつた。一八二八年までに既に都市には手工業組合が發生し、全國的な労働組合が結成されてゐた。同年のフィラデルフィア職人労働組合 (Mechanic's Trade Association) がそれであるが、その後十年間に五つの労働組合が結成せられ、ニューヨークでは一八三五年、新興の労働者黨 (Workingmen's Party) が同州議會を牛耳るに至つた。これ等は資本主義や産業革命の害悪を指摘し、これを否定しようとするのではなく、むしろ奴隷状態に落ちてゆくことを防がうとする職人の抗争であり、政治及び經濟生活に於てより大きい發言權を獲得せんとするものであつた。ジャクソンニアン・デモクラシーはかうした要素を主として背景にしたものであり、又それ等の政治的要求のために立つたものが、ジャクソンの民主黨 (Democrats) である。<sup>(3)</sup>一八一二年の戦争は、アメリカ資本主義の出發點であつて、それによつて新英州を除いて、古い聯邦主義者の政治的勢力は過去のものとなり、ジェファソンの共和黨が支配的勢力となつたのであるが、その地盤であつた南部の農業は一八二八年までには邊境的段階を経過して居り、靜的な共和黨に對して期待薄になりつゝあつた。しかも西部及び北部はそこへの人口移動によつて活況を呈し、彼等は東海岸のものとは異つて道路その他の改善を要望し、中央政府からの便益と保護を期待し、共和黨の態

度に満足を感じて居らなかつた。そこへ先に述べたやうな利害を代表するものとして民主黨が登場したのであつて、兩黨勝敗の歸趨は既に明かである。一八二八年のジャクソンの當選はそれを決定的ならしめたものであつて、舊秩序の信奉者にとつては、それは確かにキング・モツの暴民の支配であり、無知の民主主義の到来であつた。

ジャクソンによるあらゆる改革運動の基礎になつたのは、大統領即ち執行權の強化である。彼は自ら大統領は議會と同様に人民の代表であると宣言し、強力に拒否權を行使して議會を脅かした。これに對して反對黨の指導者は一齊に反對し議會を擁護した。後に述べるが、判事ウェブスター (Webster) は大統領を「檻の中に入れて置かねばならぬ獅子」に擬し、執行權は決して自由の擁護者たり得ず、長年にわたるこれまでの闘争は自由を執行權からまもるためであつたといひ、カルフーン (Calhoun) は議會を理性に、執行を默的暴力に擬し、議會はあらゆる權力が裁可と指示を受くべき最大の中心點であつて、如何なる政府にも必ずなければならぬ無條件の權威は議會の手に握られねばならぬと主張した。しかし人民はジャクソンの執行權強化を支持したばかりではなく、各州はこれに相應じて、知事の選定を議會から人民の直接投票に代へ、その知事は極めて廣汎な公吏任命權と議會立法に對する強い拒否權をもつやうになつた。これ革命以來の議會が貴族主義的であ

り眞に人民の代表といふに價ひしなかつたからであつて、ジャクソンの執行權強化の處置は貴族主義的議會への抗議であり、金權的貴族主義の否定であつた。

しかしこれが只それだけに終つたものとすれば、この企ては、革命前の議會中心主義に對する憲法制定時代の反動的傾向と少くとも形に於ては異なるものではなかつた。だがそれが民主主義の一步前進であつたことは、次の諸改革が雄辯に語るところである。即ちその一つは財産的制限の撤廢による選舉權の擴張である。この擴張に對しては、マサチューセツツに於ては、ジョン・アダムス、ダニエル・ウェブスター、ジョセフ・ストリー (判事 Joseph Story)、ニューヨーク州に於ては、大法官ケント (Kent)、ヴァージニア州に於ては、マヂソン、ランドルフ (Randolph)、モンロー (Monroe)、マーシャル (Marshall)、アップシャー (Upshur) 等、有力なホイッグ指導者達が強く反對したが、これ等の反對に抗して、漸次各州は成年男子の選舉權を認めるに至つた。又官職の交替制が嚴重に要求せられ、被選官吏の任期が一齊に短縮せられた。これについてジャクソンは、第一に公吏となるに經驗は重要な條件ではなく、第二に長期の在職はよい勤務をもたらすものでないと考へたが、これは決してこの時代の新しい主張ではなく、既に述べたジョン・テイラー等もその「研究」に於て支持したところである。又一般民衆もあらゆる人々は如何なる公職にも適する能力

をもつものであると考へて居り、長期の在職は民衆との共感を減せしめ、官僚主義たらしめると考へてゐたのである。その後のアメリカに於て新しく困難を發生せしめた官職分捕制又は獵官制度 (Spoils system) は、こゝに發したのであつて、民主主義の要素である政黨政治はこれを通して確認せられたのである。この官職に關聯して、従來被選舉條件となつてゐた財産的制限と宗教的制限が撤せられ、既にジェファーソンが主張してゐた教會維持のための課税撤廢が、この時代に實施せられ、教會と國家との分離が確立した。

かくて官吏の選舉は裁判官にまで及ぶに至つたのであるが、選舉それ自體の方法も、従來は間接的であり、又その多くが議會の手にあつたのを、州に於ても亦聯邦に於ても、人民の直接選舉に移した。ジャクソンは大統領選舉に際し、一八二七年、大統領の間接選舉を廢し人民の直接に選舉によるべしと主張したが、州の財務官の選任は知事と同様に議會から人民の手に移り、従來知事に與へられてゐた多くの官吏の任命權も人民の手に移つた。更に選舉權のほか、人民は憲法改正の批准權を行ふやうになつた。かつての革命時代に行はれた州憲法の制定に於ては、それを人民に諮つたものは只二つだけであつて、他はすべて議會のみに於て決したのであるが、一八三〇年までには屢々人民投票による批准が用ひられ、それから五十年までにこれを行はなかつたのは僅かに二州だけであつた。

これを要するに十九世紀第二の四半世紀初めとジャクソンとが示した、ジャクソンニア・デモクラシーは、人民の主權性と平等の原則(5)に於て民主主義の徹底を計つたものであつた。その民主主義化は、新たに是正せられるべき問題を後代にのこしはしたが、建國以來の民主主義的傾向は、この時代に行はれた制度的實踐を通して、特徴的なアメリカン・デモクラシーとして確立せられたのである。

- (1) Andrew Jackson, 1767—1845.
- (2) 事實、この時代はこの時代の動きに基礎を興へるやうな政治思想家をもたなかつた。勿論そこには自然權思想を説くものもあつたが、それは、Nathaniel Chipman: Principles of Politics, 1833. Frederick Grimke: Considerations upon the Nature and Tendency of Free Institutions, 1848. のやうに、時代の要求に於ては餘りに古く、且つ革命時代の思想を説くか、それとも Story: Commentaries etc. のやうに、それに疑ひをもつか否定するものがあつたに過ぎない。
- (3) 彼等は又 Jackson Republicans と呼ばれた。
- (4) 従來各州ではローマン・カソリックには官吏たる資格を認めず、又種々の宗教的檢定を行つて來たのであるが、この宗教と國家との關係についてジャクソンは前掲の「覺書」に於て次の如くいつてゐる。即ち良心の自由(權利)は社會契約に於て個人の側に留保せられたものであつて、政府はこれについての立法權をもたない。政府は只他人への侵害ある場合に於てのみ干渉をなすべきものである。二十の神ありとするか、神は存在せずとするかは、その何れであつても隣人を侵害するものではない。殊に種々の相異があることは進歩にとつて望ましいことである。統一が

よしんば望しいにしても、それは強制力によつて達成出来るものではない。力を用ひることは、世界の半分を愚畜たらしめ、他の半分の偽善者たらしめるものであると。

(5) ジャックソンが平等を重視したことはこれ等の改革が示すところであるが、彼が合衆國國立銀行案について金融獨占に反対し或は獨占企業の抑制を計つたのは、自由よりも特に平等を重視したからである。

### ハ、十九世紀中葉の人道主義

憲法制定當時の政治思想、それは形式的にいへば、聯邦的秩序創設の必要から、内容的にいへば、商工的貴族の要求に基いて、民主主義よりもむしろ共和主義に重點を置いたが、ジェファソンニアン・デモクラシーは邊境的農業利益を主たる基礎とし、國家を必然悪と考へ、特に自由を高調することによつて、失はれた民主主義的意識を回復した。さうしてジャックソニアン・デモクラシーは西部北部の農民と都市労働者を主たる基礎として、平等を強調し、急進的な民主主義を實現した。然るに歐洲では一八三〇年に六月革命が勃發し、その人道主義的な風潮が大西洋を越へてアメリカにも及んで來た。英國前世紀のウィリアム・ゴドウィン (William Godwin) やフランスのルソー的思想が流入し、英國のロバート・オーウエン (Robert Owen) の人道主義が少からず知識階級を刺戟した。<sup>(1)</sup> 殊にフランスの空

想的社會主義者、フーリエ (Fourier)、カベト (Cabet) やオーウエンの社會主義的理想郷が諸所で作られたが、さうした風潮の一つとして、人道主義的な民主主義論が多く知識人によつて説かれた。その主なるものとして、エマソンを始め、ソーロー、チャンニング、文人としてホイットマンを擧げることが出來よう。<sup>(3)</sup>

就中注目すべきはエマソンの「政治論」<sup>(4)</sup>であつた。その中心思想をなしたものは個人の神的充全性ともいふべき個人の尊重にあるが、彼によれば、民主主義の基底は「汝自身のために判断し汝自身を尊重せよ」「國王と雖も自分より正しくないならば、如何にして自分よりも偉大であるとなし得るか」といふことの内にある。「人々の心をとらへ、人間の法律と革命に於て人間のなし得る最上のものを表現した政治の理論は、人と財産を政府の保護すべき二つの目的としてゐる。人については、すべてのものが自然に於て同じものであるが故に、平等の権利をもつ。この利害が全力を盡して民主主義を要求するのである」。しかし財産は不平等であつて、人間としてのすべてのものの権利は平等である。この故に選挙の財産的制限は、人の重要性を最小化するものとして、もとより否定せられねばならない。又政府に與へられた最高の目標は人間の教養といふことでなければならぬ。「國家に關し吾々の銘記すべきことは、その制度はたとひ吾々の生れる以前から存在して

あるにしても、本源的なものではないといふこと、又それ等は市民に優越するものではないといふこと、更にその何れもが一度は或人間の行爲であつたといふこと、あらゆる法と慣例は特殊の事項に應ぜんがための方便に過ぎないといふことである。「法は單に備忘(Memorandum)に過ぎないものであつて、吾々はそれを必要に應じて改廢しなければならぬ」「吾々の法律は一つの通貨であつて、吾々はそれに吾々の姿を捺捺するのである。だがそれはすぐさま認められなくなり、時間の進行に於て造幣局に歸るのである」。しからば當然に政治の少いこと、法の少いこと、さうして權力の少いことが望ましいことになる。然るに國家の現状如何といふに、その目的は賢人の育成にあるにかゝはらず、現實の政府はこの目的の拙い模倣に過ぎず、賢人が現れれば彼を國家は撲滅して居る。民主主義は「つまらぬ騒々しい病的なことではなく、新聞に嘘を書いたり、選挙の豫選會で壯語したり、嘘を金にしたりすることではない。一般的善のための愛の精神である」として、民主主義の現實を批判した。

チャニング(William Ellery Channing)は後に述べるやうに有力な州主權の否定論者であるが、その人道主義的影響はエマーソンに劣らぬものがあつた。彼によれば人間は神の像にしたがつてつくられた、合理的道德的且つ不死の存在であつて、あらゆる人間はそ

の内に、宇宙に於ける最大の觀念即ち神の觀念の酵素をもつて居る。人生の窮極的目的はこれを展開するにあり、人間はそれ自體が目的である。さうして個人も國家も共に道德法に制限を受けるものであつて、國家は權利の觀念を最高とし、それが多數或は少數によつて犠牲にせられることなきを期さねばならない。「權利は人間の法以上に古く、法はその聲でなくてはならぬ」。「正義は財産よりも、程度に於てではなく、質的に、より善なるもの」であつて、政府は「その政策を全然正義に従はしめ、各人の權利を最高の又恒久の目的として確保する」時に最も完全なものとなる。換言すれば國家の立法の最高目的は國富ではなく道德的善であり、國家の外部的な繁榮ではなく、個人の善である。そのために權力は犯罪を抑止し公的秩序を維持するに必要な最小限にすべきものであつて、社會が平和である限り、政治の少いことがより望ましい。然るに現状を見るに、「人間は多く政治するに、即ち國家や帝國のために大きい計畫を樹てるには、餘りにも無智である」。その政策は社會福祉の大法則と一致して居らない。それ故に「人間の人間に對する權力は少ければ少いほどよく」、言論の自由が與へられねばならぬが、特に大衆が權力を用ひて、精神的盲目と精神的死をもたらしつことのないやうに戒めねばならぬ。

かやうにチャニングは強い精神主義と個人主義を示したが、彼とは州主權について反對

の立場に立ちつゝ、更に徹底した見解をもつてゐたのは、ソーロー (Henry Thoreau) である。彼は後に述べるやうに、「政府は最も少く統治するものが最上である」と確信してゐた。彼によれば、政府は國民がその意志を執行するために選んだ形式に過ぎず、常備軍のやうに濫用と墮落に陥り易いものである。だが政治に參與することも極めてつまらないことである。投票は殆んど道德的意味をもたない「遊戯の一種である」。「投票者は正しいことが普及しなければならぬといふことに眞剣に心を用ひるものではなく、それを多數決に委さうとしてゐる」。「たとひ正しいことのために投票するとしてもそれは何事をも實行しては居らぬのである。それはそれが普及しなければならぬといふ自己の願望を勝手に人に告白してゐるに過ぎない」と。

このソーローの無政府主義に近い、個人主義的な民主主義批評は、この一群の人々の個人主義的性格を最も極端に表はすものであるが、その精神主義、人道主義を代表的に示しつゝ民主主義を謳歌したのは民衆詩人ホイットマン (Walt Whitman) である。<sup>(5)</sup> 彼にとつては民主主義は單なる政治組織ではない。それは精神の問題であり、人間の心、情緒、信仰に深い基礎をもたねばならぬ。「仲間よ！君は私と共に二つの偉大なものを頌つものだ。さうしてそれらのものを包括し、更に光輝ある第三のものが現れる。それは「愛」とデモク

ラシーの偉大——それから「室教」の偉大さである。「僚友の愛をもつて僚友の生ある限りの愛をもつて」「僚友の愛によつて僚友の男性的な愛によつておゝデモクラシーよ」「デモクラシーよ武器が到る處で君の胸に擬せられてゐる時、私は君が落つて不滅の子等を産むのを見、夢のなかに君の擴がりゆく姿を見、擴げたマントでこの世界を掩ひつゝある君を見たのだ」。デモクラシーは民衆進歩の信仰である。アメリカを見よ、その睿智は民衆の内にある。マンハッタンを、ブロードウェイを見よ。あの政治の騒々しい光景、若い巨人の訓練こそ民力の發展をもたらすのである。そこから民衆への親しみと民主主義の自由と平等が生れる。「民衆の言葉はたゞ行ふ者、愛する者、満足する者、眞に知る者達だけに挨拶する」。「詩人はこれ平等人だ、彼の時代と國土とを平等化するものだ」。「詩人は自由の聲でありその表現だ」「偉大な詩人の態度は奴隷を奪起させ、獨裁者を戦慄せしめるのだ」。強制や法によつて善人を作ることには出来ない。民衆の徳性、價值、自己抑制は法によつて養ふことは出来ない。尊きは自由である。個人であり、個人の人格である。「強く抵抗せよ、服従するな」一度無條件の服従をしたなら一度奴隷になり切つたなら、一度奴隷になり切つたなら、この如何なる國民も州も都市も二度と自由を取返すことは斷じて出来ないのだから。「一切のものは個々の人々のためにあり一切のものは君のためである

のだ。「アメリカの堅實さは全々個人達のそれにある。唯一の政府は個人達を閑却しないところのものである。宇宙の全法則は単一無二の個人——即ち君に對して的確に向けられてある。」かう彼はうたふのである。<sup>(e)</sup>

- (1) アメリカに於てオーウェンの影響を受けた人々は一八三〇年のニューヨークの労働者黨 (workingmen's Party) の結成に参加したが、彼等は當時の禁酒運動、婦人参政權運動、更に奴隸廢止運動に活躍した。
- (2) Francois Charles Marie Fourier の思想は四十年代に、例へば Albert Brisbane, Horace Greeley, Parke Godkin 等によつて紹介せられ、五〇年までの社會改良運動家を風靡した。さうして彼の構想した新社會が國內五十餘ヶ所で試みられたが、新英州の文人の「超越哲學俱樂部」の發起になり、前記の人々更に Hawthorne 等が加勢して有名になつたのが Brook Farm Phalanx である。又イカリア航海記 (Voyage en Icarie, 1839) を書いた佛の Etienne Cabert 女史が一八四九年にイリノイス州で新しい村「イカリア」を建設した。又これよりさきオーウェンは一八二五年にインディアナ州に新社會・New Harmony Community of Equality を創設した。
- (3) R. m. Bird の "The Gladiator" を R. T. Conrad の "Jack Cade" のやうな大衆蜂起を題材とした劇が現れたのもこの當時のことである。
- (4) Ralph Waldo Emerson: Essay on Politics, 1842.
- (5) 彼は青年時代から種々の経験をもつたが、シャットン運動に刺戟を受けて、ニューヨークの民衆に關係をもつ。一八五五年にはブルックリンの Daily Eagle の編輯にあつた。一八五五年にアメリカ近代文學の基礎といはれる傑作詩 "Leaves of Grass" を出し、八十年代まで勞作を發表

したが、彼の政治的な見解を知つたのは、この「草の葉」の Democratic Vistas, 1870. によるのである。この譯文を原田重隆譯「草の葉」有島武郎選譯「草の葉」とした。

- (6) 本書の譯文の原典は、  
The Federalist, ed. by Lodge, 1888.  
C. G. Bowers: Jefferson and Hamilton, 1925.  
J. S. Bassett: The Federalist system, 1906.  
O. Frederick: Alexander Hamilton, an Essay on american Union, (2ed. 1921)  
J. A. Smith: Spirit of American Government, 1907.  
C. A. Beard: Economic Origin of Jeffersonian Democracy, 1915.  
B. F. Wright: The Philosophy of Jeffersonian Democracy, in A. P. S. Q. XXII. 1928.  
M. Farrand: The Fathers of the constitution, 1921.  
W. F. Dodd: The Revision and Amendment of state constitutions, 1916.  
F. J. Turner: The Frontier in American History, 1920.  
E. B. Greene: The Foundation of American Nationality, 1922.  
C. A. Beard: an Economic Interpretation of Constitution, 1913.  
V. Z. Parrington: Main Currents in American Thought, 1927.  
R. G. Gettel: History of American Political Thought, 1928.  
J. M. Jacobson: The Development of American Political Thought, 1932.  
C. E. Merriam: American Political Theories, 1920.  
W. S. Carpenter: the Development of American Political Thought, 1930.  
B. F. Wright: A Source Book of American Political Thought, 1929.

## 第四章 奴隷並に主權に関する論争

既に述べたやうに十九世紀前半に於けるジャクソンニアン・デモクラシーの下に、アメリカは急激に民主主義化した。しかしこの民主主義化の前には、二つの大きい問題が横たはつてゐた。一つは奴隷制の問題であり、他は州主權の問題である。奴隷制については既に革命時代から一般の空氣は、いふまでもなく好意的でなく、ワシントン、ジョン・アダムス、ジェファソン、モンロー (Monroe) 等、何れもそれが好ましくないとすることに於て一致してゐた。殊に一七八七年の西北部條例 (Northwest Ordinance) の反奴隷處理から北部では漸次廢止せられ、南部に於ても各植民會社がその廢止に動いてゐたのである。然るに動力機の使用その他の技術改良により、又特に一七九三年ホイットネー (Ely Whitney) が操綿機を發明したために、南部及び南西部に於て棉工業が發達するに至り、奴隷労働に對して新しい需要が生じた。一八二〇年頃のニグロの數は僅かに百萬であつたが、一八六〇年には四百五十萬に達してゐた。又政治的には一八〇三年のルイジアナの買収を始めと

して、アメリカ聯邦の擴大を見たが、既に一八一二年の戦争以來、新英州の紡績やペンシルヴァニアの鐵工業に於て工業化した北部は、棉栽培の南部と經濟的に相容れない關係に立つてゐた。然るにいま擴大によつて兩者間の均衡が破れ、兩者の對立が表面化するに至つたのである。サウスカロリナ州が一八二八年と三二年の關稅法に反對しその無效を主張したのは、さうした事情に基くのであるが、これが聯邦に於ける州の地位を問題にせしめたのである。かゝる事態に於て奴隷制の存廢はそのまゝに目を蔽うて看過するには餘りにも重大な問題である。しかも既に述べたやうに、一八三〇年の六月革命後の人道主義的風潮は大西洋の岸を洗ひ、奴隷廢止の動きを刺戟せずには措かなかつた。遂に一八三一年の初頭、感情的な奴隷廢止論者「アポリシヨニスト」(Abolitionist) は、ボストンに「解放者」(Liberator) を結成したが、同年ヴァージニアのサウザンプトン (Southampton) に虐殺事件が起り、輿論は一齊に興奮した。かくてこの年を發端として、書簡或は論著、討論を通して、倫理、宗教、經濟、政治の各方面からその存廢が論ぜられた。と同時に州の主權問題が論議せられたのである。

アメリカが憲法制定によりいはゆる國家聯合 (Staatenbund) の状態から聯邦に移行したことは争はれない事實であるが、その聯邦の下に於て、聯邦と州との間に主權が分割し得



られるといふことは決して考へられなかつたことではない。むしろそれが法學者の一致した見解であり、主權が人民にあるといふことは争はれなかつた。しかしいふところの人民が州に屬するものとしての人民であるか、それとも全體の集合としての人民であるかは、「フェデラリスト」によつても不問に附された問題であつた。然るにこゝに奴隷問題は南部諸州と北部諸州との對立を生み、それに關聯して州に國會の立法を忌避する權能ありや否や、又聯邦を脱退する權能ありや否やが、現實の問題となるに及んで、主權の本質と人民の意味が問題になつて來た。さうしてかつての少數派であつた州が、聯邦に對する州の主權性を主張したのと同様に、少數派たる南部諸州は、州の主權性を強調したのである。

かくて約三十年間にわたつて論争を重ねたこの二つの問題、少くとも奴隷問題の歸趨は、一八六一年から四年にかけての南北戦争に於ける武力によつて決せられたのであるが、この期間は政治思想的には、英佛から繼承せられた自然法的哲理的政治思想の段階から、十九世紀後半に始まるアメリカ的な實證的政治學說に轉ずる過渡期に相當し、アメリカ政治思想の發展の上に於て可成り興味のある時代である。こゝでは次に來るべき政治學說の酵母はこれをしばらく措き、二つの問題の論争の性格を明かにするために、肯定否定の兩派に分つて、その政治思想を蔑見することとする。

- (1) マチソンがその見解の筆頭であることはいふまでもないが、一七九二年「最高法院の Chisholm v. Georgia」の判決は「その見解をこゝに居る。又十九世紀に於ける John Taylor: New View of the Constitution, 1822. N. Dane: General Abridgement and Digest of American Law, 1823—9. N. Chipman: Principles of Government, 1833. Mansfield: The Political Grammar of the United States, 1834. F. Grimke: Nature and Tendency of Free Institution, 1848. 及び」

## 一 奴隷制廢止論

### イ、「アポリシヨニスト」

アポリシヨニスト（即時廢止論者）は一八三〇年當時の澎湃たる人道主義的感情から、奴隷制の即時廢止を主張した北部の人々であつて、その政治思想の根本は自然權思想であつた。即ち各人は平等に創造せられ、政府には獨立せる不可讓渡の權利をもつものであつて、如何なる政府もこれを奪ふことは出來ない。自由は人間の生得權にして、或條件の下に於て享有することが出來るといつたものではない。然るに奴隷制はこの自然權を剝奪する不正義にして、即時無條件的に廢止せられねばならぬといふのである。

この運動の發端をなしたのは、一八三一年初頭の「リベレーター」の結成である。これは最も強硬論者であつたガリソン (William Lloyd Garrison)<sup>(2)</sup> の創設によるものであるが、「リベレーター」の原理宣言 (Declaration of Principles for the Liberator) はその冒頭に於て、「すべての人間は平等に創られ、彼等の創造者によつて一定の不可譲渡的な權利、即ち生命自由及び幸福追求を含む、諸權利を賦與せられたといふ、アメリカ獨立宣言に於ける自明の眞理により、余は吾々の奴隷人口に即時參政權を與へるため、果敢に闘ふであらう」と述べて居る。一八三三年のアメリカ反奴隷大會の宣言 (Declaration of Sentiment of the American Anti-Slavery Convention) も亦獨立宣言の自然的自由と平等に關する字句を引用し「自由を享有する權利は不可譲渡である。それを侵すことは、エホバの特權を篡奪することである。各人は自己自身の身體に對し、彼等自身の勞働の果實に對し、法の保護に對し、社會の共同利益に對して權利をもつ。故に奴隷を保有する權利を許容する現行のすべての法律は神の前に明らかに無効である」と述べる。同大會四月十一日の演説に於て、セワード (Seward) は「憲法よりも高き法あり。」「奴隷制は神の法に反するものである。」と説いたが、有名なヴァン・ゼント (Van Zandt) 事件について判事チェース (Chase) は逃亡奴隷法は憲法違反である。なぜならば憲法は自由憲法であるからである。

それは「自然權と正義の偉大なる原則を成文法として確立したものである」が、奴隷制は自然權に反したものであり立法府は正義を不正とし、不正を正義となすことは出來ず「裁判所は不正なる法を認めるべき義務なし」と判決した。

しかし即時廢止論者の内には單に自然法的見解からのみならず、自由主義的人道主義的立場から來る反權力思想に基いて、これを主張するものがあつた。その最も著しいのは、新英州無抵抗協會 (New England Non-Resistance Society) の主張である。同協會は一八三八年の宣言に於て「成員は如何なる人間の政府にも忠誠を認めない。しかし物理的に訴へて如何なる政府に對しても抵抗するものではない。吾々にとつて、アメリカ公民の利益、權利、自由は全人類のそれ等と同じく高價なものである。吾々はすべての官職につかず、投票を肯んぜず、裁判の助けを受けない」といふ。これ彼等が暴力をもつて不合理且つ非基督教的なりとし、これによらない政府は存在せずとするからであつて、この政府の本質的な非基督教性的の故に、基督教徒は出で來り、この世の王國を離れよといふのである。この見解を、極端アポリシヨニストであつたノイエス (Noyes)<sup>(3)</sup> は、ガリソン宛の書簡に於て、「すべての政府は諸王の王、主の主によつてとり代はられねばならぬ」と書いて居る。又一八三八年のボストンに於ける平和大會は「吾々は自發的に吾々をあらゆる立法、司法機

關から除外し、すべての人間の政治、現世的名譽、權威の存在を否定する」といふ決議を採擇し、逃亡奴隷の政府反抗權を是認した。又一八四一年、ボストンのリベレーターは、奴隷保持者「彼等は最も惡しき窃盜であり、掠奪者なるが故に……國會に於ける席を許さるべきではなく、……吾々は彼等を基督教と共和主義と人道の柵内にあるものと見做すことを得ず」と宣言した。

かうした主張に稍々理論的な主張をもつて加はつたものにホスマーと前述のソーローとがある。ホスマー(Hosmer)はその著「高次の法」に於て、良政府ならばそれは最上の人々即ち最も賢明にして道德的知的な人々のみに適合するが如きものではない筈である。「若しさうだとすれば、同じ論理によつて、悪い子供は悪い両親をもつべきであり、病人は健康なものよりも、更に悪い取扱ひをされねばならぬこととなる」として、奴隷解放について漸進主義を主張する人々に應酬し、即時植民會社の廢止を主張し、その實行が出来ないならば聯邦を解體すべしと説いた。又ソーローは「市民的反抗論」に於ていふ。「政府はその統治が最も少い時に最良であるといふ標語を衷心より肯定する。……それより推論するならば全然統治せざることが最良なりと信ずる。」故に政府は精々のところ便宜的なものであつて、實際問題としては余はよりよき政府を求める。「しかし多數者が支配してゐ

る政府は、常に、人々がそれを理解してゐる範圍に於てさへ、正義に基礎をおくことが出来ない。」アメリカに於て政府が何かの役に立つたとすれば、それはアメリカ人の性格によるもので、政府が何事をも行はない方が多くを爲し得たと考へられる。「政府は屢々人間活動の障害である。だから何人も革命の權利を認めるのである。奴隷廢止論者はマサチューセツツの政府からそれへの支持を撤すべきである。」「何人にせよ、不當に投獄する政府の下に於ては、正義の人に對する眞の在り場所は獄舎である。」「吾々は絶對君主制から制限君主制に移り、民主政治に進歩して來たが、人間の權利を組織するには飛躍が可能であつて、眞に自由な啓蒙された國家は「個人をより高い且つ獨立した權力と認める」國家である。しかしさういふ國家はどこにも現存してゐない」と。かくして彼は無政府的反權力思想から奴隷廢止の實行を期したのであるが、直接に奴隷廢止を主張した一書に於ては、「アメリカ政府に對し人は如何に行動するであらうか。余は恥辱を感じずしてそれに協力することは出来ない」と答へる。かりそめにも余はあの政府組織を奴隷の政府でもあるところの余の政府であると認めることは出来ない」とも述べて居る。

然らばアポリシヨニストは支配者から自我の束縛と暴力政治と罪の桎梏からの解放といふ見地から、奴隷解放を期したものであつて、遂には教會や國家から脱せんとする神秘的

な完全主義 (Perfectionism) の徒となつたのである。従つてその主張は著しく感情的非妥協的であり、その態度は煽動的であつた。そのためにかへつて南部の奴隷制支持者を硬化せしめ、ガリソンの如きは事務所の襲撃に遭つて危く私刑を免れ、又投獄せられたこともある。かゝることが又その急進性を拍車し、彼等の政府そのものへの反感を助長したのである。

- (1) 既に述べたやうにこの時代には理想主義的人道主義的な哲學的風潮が盛んであつた。その傾向の一つの現れは空想的社會主義運動であつたが、他の一つは宗教さへ否定せんとした自由主義運動である。モルモン教 (Mormon) や一千至兩年信者 (Millenites) がそれである。奴隷廢止問題もその一つである。
- (2) William Lloyd Garrison はクエーカー的廢止論者で、印刷工であつたが、後に新聞の編輯に従事した。バルチモアの奴隷賣買を強く攻撃して投獄せられた。
- (3) Letter of Noyes to Garrison, 1837.
- (4) William Hosmer: The Higher Law, 1852.
- (5) Henry David Thoreau: Civil Disobedience, 1849.
- (6) *ibid*: A Yankee in Canada, with Anti-Slavery and Reform Papers.

ロ、穩健廢止論者

これにはボストンの牧師チャニングと政治家としてはリンカーンを擧げるべきであらう。チャニング (Channing) は倫理的見地から自然權を肯定し、奴隷制度に反對した<sup>(1)</sup>。彼によれば、道德的存在としての人間は物としてではなく人間として認められねばならぬ。あらゆる人間はその本質と人間性の基本的要素に於て平等であつて、動物からはその理性によつて區別せられ、良心をもち、又發達する力をもつ。その點に於て人は平等である。この道德的性質から一定の權利をもつ。自己の力を行ひ自己と他人の幸福と徳を増進する權利があり、その知能を行ひ啓發し、その義務を探究し、その道德的價值によつて敬せられ、その勞働に對して公平に報償を受くべき權利がある。これ等は人間が棄つることを得ない先天的權利であり、彼が世界に於てその職分を正當に遂行するに缺くべからざるものであつて、政府はこれを尊重し維持しなければならない。

「奴隷保有者は奴隷を彼の財産として要求する」が、人を財産とするこの要求は誤りであり、根據のないことである。人間についてのかやうな權利はあり能はない。彼を財産として保有し遇することは重大なる不正であり、壓制の罪を犯すことである。人間は權利をもつものであり、奴隷の本質は人間を他人の手中に無防禦で置くことであるからである。若し權利がかくの如く、創造者の賜物であり、すべての人間の道德性から離つべからざるも

のであるとすれば、國家が成員に法律を課す權威は、制約をもたざるを得ない。國家は忠誠を要求するが、それは保護があつてのことである。政府は個人と同様に道徳法に拘束せられる。「權利は人間の法律よりも古く、法律はその聲でなければならぬ」。得策なりや否やの考量はこれ等の權利に反してなされるべきものではない。個人の善は國家の福祉よりも實質的に更に重要であるからである。それは國家 (Body Politic) に富や權力を譲ることよりも更に神聖な高い重要な關心事である。「政府はその政策が最も完全に正義に従つた時、又最高恒久の目的が各人の權利の保障に置かれた時、最も完全である。これが自由政治の麗しい理想である」。代議政治であつてもこの權利を無視するならば、その範圍に於てそれは専制政治である。ところが奴隷は民主政治に反し、奴隷制の下では自由の精神は存在し得ず、發達するを得ない。それはすべての人間の權利を無視せしめ、自由の精神の没落を餘儀なくするのである。自由なる制度は自由への希求を基礎とするが、奴隷制度はそれを掃蕩し傷つけるものである。殊に民主政治は人が命令することと共に、人に服従することを學ばねばならぬことを意味する。然るに奴隷の社會は命令することのみの習慣をもたらし、奴隷以外に服従することを學ぶものがない。それ故にそれは人々をして民主政治に適しないものにする。

しかし奴隷に今自由を與へることは彼等にとつて親切なことではない。むしろ慘酷である。といふのは彼等はそれを理解し享有する準備を未だ整へてゐないからである。「奴隷は所有者をもつべきではない。しかし後見者 (Guardian) はもつべきである」。その點に於て「アポリシヨニスト」は正當でない。

かやうな主張にくらべ、簡潔ではあるが、政治家として健全な廢止論を試みたのはリンカーン (Abraham Lincoln) である。彼は「アポリシヨニスト」ではない。しかし夙くから奴隷制の不正義を信じてゐた。その論據は獨立宣言の人間の平等といふことである。彼はこの宣言はあらゆる人間に適用せられるべきであると信ずるものであつて、判事ドугラス (Douglas) が獨立宣言はニグロには適用せずと主張したのに對し、彼は一八五七年六月二十九日、スプリング・フィールド (Springfield) の演説に於て次の如く述べた。即ち同宣言はニグロにも適用せられるべきものであるが、同宣言の平等の意味は、すべての人間がすべての點に於て平等であるといふのではない。それは生命、自由、幸福の追求に於て平等であることを意味し、色や大いさ、知識、道徳、或は社會的能力等に於て同じだといふのではない。又そのことはすべての人間に同様に直ちに政治的平等を供すべきであるといふことを意味するものではない。獨立宣言はたえず仰望せられ、それに向つて努力せられ、

しかも完全には實現せられない……自由社會の理想である。然るに奴隷制はこれとは相容れないものである。勿論ニグロに白人と同じ社會的政治的特權を與へよと主張するのではない。ニグロは「自己の手で得たるパンを自己の口に入れる權利」を與へられるべきである。劣者を奴隷にする優者の僭稱する權利はあらゆる自由政治の原理と正義とに合致しない。「人間は他者の同意なくして他者を支配するに足るだけに善良なものではない」と。又彼は一七五四年十月六日ペオリア (Peoria) に於ての演説でも漸進的廢止を示唆し、「白人が自己を統治するときそれは自治である。しかし彼が自己と他者を支配するときそれは自治以上のもの——專制政治である」といつて居る。かくて彼は奴隷問題はニグロだけの問題ではなく、白人自身の平等と自由に對する脅威であると、自由と奴隷制とは永久に相容れず、その何れかが他を覆滅するとする、「奴隷になりたくないものは奴隷をもつことに同意すべきではない。他人に自由を拒否するものは自分自身それに償ひせざるものである」と。

これ等の廢止論中チャニングが自然權を倫理的見地から基礎付けんとしたこと、<sup>(2)</sup>リンカーンによる獨立宣言にいふところの平等の解釋とは、政治思想として特に注目し得るものであるであらう。

(1) William Ebery Channing : Essay on Slavery, 1835.

彼はハーバートを出で、二年間の南部滞在から奴隷問題に關心をもつに至つたが、ルソー・ゴドウィン、及び「女權辯護論」(Mary Wollstonecraft: a Vindication of the Right of Woman, 1792.)の著者、メリー・ウォルストンクラフトの影響を受けた。彼が人道主義的民主主義者たることは先に述べたが、J.G.「奴隷論」のほかに、The Abolitionist, 1836. Emancipation, 1840. The Destiny of Free State, 1842. の諸著がある。

(2) この當時チャニングのほか、彼と同じく倫理的見地から廢止を説いたものに、ブラウン大學の Francis Wayland : The Elements of Moral Science, 1835. があげられる。(Jacobson: op. cit. pp. 336-1. 以下参照)

## II 奴隷制支持論

### イ、消極的辯護論<sup>(1)</sup>

消極的辯護論は自然權思想を中心とするものであつて、これには大體二つの傾向が認められる。一つは自然權それ自身を否定するものであり、他は自然權を認めるも、それが奴隷制を肯定せしめるとするものである。奴隷制支持論者の最も有力であつたのは、カルプーン (Calhoun) である。<sup>(2)</sup>彼は一八五一年に、アメリカに於ける最も優れた政治哲學の一つ

とせられる、「政府論考」<sup>(3)</sup>を公にした。本書の内容については更に觸れなければならぬが、それに於て自然權について次のやうに述べて居る。憲法に於て尊重すべきは自由と保護の二つであるが、後者は前者よりも遙かに重要である。抑々「自由はそれに適合せざる人民にこれを強ひるならば、喜びとはならずして呪詛となる」ものであつて、その反動は無政府を導く。故に「すべての人民は平等に自由を求める資格ありとすることは非常な又危険な誤りである」。又「自由は完全なる平等なくしては完全ではあり得ないと考へることは、問題にならぬ誤りである」。人民政治に於て法の前の平等といふことはいふまでもないが「自由にとり平等を本質的條件とすることは自由も進歩も共に破壊することとなる。」「條件の不平等は自由の必然的結果であると共に進歩に缺くべからざるものである」。なぜならば彼等の條件をよりよくせんとする個人の願望が進歩の原動力であるからである。「すべて人間は自由且つ平等に生れたといふ見解から重大な誤謬が生れて來るのであつて、これ以上に根據のない誤りはない」。自然状態に於て人間は自由平等であるといふが、「もしかやうな状態がかつてあつたとすれば、確かにすべての人間はその内で自由且つ平等であつた。即ち彼等の望むまゝに自由で、他人の權威や制肘から解かれてゐたからである。しかしかやうな状態は全くの假説である。それは決して存在しても居らず又存在し得るもの

でもない。なぜならばそれは人種の保持存続に矛盾するからである」。故に「それを自然状態 (State of nature) としつゝのは大きい誤稱である。……人間の自然状態は社會的政治的である」と。この自由に對する見解と人間の自然權否定が、彼に於て奴隷制支持の理論的根據となつてゐることはいふまでもない。彼は獨立宣言はこれは文字通りに解すべきものではない。さうでなければ眞理でないことが一つならすある。第一にすべての“man”は……生れたとあるが、生れたものは赤ん坊であつて、彼等が人間 (man) に生長したのであるといつて居る。

又サウスカロリナのシムス (Simms) は「奴隷制の道德」<sup>(5)</sup>に於て自然權思想はその眞理性によつてではなく、それが如何にも心地よくひどく感傷的なフランス哲學が流行し、そのために受け入れられたに過ぎない。人間は本來不平等に創られて居り、その不平等が社會的政治的の進歩を齎すと主張したが、フレッチャー (Fletcher) の「奴隷制度研究」は宇宙のすべての調和の源泉は不平等にあるとした。<sup>(6)</sup>更にサウスカロリナのクーパー (Cooper) はその「經濟學要義」<sup>(7)</sup>に於て自然状態はこれを豫想しなければならぬが、すべての人間が同じ權利を天賦せられてゐるのではない。實力 (force) はあらゆる權利の基礎にして、「自然の宇宙法則は實力である。この法則によつて下級動物は人間に從屬し且つ同じ法則が人間の

關係を支配する」のであつて、グロチウス、プーフENDORF、Vattel はすべて社會契約を説き自然狀態を豫想した<sup>(7)</sup>等が主張するやうな自然法則を認めることは出来ない。かゝる自然法則と自然權説は理論家が作成した體系に過ぎない。「權利はこれを嚴密にいへば、社會によつて只承認せられ保護せられることを意味する。政府と獨立して得られた自然權の如きは存在するものではない」と論じた。

この自然權否定論に對し、自然權は認めるも、その内容は奴隷制に矛盾せずとした人々として吾々はブレッドソー (Bledsoe) 「自由並に奴隷制に關する論稿」をあげることが出来る<sup>(8)</sup>。彼によれば、人々の天賦の自然權は否定するを得ないものであるが、その内に自由、財産並に政治權力についての自然權ありとは考へられない。それ等についての或ものの權利は全體社會のために犠牲に供せられねばならないからである。又政治的權力又は特權は、すぐれた適合性又は能力によつて生じたものであり、自由は形式的平等から生ずるものではなく、その知性と徳性の平等に依存するものであると。又スミス (Smith) の「奴隷制の哲學と實際」<sup>(9)</sup>は、自然權の一つとして、人間が成育の初期に於てその意思の自主的活動力がそこなはれないやうに、他人が絶対に支配する權利が存在すると主張した。こゝに於て、もしさうした主張が正しいとするならば、當然にニグロは自治と自由に價ひしないも

のであるや否やが問題にならざるを得ない。事實その點について或ものはこの人種は人類の内に於て最も低級であるといひ、他のものは退化した種である、アダム(10)の系統に屬しない、或は發達の可能性に於て到底白人に及ばないことを指摘したが、有力な爲政當事者中にも、例へば知事マックデッフィー (McDuffie) のやうに、彼等は如何なる合理的自由、如何なる種類の自治にも適格性をもたずとするものがあり、又ハモンド (J. H. Hammond) のやうに、「天は彼の善のために吾々の手中に彼を置き、吾々の保護に對して彼の勞働から各々に支拂はしめる」と説くものがあつた。

- (1) 奴隷支持 (Pro-Slavery) の論は漸次消極的な辯護論から積極的支持論となつて行つた。この推移を示すためにも、こゝで消極と積極とに議論を分けて考究するであらう。しかし同一論者がこの二面を具へることはあり得る。従つてすべての論者が、積極的か、消極的かに區別出来るものと考へられてはならない。
- (2) カルフーン (1781-1800) はサウスカロリナの人で、一八一一年より一七年まで代議員、一七二四年から二五年まで陸軍長官、二五年から三一年まで副大統領を勤め、後、元老院議員になつたが四三年から五年まで國務長官であつた。その後晩年まで元老院にゐた有力な政治家である。若い時はナショナリストであつたが、後は州の主權と奴隷制の支持に力をよせた。
- (3) John C. Calhoun : A Disquisition on Government.
- (4) この考へをもつてゐるため、彼は人間性から出發して政府論を説き、社會契約論を用ひなかつ



たのむ。

- (5) W. G. Simms : The Morlas of Slavery, 1837.
- (6) J. Fletcher : Studies on Slavery, 1852.
- (7) Cooper : Lectures on the Elements of Political Economy.
- (8) A. T. Bledsoe : An Essay on Liberty and Slavery, 1856.
- (9) Smith : Philosophy and Practice of Slavery, 1857.
- (10) Merriam : op. cit., pp. 236, 237.

### ロ、積極的支持論

奴隷制支持者は消極的にその辯護に終始せず、一步を進めて、その長所を積極的に説かうとした。その根拠の一つは、社會一部の勞働が結局全體の進歩を促すといふことであり、他は自由競争社會の資本と勞働との對立に奴隷制は優るといふことである。

カルフーンは一八三七年二月の元老院に於ける演説に於て、<sup>(1)</sup>今は二つの人種の平和と幸福のために、この制度を撤することに不賛成である。「事實問題として富み且つ文明化する社會にして、未だかつて社會の一部が他の勞働に依存せざりしものはない」。「社會に奴隷のあることは文明と富のために有利である」と主張した。又これより先、デュー(Dew)

はヴァージニア議會の討論を批評した小冊子<sup>(2)</sup>に於て、奴隷制はアブラハムが數百の奴隷の所有者であつた如く、神の權威によつて建てられたものであつて、その普及は私有財産制の普及と共に始まつたものである。その歴史は古く且つ國際法もこれを認め來つたとし、その歴史の必然性を跡づけたが、その「奴隷賛成論」<sup>(3)</sup>に於ては、社會の一部のものが勞働に従事すれば、他はそれによつて解放せられ、それ等のものの中にはより高い徹底した民主主義が可能となるとし、現に南方諸州に於て白人間に推奨すべき民主主義が行はれつゝあることを指摘した。この主張と相並んで、カルフーンは元老院の討議<sup>(4)</sup>に於て、南部に於ても一度は多くのものが奴隷制は道德的政治的害悪であると信じた。「しかし今や吾々はそれを世界の自由制度の最も安全且つ安固の基礎と見做すものである」と述べ、奴隷制の下に於て資本と勞働のやうな對立のないことを述べたが、或書簡に於ては、ギリシヤに於ていはゞ彼と同じ立場をとつた、アリストートルを最上の政府論者であると推奨した。

しかし積極的支持論者として彼よりも更に注目すべきは、フィッツヒュー(Fitzhugh)の「南部の社會學」<sup>(5)</sup>である。それには消極的支持論も含まれてゐるが、彼は自由を善であるとは考へない。自由は政府がこれを是正しようとする一つの害悪なのである。この自由の

是正が政治社會の目的であつて、あらゆる統治は奴隷制であり、進歩が進めば自由は當然に減退する。世界で唯一の自由な人間は、政府も、社會も、ケーストも、階級も、服従も、何も知らないニューホーランドの濠洲人や、北米大塩海<sup>グレートソルトシー</sup>の谷間に居住してゐる掘食インディアンだけである。考へてみれば孤立化した人間は動物中最も惨めなものである。經濟學者がこの誤謬を犯すに至つたのは、ロックの社會契約論を採つたからである。「人間は社會からでなく、社會の成員として生れる。……彼は社會の利害に對立したものである。個人の自由とあらゆる束縛からの自由への希求は、野蠻人と野獸の際立つた特色である。」今日自由競争社會に於ては不當なことが發生するが、「吾々にとつての危険と害悪は、むしろそれが（統治の）少な過ぎることである」。その點に於て「奴隷制度は奴隷から自己への心配りをすべて救ふものであり又「社會主義の一形態であり且つ最もよい形態である。」ホッブスが自然状態を戰爭状態と考へたのは誤りである。人間は自然的には結社的（associative）なものである。だが普遍的自由の文明的状态と自由競争についていへば、ホッブスのいふところが肯綮にあたる。これに反して「人間の慾望と歴史は奴隷制が常に人間の社會組織の一部であることを證してゐるのである。」「人間が行動の自由を放棄し共通の專制的首長又は

支配者に自己を從屬せしめるに至るまでは、勞働の結合、有效な團結を生ぜしめることは出来ない。これが奴隷制であつて、これに向つて社會主義が進みつゝある」と。その論述は、奴隷制の支持について直接的ではないが、北部の工業的自由主義を背景とした、自由主義的個人主義的な奴隷廢止論に對比して、社會主義と奴隷制度とを結びつけたのは、南部とさうして奴隷制支持論の性格を最も鮮明にしたものといへるであらう。

- (1) Calhoun : Speech on the Reception of the Abolition Petitions, 1837.
- (2) Thomas R. Dew : Review of the Debate in the Virginia Legislature 1831—32, 1833.
- (3) *ibid* : The Pro-Slavery Argument.
- (4) Calhoun : Remarks during Debate in the Senate on Resolutions introduced by Calhoun and dealing with the Rights of the State and Abolition of Slavery, 1838.
- (5) George Fitzhugh : Sociology for the South, or the Failure of Free Society, 1854. 彼はカンパニアの法曹で社會學者であつた。尙本書の他に、Cannibals all, or Slave without Master, 1856. があつた。

### III 聯邦主權論

#### イ、ストーリー

ストーリー (Story) の「合衆國憲法釋義」<sup>(2)</sup>は、聯邦に主權ありとする、いはゆるナショナルリスト (nationalist) の立場を示す最も有力なるものの一つである。それによれば主權は廣狹の二義がある。廣義に於てはそれは絶對的支配權、即ち絶對的無制約的權力である。然るに嚴密にいへば、それは「特定の國家又は民族の現實の組織に於て、一定の公的職分機關により、それより上級の權威に統制を受けることなく、排他的に (exclusively) 行使せられるが如き統治權力」を意味する。この意味に於て主權は制限をもつものであり、或ことについては無制約的ではあるが、他のことについては制約を受けるものである。然らば主權は、これを狹義に解する限り、もとより分割が可能である。問題は廣義の主權についてである。その主權者が人民であることについては争ふ餘地はないが、その人民は州の人民であるや否や。ストーリーはいふ。革命前の植民地は獨立であつたが、國際法的には英國の從屬國であつた。ところが獨立宣言は「その時組織せられたところの州政府によつてなされたものではない。それ等によつて選ばれた人々によつてもない。それは明かに聯合せる植民地の全人民の行爲である」。爾來事實<sup>デファクト</sup>としての民族國家 (Nation) となり、中央政府の主權性は一般に認められて來たのである。又憲法起草者は州の意思のある限り、聯合するといふやうなことを期したのではない。抑々「憲法は一つの規則 (Rule) である」。

ブラックストーン (Blackstone) の定義の如く、法であるとすれば、それは契約と異なる。契約は吾々から出で來る約束であるが、法は吾々に向けられた命令である。憲法の前文に We, the people of the United States, do ordain and establish the Constitution for the United State of America. とある。作つたのは州の人民ではなく、アメリカ合衆國の人民である。契約でないために設定とあり、憲法とあるが故に聯盟又は條約たる聯合ではないのである。然るに結合 (union) は契約として、義務的であつて、解消するを得ない一致である。故に州民がその州の憲法を問題にする以上に、聯邦憲法の最高性を問題にする権利はない筈である。個人は原始的な革命權に訴へるかも知れぬが、憲法の權威に反抗する法的權利をもたない。

然らば州には主權なく、従つて國會の立法を忌避する權能なく、聯邦より脱退する權利は認められないことになる。

- (1) ストーリー (1779-1845) はマサチューセッツの出身であり、國會議員であつた。ジェファソン當時の最高法院判事であつた。
- (2) Joseph Story : *Commentaries on the Constitution of the United States*, 1833. 本書は彼がハーバート大學、法學部の講義に用ひたもので、一八二五年以後彼は晩年まで同大學教授であつた。

ロ、ウェブスター<sup>(1)</sup>

ウェブスター (Daniel Webster) は元老院に於て、一八三〇年にはハイ (Hayne) に對し、又一八三三年にはカルフーンに對する回答として、憲法に關する演説を試みたが、これ等の演説を通して彼の見解を窺ふに、彼は國會の法を無効とする權利は州にないと主張する。勿論革命が正當視せられる場合、憲法を守るために、それに訴へ得る窮極的な實力的救済のあることはこれを否定しない。しかし憲法の下に於て又それに一致する限り、聯邦の一員として、州政府が如何なる環境の下にあるにせよ、彼自身の法の力によつて、中央政府の立法過程に干渉し、それを停止せしめるやうな方法があるとは考へない。これは結局、政府の起原に關する問題であつて、「若し合衆國政府が州の代理であるならば、各州はそれを統制する方法について一致する限り、それを統制することが出来る。若しそれが人民の代理であるならば、人民のみがそれを統制し、修正又は改革することが出来る」。「州は彼等の主權がこの最高法によつて影響されない限り疑ひもなく主權的である。しかし州立法院は主權的であつても、政治機關としては人民の上に主權的ではあり得ない。一般政府も州政府も共にその權威を同じ根源に負ふものである」。聯邦政府はそれが人民か

らそれに與へられたと證明出来る權利のみ保有するものであつて、それ以上のものではない。その殘部は州政府又は人民自身に屬する。人民がその意思を表明することによつて、聯邦憲法に於て州の主權を制限する範圍内に於て、州の主權は有効に統制せられるのである。それ以上のことを統制せられるとか或はせられねばならぬといふことを主張するのではない。かつて聯合 (Confederation) の段階にあつた時は州は絶對的であつたし、人民もそれで満足してゐた。その組織の下に於ては、立法行爲も個人への法の適用も全く州に屬してゐたのである。大陸會議は只推擧したに過ぎない。その行爲は州が採用し裁可するまでは、拘束力をもたなかつた。だが吾々は現在かやうな條件の下にあるであらうか。州は立法についての拒否權をもち得ないのである。然らば州は聯邦から脱退する權利をもつてあらうか。

彼によれば聯邦 (Union) は個人間の契約によつて出来たもので、その結果として最高法と政府とが設定せられたのである。故にそれは州の關知せざるところであつて、「合衆國の人民」とは全聯邦の人民を指し、州の人民ではない。且つ結合 (union) は新しい聯合を作る諸州間の契約であるのみならず、中央政府を作る個人間の契約でもある。又憲法を作つたのも合衆國の人民である。ところが州憲法は最初は個人間の協約によつて生れた

ものではあるが、最早それは契約ではなく、法として認められたのである。それは協約によつて出来たが、その協約がなされた時直ちに法になつてゐたのである。「人民が政府を建設することに一致した時、ことは済み、協約は終つたのである」「契約は實行せられ、それによつて企圖せられた目的は達成されたのである」。然らば最早州に主權性なく、州に脱退權はないことになる。

(1) ウェブスター (1783-1858) は當代の優れた法曹であり、又雄辯家であつた。この元老院に於ける演説はアメリカの憲法史上極めて重要な資料をなすものであるが、彼はマサチューセッツ出身の代議院議員と上院議員を歴任し、二回國務長官を勤めた。

### III 州主權論

#### I、カルフーン

既に述べたやうに、州主權論即ち州に主權ありとする、いはゆるパティキュラーリスト (Particularist) の主張は、必ずしもこの時に創唱せられたものではなく、聯邦に於ける少數派がかねてから採るところであつた。その前例としてケンタッキーやヴァージニアがこ

れを決議したことがあり、特に後者の法曹タッカー (Tucker) の如きは、必要生ずれば州は全部にわたつてその機能を發揮することが出来ると主張したが、この機會にこの立場を最も系統的に主張したものの一人はカルフーン (Calhoun) である。彼については既に屢々論及するところがあつたが、彼の「政府論考」は又有力な州主權論でもあつた。先づこれによつて見るに、既に述べたやうに彼は社會契約を否定する。社會的存在たるべく出来てゐる人間にとつては、政府はその發達と完成のために必然的に生じたものである。なぜならば人間には社會的本能と共に利己感情 (selfish feeling) があり、それが前者よりも強い。そこから統制權力が必然的となる。この統制權力が政府である。故に社會は吾々の人種を保持し完成するための第一次的のものであり、政府はこの社會を保持し完成するための第二次的のものであるが、何れも人間にとつて必然的なものであり、等しく神の命 (ordination) によるものである。然るに政府はそれ自身、歴史の經驗が示すやうに、無秩序と權力濫用の強い傾向をもつ。これは政府も亦人間によつて行動するからである。そこに憲法 (constitution) の必要を生ずる。しかし自然に基く政府を作ることとは容易であるが、その名に價ひする憲法を作ることとはそれほど容易ではない。憲法は人爲の努力に俟たねばならぬからである。

然らば政府は何ほどの權力を必要とするであらうか。外敵を防ぎ内部の危険を防ぐだけの權力は無論必要である。しかし政府の壓制と權力の濫用に對して、被治者は組織的又は平和的に反抗出来ることが必要である。この濫用を防ぐ原理を有機性 (Organism) と呼びたい。これが憲法コンスティテューションの意味であり、これを設定することが立憲的政府構成の第一階梯である。そのために不可缺となるのは、參政權である。參政權は立憲的政府の基礎である。しかし參政權の結果、種々の利害が政府を支配せんがため、又多數者たらんがため互ひに鬭争する。そこで多數と少數の二政黨が必至となり、愈々鬭争を激甚にする。これを課税についていへば、少數は税金支拂者となり、多數は税金消費者となる。<sup>(1)</sup>だが多數は本來人民の權利すべてを持たうとするものであつて、彼等は恰も全部であるが如くに振舞ひ、少數は全然なきに等しいものとなるのである。政黨についていへば、政黨の幹部會、政黨的規律等に於て集權化し、政府の榮譽、功績は官職分捕制ハイトス、レスナムとして、政黨的分子への報酬となり、非政黨的要素を全然除外するに至る。これが結局政黨指導者の專占に歸し、腐敗、無秩序、無政府をもたらすのである。しかしこれは輿論でも抑止することは出来ない。成文憲法は考慮すべき多くの長所をもつてゐるが、權力の分立によつて政府自身の權力はこれを抑制し得ても、この支配政黨の權力濫用を防ぐことは出来ない。かくて數的多數

(numerical majority) による政府は人民一部のものの政府であつて、眞實の人民の典型ではなく、少數部分に對する多數部分の政府に過ぎないのである。立憲政治は妥協を原理とするが、絶對政治は力を原理とする。數的多數制による政治は絶對政治である。従つて立憲政治には參政權の他に、立法行政にあたるものをして、それを受けるものに責任をもたしめると共に、如何なる一つの利害又は全體社會に於けるどの階級、秩序又は部分にも排他的な支配權をもたしめず、他への壓迫をなさしめない工夫を必要とする。これがためには數的多數制に對して併合的多數制 (concurrent majority) がとられねばならない。

併合的多數制とは各部分にそれぞれ否定の權利を與へることである。その形は拒否、國法遵守忌避、干渉、抑制その何れであつても、かうした消極的權力が憲法を成り立たしめる。これによつて全體社會の保護といふ目的に政府を拘束することが可能となるのみならず、自由の範圍は大となり、一方に偏することなく、ために全體社會の結合と獻身が増大するのである。しかしこれに對しては、それは複雑に過ぎるといふことと、無力であるといふ非難が生ずるかも知れない。だが機構の最も單純な政府は、絶對的政府であつて、すべての自由政府は必然的に複雑であるを免れないのである。又決して實行出来ぬことではない。妥協原理は重要な事態に於て決して不利なものではなく、それによつて生じたもの

に對する支持は、力によるものと異り、熱心である。又その實例は決して少くない。ポールランド議會の如きは、全員に對して決定についての拒否權を與へ全員一致を要件とする。<sup>(2)</sup>

かやうにカルフーンは、法律論ではなく政治論をもつて州による國會立法に對する忌避權を基礎づけたのである。しかし州の立權については、この「政府論考」と共に公にせられた他の一書「合衆國憲法並に政府に關する研究」に於て論及してゐる。<sup>(3)</sup> それによれば、主權はまとまつたものであつて、分制することはそれを失ふことである。聯邦に於て、州と聯邦とは、一部に於ては最高であるが他の一部では最高でないといふやうなことは考へられない。事實、州は最初から主權的であつて、かつて一度もそれを讓つたことはない。獨立宣言後に採用せられた聯合條規 (Articles of Confederation) には「各州はその主權、自由、獨立並に招集せられし會議に於て明示的に合衆國に委付せざる、あらゆる權力、立法並に權利を保持する」とある。讓つたとしたならばその全部であり、讓らなかつたとすれば全然保有してゐる筈である。聯邦政府は主權的に行動するが、決して主權者ではない。州から中央政府に託された戰爭權、課稅權、鑄造權等は主權の屬性であつて、主權を構成するものではない。州は依然として最高權威である。勿論他の意味に於ては聯邦政府も州

政府も共に最高ではない。その背後に決定力をもつてゐるからである。しかし憲法制定權と法律制定權は區別せらるべきものであつて、前者が主權的であり、政府の構成と組織はこれの行爲による。然らばこの憲法的契約の當事者たる州は、憲法を批准したと同じ資格に於て、聯邦より分離する權能をもつものである。<sup>(4)</sup>

- (1) この主張は南部が北部の犠牲になりつゝあることを指すものであらう。
- (2) この併合多數制の提唱をもつてジャコブソン (Jacobson: op. cit., p. 425.) は職能代表を説いたものと解してゐるが、職能代表による決議は當然にこの併合多數制を考慮せざるを得ないものではない。
- (3) Calhoun: Discourse on the Constitution and Government of the United States, 1851.
- (4) この州主權論は南北戦争後に於ての例へば Jefferson Davis: The Rise and Fall of Confederate Government, 1881, Alexander Stephens: A Constitutional View of the late War between States, 1868, 等によつて説かれたが、殆んどカルフーン以上に出でゐない。

#### ロ、アップシャー

アップシャー (Upshur) はヴァージニアの政治指導者の一人であり、タイラー (Tyler) 内閣の國務長官であつたが、一八四〇年、前述のストーリーの憲法に對して、「我聯邦政府の

本性と性格」を公にした。<sup>(1)</sup>これによれば、植民地時代に於て數州の人民が一つの人民を作つてゐたのではない。獨立宣言によつてもさうならなかつた。それによつて各州はそれ自らの制約内に於て完全なる主權となつたのである。且つ大陸會議の聯合條規に於ても、各州は明示的にその全主權と獨立を自らに留保したのである。その證據に一七八七年の憲法會議の議員は全體の人民によつてではなく、各州によつて任命せられたものであつた。故に宣言に「*We, the people of United States*」は、歴史的事實としては *We, the people of States United* なのである。故に州は自らの責務を制定する權能をもち、州自身に關する限り聯邦政府の義務について制定を下す權能をもつてゐるものである。又若し人民が作つたとすれば人民はそれを拒否或は停止することが出来る。若し人民が憲法を作つたとすれば人民の多數であれば、州の人民の手でその憲法を拒否することが出来る筈である。ところが、國會立法の忌避權を主張するものは、(Nullifier) 一般政府によつて侵害されることから憲法を守るために、州の權利を要求するのであつて、法を拒否したり停止したりする權利を要求してゐるのではないのである。又離脱權論者 (Secedarian) は州は自ら望むならば離脱し得る權利だけを主張してゐるのであつて、憲法や他の州に關して、その法を拒否せしめる權利を主張してゐるのではない。離脱は離脱するものにその契約を

破棄するが、それは他のものの義務に必然的に影響するものではない。然らば他の州は離脱せんとする州を強制する權能をもたないのである。

ストーリーは憲法は契約に非ず、最高法であり、政府を作ることを目的とするものであるといふが、憲法は主權的州によつて作られた契約である。憲法は合一政府 (consolidated government) ではなく、聯合的政府 (federative government) である。従つてその解釋は、自己の規定力によつて (by force of its own terms) なし得るのである。彼は解釋權は最高法院のみにあり、州はそれに拘束を受けなければならないと主張するが、州はそれに従屬してゐるものではなく、同意によつてのみ拘束を受けるのである。明かに承認するを得ない問題については、最高法院の決定に従ふべき義務の下にあるのではない。即ち州に於てはその主權はその州の人民にあるが、憲法は州を當事者とする契約であつて、中央政府はその當事者でなく、この契約又は協約の被創造物であるからである。これをその重要性について見るも、聯邦政府の必然性は外敵の侵害にある。聯邦制の長所は敵への反撃力を強め、他國への尊敬をもたらし、他國との關係を深め、戦争、商業、外交活動に便するにある。しかし生命、自由、財産等に關しては、決して州ほどに不可欠なものではない。



十九世紀前半にアメリカ民主主義の當面した二つの重大問題は、かやうな経過と主張によつて論争せられ、その結末は、結局武力の決するところとなつた。しかしその結末如何にかゝはらず、奴隷問題が從來民主主義の基礎前提であつた自然權思想を更に深く掘り下げると共に、來るべき政治思想の科學への解放を用意し、州主權の問題はアメリカ聯邦制の本質に關する殘された問題を解明すると共に、當時歐洲に於て試み始められた聯邦制の上に有力な示唆を與へたことは、この論争の意義を考へる上に最も大きい貢獻であつたといへるであらう。

(1) Abel p. Upshur : A Brief Inquiry of The Nature and Character of our Federal Government 1840.

(2) 本論争の題名の參考書

J. M. Jacobson : The Development of American Political Thought, 1932.

W. S. Carpenter : The Development of American Political Thought, 1930.

C. E. Merriam : American Political Theories, 1920.

A. B. Hart : Slavery and Abolition, 1906.

J. Macy : The Anti-slavery Crusade, 1919.

T. V. Smith : The American Philosophy of Equality, 1927.

E. p. Powell : Nullification and secession in the United States, 1898.  
 C. S. Bucher : Nullification Controversy in South Barolina, 1916.  
 P. Bliss : Sovereignty, 1885.

## 第五章 アメリカ政治學の發達

南北戦争は聯邦としてのアメリカの眞實の意味に於ける成立を意味する。そこに實現せられた民族的統一は、特に一八一二年の戦争以後に顯著となつたところの民族的傾向のいはゞ必然的結果ではあつたが、それによつてアメリカの國民生活が新しい出發點を迎へたことはいふまでもない。然るにこれを政治思想の上よりいへば、吾々はそこにそれに劣らぬ重要な轉換を見出すのである。政治に關する思想は、それを契機に政治學說として新たな發見を始めたといへるのである。勿論既に述べたやうに、十九世紀前半の思想はそれ以前に於ても態度に於ても既に前時代とは異なるものをもつてゐた。植民地時代以後、幾多の重要な政治的經驗をつみ、それに直接に關聯して思索を重ね來つたアメリカは、十九世紀後半に於て自己の思想を系統づけ、眼を廣く世界人類の政治的經驗に向け得る段階に到達したのである。こゝではアメリカ政治學それ自體の成立と發達を概観するであらう。

## I 學的研究の發達

## イ、科學的研究の發達

いふまでもなく學は方法的に加工組織せられた組織的又は體系的知識であつて、社會に關する科學は廣く人間の歴史的經驗を對象とし、又それに即して記述説明するを任務とする。それは當然に普遍性を逐ひ、一切の臆說獨斷を斥け、經驗に即せんとするものである。然るに從來の政治思想はその何れの點に於ても缺くるところがあり、實際的ではあるが、學說とするに價ひするものは極めて寥々たるものであつたといはねばならぬ。勿論初期とは異り、十九世紀に於ては例へばさきに述べたカルフーンの如き人々には既に充分に學的傾向を認め得るのである。しかし彼の學問性はその大勢を形成するに至らなかつた。この大勢を形成するに至つたのは、ナポレオン没落後の反動から遁れて一八二七年、渡米し來つたドイツ人リーベル(Lieber)である。その著即ち一八三八、九年の「政治倫理學綱要」と五三年の「市民的自由と自治」<sup>(1)</sup>は系統的な政治學の最初のものであつて、それ等による科學的方法のドイツよりの輸入により、アメリカの思想的傳統は打破せられ、その影響を

受けて、數多の政治學的研究が十九世紀末葉にかけて產出せられた。ウールシイ、ウッドロー・ウィルソン、パーゼス、ウィーロービ、グッドノー等及びその勞作は、リーベルの影響下に立つた系統的な政治學者及びその勞作の主なるものである。<sup>(3)</sup>これ等の研究が何れも國家に關する系統的の研究であつたことはいふまでもないが、その何れもが獨斷的假説を排し、廣く他國との比較に於てその歴史的经验を援用し、普遍的實證的に理論の構成を企圖したことは、從來のアメリカ政治思想には見出すことの出来ない新しい傾向であつた。それがどこまで徹底したものであつたかはしばらく措くが、この傾向のうちに、吾々はアメリカ政治學の生誕を認め得るわけであつて、具體的にそれを最もよく示したものは、消極的方面に於ては、自然權の否認又はその批判的解釋であつた。

國家の成立を自然權又は社會契約をもつて説明する想像的事實論が科學的研究の上から否認せられ、國家の起原が理論的には人間の本性から説明せられ、國家の成立が歴史的發展の必然的結果として説かれるに至つたことは、歐洲の自然權説の歸趨であつたが、アメリカの自然權説はこれ等の人々によつて歐洲のそれと同一の傾向を顯著に示し始めたのである。その點についてカルフーンのやうな先驅者はあつたが、リーベルは「自然狀態」を根據なき臆説であるとし、従つて國家の契約的起原は單なる人爲的假想に過ぎず、かゝる

假想を用ひずとも人間の社交性によつて社會の成立を説明するを得べく、國家の事實的起原は暴力、欺瞞、承認、宗教等種々のものによるとした。又パーゼスは國家結成の意識と法に服従することはむしろ政治的發展の結果であつて、社會契約論は歴史的事實に反するとした。従つて國家又は政府とは獨立してあり能ふところの自然權は當然に否定せられる。その點に於て最も極端であつたのは、ウィロービであつて、彼は自然權は暴力に他ならず、それには倫理的意義すら認めるを得ないとした。しかし契約論と自然權説が主張せんとした趣旨そのものが否定せられたのではない。これ等の内他の人々に較べて哲學的倫理的色彩を濃厚にしてゐたリーベルは、從來より説かれた意味に於てのそれを否定はするが、これに新しい解釋を與へようとした。彼は歴史的事實としての契約はこれを否認するが、あらゆる政治社會に於て各人が相互の權利と義務とを認めて居ることは争はれない事實であつて、かゝる相互的要求の一般的承認があるといふ意味に於て、國家は契約に基礎を置くといひ得るとした。又自然法及び自然權について、自然法は「人間の本質的性質から演繹せられた權利の全體である」。「余は人間として存在する。故に人間として存在する權利がある」といふことが自然法の公理である。この自然法の下に於て個人に内在し、譲り渡すことの出来ない一定の自然權即ち本原的權利があるとした。稍々遅れて、社會學者ギディ

ングスは「社會學原理」に於て、自然的とは生存條件に調和することを意味し、自然權は「社會關係の領域に於て、自然淘汰により強制せられる權利の社會的必然的規範である」と解釋したが、それは科學的立場に於て承認し得る限りに於ての自然權概念を示したものであつて、最早それは昔日の自然權概念ではない。又自由についてリーベルは「市民的自由と自治」に於て、自由をアングリカン (Anglican) とゴリリカン (Gallican) の二つの意味に分ち、前者即ちイギリス的自由を侵害に對して護られるべき自由、後者即ちフランス的自由を選舉權であるとした。この自由概念は民主主義に於ける自由概念に重要な示唆を與へたものであるが、これを裏書するもの如く、パーゼスは「自由とは自己自身の意思にまかされ、政府はそれ自身侵すことなく又他の如何なる部分にも侵さしめない領域である」とした。

かやうに從來の政治思想の根柢であり、出發點であつた、自然權思想が拒否せられることによつて、科學的研究の第一條件が確保せられたのであるが、第二に研究の對象は最早アメリカの又當面の具體的問題のみに限られなくなつた。廣く國家政治に關する普遍的な考察が企圖せられるに至つた。その典型は英米獨の憲法及び政治の比較研究を企圖したパーゼスに見出し得るが、グッドノーその他すべての人々は古今東西の制度及び經驗を材料

とし、それに基づいて理論的綜合的研究を打ちたてようとした。しかしこれ等の人々に於ては未だ「科學としての政治學」は意識せられなかつた。この眞の意味に於ける科學としての政治學の發達は、例へばリーベルやウィロービの示した倫理學的傾向を離れ、又法學的研究を單なる一研究方法とせしめるに至つた、分析的な研究方法の發達に俟たねばならぬ。こゝで吾々はその意味に於てのその後に於ける發達の跡を辿るであらう。

- (1) Francis Lieber : *Manual of Political Ethics*, 1838—39.  
ibid : *Civil Liberty and Self-Government*, 1853.
- (2) Theodore Woolsey : *Political Science*, 1877. Woodrow Wilson : *The state*. Burgess : *Political Science and Comparative Constitutional Law*, 1890. W. W. Willoughby : *An Examination of the Nature of the State*, 1896. E. J. Goodnow, *Politics and Administration*, 1900. 尚ウィルソンの「國家論」は一九一八年に増補せられた。彼にほかに他・An Old Master and *Political Essays*, 1893. 及びローマンその他・*Social Justice*, 1900. *Ethical Basis of Political Authority*, 1930. 等がある。
- (3) ローベンの著書について G. S. Phinney : *Francis Lieber's Influence on American Thought*, 1918. 參照。
- (4) F. H. Giddings : *Principles of Sociology*, 1896.

### ロ、法學的研究

上述の総合的な政治學的研究は、すべて國家又は政府の、特にその組織及び制度に關する研究であつたが、その結果としてその研究方法は多分に法學的であつた。その意味に於て法學的な研究方法はこゝに於ても、いはゞ正統派的な研究方法といへるのであるが、それによつて、國家の本質、機能目的、國家及び政治の形態、政府組織、行政機構、政黨及び選舉等の問題が取扱はれた。それ等の研究の内容及びそれ等の問題についての特殊研究は後に譲るが、総合的研究として主なるものを挙げれば、憲法的なものとしては、ウィルソン「合衆國憲法政治論」、ノートン「合衆國憲法」、ローウェル「政府論」、同上「大陸歐洲に於ける政府と政黨」、フォード「代議政治論」(W. Wilson : Constitutional Government in the United States, 1908, T. J. Norton : The Constitution of the U. S., its Sources and Application, 1923, A. L. Lowell : Essays on Government, 1889, *ibid* : Governments and Parties in Continental Europe, 1886, 2 vols. H. J. Ford : Representative Government, 1924.)がある。又行政學のものとしては、グッドノー「比較行政法」、ヘーンズ「統治の原理と諸問題」、ディッキンソン「行政的正義と法の最高性」、ホワイト「公行政研究序説」、ダイモック「近代政治と行政」(F. G. Goodnow : Comparative Administrative Law, 1893, Haines : Principles and Problems of Government, 1921, J. Dickinson : Administrative

Justice and the Supremacy of Law, 1927, J. White : Introduction to the Study of Public Administration, 1925, Dinnock : Modern Politics and Administration, 1937.)を挙げ得る。憲法的行政學的なるものには、ホルカム「合衆國州政府論」、フナイナー「近代政治の理論と實際」(Holcombe : State Government in the United States, Vol. II, 1928, Finer : The Theory and Practice of Modern Government, vol. II.)あり、外國に關するものに、前述のローウェルの研究の他、ウィスコンシンのオグ「歐洲の政府と政治」同上「英國の政府と政治」(Frderic A. Ogg : European Governments and Politics, 1934, *ibid* : English Government and Politics, 1929.)がある。最後に國家學的な総合的研究として、カーナー「政治學序論」同上「政治學と統治」(J. W. Garner : Introduction to Political science, 1910, *ibid* : Political Science and Government, 1928.)、コネチカット、トリニティ、カレッジの教授、ゲッテルの「政治學序論」「政治學集成」「政治進化の諸問題」(R. G. Gettel : Introduction to Political Science, 1910, *ibid* : Readings in Political Science, 1911, *ibid* : Problems in Political evolution, 1914.)その他、ターチン「平和の政治學」(W. F. Willoughby : The Government of Modern State)がある。

これ等の内特に現代アメリカ政治學のこの方面の代表的研究者としては、ガーナー、ゲッテル、W・F・ウィロービ、ヘーンズ及ファイナー及びオッグを挙げねばならないであらう。

### ハ、社會學的研究

アメリカ政治學の最も大きい貢獻の一つは極めて盛んな政治の社會學的研究である。バーネスはその著「社會學と政治理論」<sup>(1)</sup>に於て、兩者の關係を概観してゐるが、それはアメリカの社會學が政治の研究に如何に大きい地位を占めてゐるかを如實に示してゐるのである。それ等の内特にその取扱ふ問題の性質上自ら政治の研究に寄與したものに、稍々古くはサムナー「政治學論集」<sup>(2)</sup>「社會階級は相互に何を負ふか」(Sumner : Collected Essays in Political Social Science, 1885. *ibid* : What Social Class owe to Each Other, 1883.) があるが、クレーリー「社會組織論」(Cooley : Social Organization, 1909) は「デモクラシーの基底は彼のSはゆる第一次集團 (Primary Group) にある」とし、ロッセ「社會統制論」(Ross : Social Control, 1904.) は社會統制の見地から政治統制及び手段について研究した。又ディーレイ「國家と統治」(Dealey : State and Government.) は國家及び政治の進化についての理論を展開した。

この社會學的研究と國家又は政治の研究との必然的關係を指摘し且つ政治學の諸問題に重要な貢獻をしたのは、ギディングス「動的社會學」<sup>(3)</sup>、「社會學原理」<sup>(4)</sup>「デモクラシーと帝國」<sup>(5)</sup>「代議政治論」<sup>(6)</sup>、ウォード「動的社會學」<sup>(7)</sup>、「文明に於ける心的動力」<sup>(8)</sup>、スモール「一般社會學」(Giddings : Dynamic Sociology, 1883. *ibid* : Principles of Sociology, 1896. *ibid* : Democracy and Empire, 1900. *ibid* : The Responsible Government, 1918. Ward : Dynamic Sociology, 1883. *ibid* : Psychic Factor in Civilization, 1906. A. W. Small : General Sociology. 1905.)である。これ等の人は政治學は社會學的でなければならぬとしたが、それは國家を一つの社會とし、國家又は政治の理論は第一次的に社會學的基礎の上にたゞねばならぬとしたからである。即ちギディングスはその「動的社會學」に於て「政治は社會學的原理の立法的適用である」といひ、その「社會學原理」に於ては「社會學の第一原理を學ばないものに國家理論を教へることはニュートンの運動法則を辨へないものに天文學或は熱力學を教へるに等し」とまで極言して居る。同様の見解はスモールやウォードにも見出すことが出来るが、コンモンスの論稿「主權の社會學の見解」(Commons : a Sociological View of Sovereignty, in American Journal of Sociology, vol.V) は「社會は國家が家族、教會、組合或は政黨に先行する如く、國家に先行するものである。社會

はその樹木が枝を統合してゐるやうに、これ等すべてを統合するものである」といふ。又エルウッド「心理學の様相に於ける社會學」(Ellwood: *Sociology in its Psychological Aspect*, 1912) は社會の進化と社會學の全體性から「政府の權威、統制及び政治組織の現象は、それが如何に重要であつても社會の進化に於ては比較的新しい發展である。故に國家に示されてゐる權威及び統制を理解するには、先づ社會組織と全般的な社會の性質を理解するを要する。即ち政治學は統制と服従との起原、社會統制、政治組織の源泉を知るに、社會の全體的理論に關する一般科學たる社會學に立脚しなければならぬ」と説いてゐる。こゝで吾々は法及び政治過程の二つの方向に社會學的方法を適用した、パウンドとベントレーの要旨を述べるであらう。

ベントレーは社會過程を集團闘争に環元し、國家の起原を征服に求める、いはゆる社會學的國家觀 (*Soziologische Staatsidee*) をとるものであつて、アメリカに於てはスモールに次いでこの立場を展開した。その著「統治過程論」A. F. Bentley: *The Process of Government, A Study of Social Pressures*, 1908.) は彼が新聞事業に従事中に執筆したものであるが、政治過程の研究としては極めてユニークな研究たるを失はないものであつた。彼によれば社會生活の研究は集團の研究でなければならぬ。政治學は政治的集

團の研究であるが、他と異り政治集團は更に他の集團によつて構成せられる。抑々集團 (Group) とは社會の人間の一部分にしてその活動を通じて集團が認められる。集團は集團活動である。又集團にして關心 (interest) をもたぬものはない。故に集團は關心と同意義であつて、政治的關心とは政治過程に作用する關心に他ならぬ。いはゆる輿論は一つの集團過程であるが、統治現象即ち政治現象は何かといへば、それは實力 (Force) と共に始まり實力と共に終るものである。但しその實力は必ずしも物理的たるを要しない。その意味に於て壓力 (Pressure) と呼ぶを適當とするが、壓力は常に集團現象にして、それは集團間の衝擊と反抗を意味する。社會の現状とは畢竟集團壓力の均衡状態に他ならない。法は往々統治の結果と考へられるが、それは結果ではなく、法が統治である。統治とは集團によつて集團の上に行はれつゝある影響又は壓力をさすのであつて、法といふ場合には吾々はその影響や壓力を過程として考へ、活動の状態として考へるのである。否、法も亦活動である。それは吾々に何をどこに求めるべきかを示すもので、「法はその根柢に於て人民の大衆が統治機關によつて、何等かの程度に於て實際に行ひ、又他の人々をして爲さしめようとするもの以外のものではない。故に「法は異なる個人からそれに一致することを要求しようとするところのその集團に於て具體化せられ特殊化された活動である」。換言すれば

「共通型にいろいろに異つた人々をして一致せしむべくいつでも強制することの出来る集團」、この特殊化された集團がその社會の統治團體の部分、即ち一定の政府機關を構成するのである。

かやうにベントレーは集團現象又は壓力現象として政治を説明しようとするのであるが、彼は政治の本質を集團闘争の調整に求め、立法、輿論、司法等に現れる集團關心の壓力作用を究め、政治型態を集團闘争の調整にあたるものが個人たるか少數たるか或は全集團たるかによつて區別する等、極めて特異の主張を提示した。

又さきにネブラスカ大學の法學部長、後にハーバートの法學部長になつたパウンド教授は、社會學的立場に立つ法理論を説いた。その著には「普通法の歴史及び體系に關する論集」「羅馬法論集」「普通法の精神」「法哲學序説」「法制史の解釋」(Roscoe Pound: *Readings on the History and System of the Common Law*, 1904. *Readings on Roman Law*, 1906. *The Spirit of the Common Law*, 1921. *An Introduction to the Philosophy of Law*, 1922. *Interpretation of Legal History*, 1923.) 等がある。この最後の二著によつてその見解を見るに、從來法の目的は第一は一定の社會内の平和維持にありとせられ、二は社會的現状の維持にあるとせられて來た。前者は原始時代のそれであり、後者は希臘、

羅馬、中世のそれである。然るに十七世紀のスペインの法曹によつて法の目的は個人の自由なる自己主張の最大限を可能ならしめるにあるとせられるに至つた。即ち當時の立法思想はあらゆる利害を個人の自然權として考へたのである。然るに十九世紀に於てはこれを個人的自由の展開と考へるに至つた。即ち自然的平等は意思の自由に於ける平等となり、法の目的は最大可能なる一般的個人的自己主張を得せしむるにあるとせられた。更にこれが今世紀に於ては、社會的對立の激化の結果、それが人間の意思ではなく、その欲望、要求、又は需要 (Wants, Claims, demands) と考へられて來た。だが本來法は社會的欲望を充足する制度であつて「可能なる限り少い犠牲により、又政治的に組織せられた社會を通じて、人間の行爲に秩序を與へることにより、その欲望を充すものである」。故に立法は「社會的個人的利害の妥協であり均衡である」。換言すれば相對立する利害を妥協せしめ調和せしめ、調整する企てに他ならない。従つて司法の問題はこれ等の要求を評量し評價する方法の問題となるのであるが、然らば法は單なる規則ではなく規則の一體以上のもの、即ち經驗と知識の一體である。それによつて社會工學が行はれるべき、行動決定についての原理、概念及び基準を含んでゐるのであると。

かくして彼の社會學的法學は(一)社會進歩のために法的制度及び法的思想はそれの社



會的結果について分析しなければならぬ。(二)法の研究に於ては分析的比較的研究のほか、立法の社會的結果が研究せられねばならぬ。(三)法の強制が人類の發達に貢獻し得るやうに、法の適切な実施といふことが重視せられねばならぬ。(四)立法には社會學的な法制史が必要である。(五)法の個々について長短を考へるべきものであつて、前後一貫といふことよりも、法は正義の道具でなければならぬ。(六)以上のことはすべて法の目的を達成するためになされねばならぬ。といふことを提唱するのである。このパウソンの立場をバターソンはプラグマチックであり、目的論的であると特徴づけてゐるが、この二つの傾向はパウソンの法學に於ては政治學的立場をとるものであり、政治學に於ては社會學的立場をとるものであることを意味する。

(1) H. A. Barnes : *Sociology and Political Theories*. (新明正道譯・社會學と政治理論・大正十四年あり)

(2) C. P. Patterson: *Recent Political Theory Developed in Jurisprudence* (in *A History of Political Theories, Recent times, ed. by Merriam, 1924.*)

## ニ、經濟學的研究

社會學的研究との密接なる關聯に於て發達し來つたのは經濟學的研究である。前時代の

指導者、ジョン・アダムス、ジェファソン、ウェブスター或はカルフーン等が經濟の政治に對する重要性を説き、或は認識してゐたことは、こゝに指摘するまでもないが、ギディンクス、スモール、ベントレー或はパウソンのやうな社會學者或は社會學的視野をもつてゐた人々も亦政治に於ける經濟的要素に着眼してゐた。殊に後三者は利害の調整が國家又は法の機能目的とする點に於て一致してゐたのである。しかし特に經濟學的研究としては、吾々はベヤード、コンモンズ、ヴェブレン及びセリングマンの名をあげるのが適當であるであらう。

セリングマン「歴史の經濟的説明」(Seligman, E. R. A. : *The Economic Interpretation of History, 1917.*) がマルクス・エンゲルスの唯物史觀の祖述であることは指摘するまでもないが、コンモンズは前掲の論文に於て、主權が私有財産制に起原するとして「私有財産はそれによつて所有者が他人に勞役を命ずることの出來る人々の強制關係の別名であつて、それが主權である」。「國家は私有財産の形に於て隱然社會に存在してゐる強制的要素を支配せんがために抗争する社會階級間の幾度かの妥協の蓄積である。主權はこの強制力が私有財産から社會組織に轉移せられることによつて成立したものである」といふ。私有財産が政治及び權力の基礎となるといふことを思想的に取扱つたものにベヤード

「政治の經濟的基礎」(C. A. Beard: *Economic Basis of Politics*, 1922.) がある。彼自身はアメリカの政治學が法律家の桎梏の下に置かれ、國家の社會學的研究が經濟的分析を行はずして情緒の分類に専念してゐると、一九一七年十一月、雑誌 "New Republic," で非難したが、彼は確かにかゝる非難を口にするに足るだけの業績を公にして居る。「アメリカの政府と政治」(*American Government and Politics*, 1910) に於ては植民地時代の政治の經濟的基礎を論じ、「憲法の經濟的説明」(*An Economic Interpretation of the Constitution*, 1913.) ではアメリカ憲法とその時代の經濟的基礎を、更に一九二七年には「ジェフアソン・デモクラシーの經濟的起原」(*Economic Origins of Jeffersonian Democracy*, 1927.) 更に近くは「アメリカ外交政策に於ける國家權益觀念の分析的研究」(*The Idea of National Interest in Analytical Study in American Foreign Policy*, 1934.) を勞作した。前述の「政治の經濟的基礎」は一九一六年アムヘルスト大學での講演であるが、それは最も簡潔に彼の立場を表明するものであつた。第一編では六人の政治哲學者の見解を詳述し、第二編では經濟的集團と國家構造を論じ、第三編ではルソー「社會契約論」に於ける政治的平等の理論を經濟的見地より批判し、第四編に於てソヴィエト聯邦の制度に解明を與へんとした。即ち彼によればアリストートルの政治學は經濟政治倫理の結合であつた。マキア

ヴェリは君主政治の要諦が階級對立の利用と調整にあると指摘し、ロックは國家の起原を財産に求め、アメリカのマチソン、ウェブスター、カルフーンは何れも財産又は政治の經濟的基礎を重視した。又羅馬帝國から十九世紀初頭に至る統治の歴史は、それが種々の階級によつて運用せられたことを示し「アメリカの憲法が民主的である原因は決して人間性に變化があつたからではない。それは土地が安價であり財産が廣く分布してゐるからである」。しかしこの土地を基礎とする古い世界は資本の世界に代られ、個人の平等が唱へられて來る。ルソーはその哲理を説いたのである。しかし民主政治は經濟的不平等を解決することが出来るであらうか。その疑ひから彼はソ聯の制度をとりあげて居るのである。

このベヤードの研究に比べれば政治に關する關係が直接的ではないが、金融資本主義の階級心理、企業、技術を取扱つたものに、シカゴ及びスタンフォードの經濟學教授ヴェブレンの「有閑階級の理論」、「取引企業の理論」、「建設本能論」、「投資權益と産業技術」、「技術家と價格制度」近代に於ける不在所有者と取引企業」(Thorstein Veblen: *Theory of the Leisure Class*, 1899. *ibid.*: *Theory of Business Enterprise*, 1904. *ibid.*: *The Instinct of Workmanship*, 1914. *ibid.*: *Vested Interest and the State of Industrial Arts*, 1919. *ibid.*: *Engineers and the Price System*, 1921. *ibid.*: *Absentee Ownership and Business Ent-*

erprise in Recent Times, 1923.)がある。何れもアメリカに關するものであるが、政治學としては、特に一つの研究方法としての經濟學的研究の價値が何邊にあるかを示すものとして貴重である。

#### ホ、心理學的研究

前述の二つの研究にくらへるならば、稍々遅れ、今世紀第二、四半世紀に於て壓倒的な勢力をもつて興隆しつゝ、現化の政治學界に於て、アメリカ政治學をして最も有力ならしめてゐるのは、政治の心理學的研究である。これを廣義にとるならば、ロス「社會心理學」、サムナー「民俗」「クローレー」「社會組織」及「社會過程」(Ross: Social Psychology, 1909. Sumner: Folkways, 1907. Cooley: Social Organization, 1916. *ibid*: Social Process, 1918.)等もこの種類のもと見做すことが出来る。若しこれを狭く解するならば、吾々は先づ、リップマン「政治學序説」(W. Lippmann: Preface to Politics, 1913.)を擧げ得る。リップマンには「輿論」及び「擬似公衆」(Public opinion, 1922. Phantom Public, 1925.)の二著がある。この二著に於て彼は輿論の非合理性を強調したが、前者に於ても、特に輿論に着眼した。近著に「自由の方法」(The Method of Freedom, 1934.)がある。彼と相並ん

で輿論を扱つたものにローウェルの「輿論と人民政治」及び「平戦時に於ける輿論」(Lowell: Public Opinion and Popular Government, 1913. *ibid*: Public Opinion in War and Peace, 1923.)がある。何れも輿論の心理學的社會學的研究として屈指のものである。又マーチンはさきの「群衆の行動」(Martin: The Behavior of Crowds, 1920.)に於て群衆の無意識性を取扱つたが、第一次大戦後の危機の所産として、「革命への別離」(Farewell to Revolution, 1935)を上梓して居り、ミシガン大學のビルスベリ教授は「民族性と國際主義の心理」(W. B. Pillsbury: The Psychology of Nationality and Internationalism, 1916.)カルフォルニア大學のストラットンは「國際行動の社會心理」(G.M. Stratton: Social Psychology of International Conduct, 1929.)を出して國際行動の心理的基礎を究明した。

この間に政治學が心理學的研究たならねばならぬこと、少くとも政治心理の重要性を説いたものにリバースがある。氏はその「心理學と政治學」(Rivers: Psychology and Politics, 1923.)に於て、政治の心理學的研究は學的分類に於ては、社會心理學の一部であり、社會心理學が社會行爲を取扱ふのに對し、政治心理學は社會行爲の一種たる政治行動を取扱ふものであるとし、彼は本能と社會、指導者、人間性の可變性を論じたが、同書所載の委員會

と官僚の心理的研究は別の意味に於て注目に價ひする。更に、後に述べるやうにこの方面に於て多數の勞作を發表しつゝある、シカゴ大學のラスウェル教授は、論文「政治學的定義と方法につゞきの覺書」(H. D. Lasswell: Notes on Political Definition and method, American Political Science Review, vol. 21, 1927.)に於て、オールポート「社會心理學」(Allport: Social Psychology.)の見解に従つて、一步を進め政治組織さへ窮極的には社會行動の一種たる政治行動に還元し得るものにして、政治行動は政治的刺戟を作出しそれに反應することであると主張した。又カンサス大學のエルドリッジ教授はその著「政治行動」(Eldridge: Political Action, 1924.)に於て、政治學の科學性のために心理學的方法の必要を強調した。即ち眞の政治學は人間を自然的存在と見、事實と事實的法則を考察する立場に立たねばならぬ。それには人間の遺傳的性向と能力、物的環境及び文化の考察が必要であるとし、彼自身は主として第一の要素の考察に力を注ぎ、勞働階級の立場からする當面の政治問題について多くの示唆を與へた。これ等の人々によつて政治の心理學的研究の學的地位が疑はれなくなつたのであるが、こゝで吾々は特に注目すべき心理學的研究を摘記することとする。

その一つはフォレット女史の「新國家論」(M. P. Follett: The New State, 1918.)であ

る。同女史には「創造的經驗」(Creative Experience, 1924.)があるが、前著の趣旨はその序文の「眞の人間は集團組織を通してのみ認められる」ものであつて、「これが吾々を數的多數決から解放する」。「社會は單位の集合でもなく、又有機體でもなくして、人間的關係の網狀組織 (net work of human Relation) である」といふ言葉の内に見出すことが出来る。そこで、集團原理を論ずるのであるが、政治學は新しい社會心理學に基礎をもたねばならない。デモクラシーを論ずるにしても制度の研究よりも如何にして人が共に行動するかの研究をもたねばならぬ。然るに社會は多數の集團の複合物であつて、個人の世界に對する致命的關係は彼の集團を通してである。社會心理學はこの個人の社會心理的傾向を主題とするものであつて、先づ集團の分析から始まり、<sup>コレクティブ</sup>集合的思考、集合的感情、共同意思、調和的行動 (concerted activity)、自由の本質、自他の幻想、人間の本質的統一、愛國心、進歩、及び生の秘密を理解しなければならぬ。然るに社會心理は集團心理と群衆心理 (Group Psychology, Crowd Psychology) の二種に分ち得る。この兩者は區別するを要するものであつて、「集團とは、群衆的暗示模倣の法則とは相容れないものとしての相互貫通 (Interpenetration) の法則の下に結合せる人間」を意味する。かくて著者は集團過程として、集合觀念、集合的感情、集合的意思の形成を論じ、前述の諸問題につ

て示唆を興へつゝ、特に群衆心理の誤謬を指摘する。第二編に於ては民主政治についての近隣社會の重要性を指摘し、政治的多元と主權論に論及し、眞の聯邦と世界國家の在り方を論じてゐる。集團的原理よりする著者の示唆は極めて貴重であつて、例へば正義、良心及び義務の觀念によつて新しい倫理を作らねばならぬが、良心は個人的良心として存在するものではなく、義務は他人に對してでなく、全體に對するものとして存在するものであり、正義は追隨すべきものではなく創造せられるべきものであるといふ。忠誠は共に生死することの完全なる理解と一體意識である。人間の眞の性質は全體に於てのみ發見せられるものであつて、自由は個人意思と全體意思とを同一視することである。又著者は教育、刑罰、立法組織、會社、團體契約の内に集團原理の發現を指摘するが、法學の發達を契約から全體社會へ (From Contract to community) といふ表現を以て要約する。又デモクラシーは自由平等にも非ず、多數決にも非ず、群衆にも非ず、それは人道の信仰 (Faith in humanity) である。アメリカは結局民衆の直接政治にまで立至つたが、政黨の弊害から救はれない。救はれるためには近隣社會組織がそれに代らねばならない。職能代表を主張するものがあるが、それは最早古く且つ非科學的であり、ヘーゲル主義の反動である。プラグマティズムは分權と集權との調和を求める一面があるが、それにもかゝらずそれは前

者のみに終るものである。主權は相互貫通の原則に依存する集團内から生ずる權力であり、人間は自己の多様な性質を表現するために多くの集團に参加する。これが聯邦主義 (Federalism) の根據である。國際主義は吾々が異なるものであることの率直にして完全なる承認によつて可能になるものであつて、主權的國家或は他の民族と獨立した民族の如きは一つの法的擬制に過ぎない。事實は相互依存であり、國家は國民のみならず他の國家に對しても義務をもつ。この集團原理による創造的經驗がデモクラシーに於て如何に重要であるかを説いたものが「創造的經驗」であるが、この集團原理を特に心理過程、即ち集團思考過程として、換言すれば討議方法としてそのデモクラシーに對する重要性を指摘したものがエリオット「集團思考過程」(H. S. Elliott: The Process of Group Thinking, 1928.) である。

このフォレット女史の「新國家論」に次いで注目すべきはハーバート大學教授ホッキングの「人間と國家」(William E. Hocking: Man and the State, 1926.) である。それは國家の心理學的研究であつて、個々の内容については後述するが、氏はその立場を序文に於て次の如く述べて居る。即ち凡そ政治は極めて實際的な藝術 (Art) であつて、人間性に關する科學即ち心理學を缺くことは出来ない。それは正義の科學たる倫理學や人間の世界に

於ける地位を指示する形而上學を必要とはするが、その必要性は心理學のそれに遙かに及ばない。彼によれば政治の前に事實として社會がある。この社會の形成は過程的にいへば、諸々の心に於ける不統一な意向を共通行動の流れにもち來すことから成り立つものである。政治の本質問題は人間の意識的な術的要素である。従つて形而上學的理論は國家をもつて外化せられた理性であるとするのである。しかしこの假説は必ずしも充分なものではなく、又全く正しいものとはなすを得ない。國家の社會に對する最も特有な性質は物理力の使用にあり、事實としての權力が政治の本質である。かやうに彼は國家の起原、目的及び主權について心理學的な見地から説明を與へてゐるのであるが、その説明は、例へば國家は心理的に人間の自己主張の本能に基くといふ見解を是認しつつも、その性向が固定的なものでないことを指摘し、それを規定する法則の究明を試みてゐるやうに、具體的に心理的説明を展開した。

最近に於てこの學派を代表するのはシカゴ大學の政治學教授メリアム特にラスウェル客員教授である。メリアム教授が政治思想史家として優れた勞作を公にしてゐることは後述の通りであるが、氏には「政治の新様相」及び「社會變動に於ける政治の任務」(Merriam: *New Aspects of Politics*, 1925. *ibid.*: *The Role of Politics in Social Change*, 1936.)

があるが、政治學として全く新しい問題を論じたものとして注目すべきは同教授の「政治權力論」(*Political Power, its Composition and its Incidence*, 1934.)である。それに於て吾々は社會統制に於ける政治權力の役割についての組織的な研究を與へられたのである。又ラスウェル教授については先に觸れるところがあつたが、氏は現代に於ける政治心理學者として最も注目すべき學者とさうして差支へなく、「世界大戰に於ける宣傳技術」(H. D. Lasswell: *Propaganda Technique in the World War*, 1927.)に於ては第一次世界大戰に於て急激に發達した政治手段としてのプロパガンダに注目し、「精神病理と政治」(*Psychopathology and Politics*, 1930.)に於てはフロイド精神分析學の見地から政治家の心理學的研究として新生面を拓いたが、この政治家中心の考察を發展せしめて「世界政治と個人的不安」政治學、何人が何を何時如何にして獲得するか」(*World Politics and Individual Insecurity*, 1935. *Politics, Who gets What, When, How*, 1936.)を公にした。前者は國際的危機の心理ともいふべく、後者は政治家中心の政治學ともいふべきものであつた。この他、コロンビア大學のティードの「指導の技術」(*Lead: Art of Leadership*, 1934.)は指導の本質と技術を系統的に研究し、かつて同大學の教授であつたデューイは「公衆とその諸問題」(Dewey: *The Public and its Problem*, 1927.)に於てプラグマティズムの立場か

らする政治についての心理學的解明を與へた。又シカゴ大學の政治學教授シューマンは「ナチ獨裁政治論」(F. L. Schuman: The Nazi Dictatorship, A Study in Social Pathology and the Politics of Fascism, 1935.) を著し、獨裁政治の心理的基礎を究明せんとした。かやうにアメリカに於ける政治の心理學的研究は第一次大戰後目覺しい業績をあげつゝあるのであるが、これは主としてアメリカの社會心理學の發達に負ふものであつて、第一次大戰後に續いた危機性が政治學に要求した、心理學的究明に、アメリカ社會心理學界とさうして政治學界がそれに應ずるに足るだけの優れた能力をもつて居る證查であるといへるであらう。

(1) 本書はリバーズの他 G. Z. Smith, C. S. Myers の共著である。題名は Psychology and Politics and Other Essays, となつてゐる。

### く、地理學的研究

アメリカ政治學に於ける地理學的研究の起原は獨逸の地理學者ラッツェル (Ratzel) に負ふ。といふのは彼の忠實な弟子であつたセンブル女史によつて彼がアメリカに知られてからである。同女史は「アメリカ歴史とその地理的條件」(E. C. Semple: American

History and its Geographic Conditions, 1903.) に於て、アメリカの歴史の地理學的説明を與へたが、その「地理的環境の影響」(Influences of Geographic Environment, 1911.) はラッツェルの「人類地理學」(Anthropogeographie) 第一卷の批判的擴充ともいふべきものであつた。女史によれば地理的影響は、その直接的物理的影響、心的影響、經濟的社會的影響及び人民の移動に對する影響に要約することが出来る。これ等の内特に心的影響は宗教、文學、思考様式或は言語に影響するが、例へば環境よりの産物は、商業や産業の利便と共に、その經濟的社會的發達に強く影響を及ぼし、豊かである場合はさうでないにしても、少い場合は民族的窮乏の原因となる。殊に食物は生活様式、集團の規模、居住地域及び居住期間に影響し、耕作方法の貧困、家畜の缺乏は土地の肥沃でないことや不利な氣候と相俟つて退歩を生ずる。かゝる場合には人口の抑制例へば一妻多夫、殺兒、或は食人の風を生むが、それと反對の時は高度に組織せられた政府をもたらしといふ。

しかし世界的に又アメリカを代表する廣い意味の地理學者はハンティントンである。その勞作は多數に上るが、主なるものは「アジアの脈膊」、「文明と氣候」及び「世界強國と進化」(Ellsworth Huntington: The Pulse of Asia, 1907. ibid: Civilization and Climate, 1915. ibid: World Power and Evolution, 1919.) であるであらう。その特徴は氣

候の重視にある。彼の他に氣候天候の影響を論じたものに、デックスター「天候の影響」(E. D. Dexter : Weather Influences, 1904.) があるが、ハンティントンは社會に對する物理的環境の影響、特に氣候の影響の大であることを指摘し、人間の歴史を決定するものが地理的要素であり、就中氣候の變化が決定的であるとす。さうしてこの變化は彼によれば太陽の黒點による。かくして彼は文化と氣候との關係を論じたのであるが、最後の著述に於ては、文明人は氣候へ適應するために努力する必要が減じて來たためにその意思力と生命力が減じて來てゐることを指摘し、特に陶冶と教育と相續制を改善し、國民の健康を改良すべき必要を説いた。

#### ト、人類學的研究と統計學的研究

地理學的研究と相俟つて政治學の科學性を期して居るアメリカ政治學の一異色をなすものは、その人類學的研究である。フォードは「國家の自然史」(Ford : Natural History of the State, 1915.) に於て國家有機體説をとり、ダーウィン主義から國家の發生發達を、生物學的、心理學的、言語學的、人類學の見地から取扱つたが、彼はこゝにいふ人類學派ではない。いふところの人類學派は、ボアスに率ゐられた一群の人々であつて、ボアス「原

始人の心理」、オグバーン「社會變動論」、ローウィ「文化と人類學」、「原始社會」、「國家の起原」、ウィッスラー「人間と文化」、「アメリカ・インディアン」、「ゴールドマンワイザー「初期文明」「人類學的政治的起原論」及び「人類學」(Boas : The Mind of Primitive Man, 1911. Ogburn : Social Change, 1917. Lowie : Culture and Ethnology, 1917. Ibid : Primitive Society, 1920. Ibid : The Origin of the State, 1927. Wissler : Man and Culture. Ibid : The American Indian, 1917. Goldenweiser : Early Civilization, 1922. Ibid : Anthropological Theories of Political Origin, 1924. Ibid : Anthropology, 1934.) がそれである。これ等の人々は異なる人種及び民族の差異は生物的原因に基づくのではなく、それは歴史的特に文化的原因によるとするのであつて、その立證を主としてアメリカ・インディアンの研究に求めるのである。特に政治學上注目すべきことは、これ等の人々が、社會學的國家觀の主張する國家征服説に反對し、國家は征服といふ外部關係によらず、內的に自ら政府と權力が発生すると主張することである。勿論例へば國家の起原についてローウィは地縁性を重視し、ゴールドマンワイザーは政治に於ける求心的綜合作用を重視するなど、この人々の間にあつても異論はあるが、何れも原始に於ける血縁的統制と政治的強制との共在を認め、國家が社會發展の內的必然性によつて發生すると考へる。



この學派の主張が、たとひアメリカ・インディアンの研究によつて保障せられるにしても、それがどの程度まで普遍性をもち得るか、その點は尙疑ひの餘地を藏してゐるといへるであらうが、未だ未開拓であつたアメリカ・インディアンの人類學的研究が既に政治學界に投げた渦紋は相當に大きく評價せられるべきであると共に、かうした方法による研究成果が政治と政治學の科學性を期する上に大きい貢獻をよせるであらうことを期待しても必ずしも不當ではないであらう。

最後に政治の統計學的研究であるが、それは或意味に於ては決して新しいものではなく、又他の意味に於ては極めて新しいともいへるであらう。新しいといふ意味は、政策の資料となるべき事實の統計的研究ではなく政治行動自身を明かにするための統計的研究である。かゝるものとして吾々はペンシルヴァニア大學のライス教授の「政治に於ける統計的方法」(Stuart A. Rice: *Quantitative Methods in Politics*, 1928.) をあげ得る。同教授は政治學はその研究のすべてに統計的方法を適用しなければならぬといふことを主張するものではない。しかしその或部分については統計的研究が確かに可能であると前置し、投票と政治的態度についての調査成果を提供して居る。蓋し珍重すべき研究といふべきであらう。<sup>(1)</sup>

- (1) ここで政治學の發達と共に政治史的研究と政治思想史的研究も亦著しい發達を遂げたことを附言して置くのが適當であらう。全般に關する主たる成果として次のものを挙げ得る。
- アメリカ政治史の「序」H. J. Ford: *The Rise and Growth of American Politics*, 1914. A. C. McLaughlin: *Constitutional History of the United States*. J. B. Cordy: *Political History of United States, With Special Reference to the Growth of Political Parties*, 4 vols, 1901. R. E. Cushman: *Leading Constitutional Decisions*, 1925.
- アメリカの政治思想史の「序」前掲の W. S. Carpenter, Gettel, Jacobson, Merriam, Wright, 等のものがあるが、政治思想史一般については、先づコロンビア大學の歴史學教授たり「メニング」のそれを挙げねばならぬ。即ち W. A. Dunning: *A History of Political Theories, Ancient and Medieval*, 1902. From Luther to Montesquieu, 1905, Rousseau to Spencer, 1920. Recent Times, 1924. (この最近の部はメニングの編輯の「メニング」の弟子たる人々が執筆したもの)
- R. G. Gettel: *History of Political Thought*, 1924. F. W. Coker: *Readings in Political Philosophy*, 1914. 等がある。
- 近代の政治思想史の「序」右の Coker: *Recent Political Thought*, 1934, *ibid*: *Organic Theories of the State*, 1910. A. K. Ragers: *English and American Philosophers since 1800*. C. E. Merriam: *American Political Ideas, 1865—1917*, 1920. M. Spahr: *Readings in Recent Political Philosophy*, 1935. 等がある。

## II 國家論と政治學論

## イ、國家論

アメリカ政治學はいふまでもなく國家の體系的知識として出發した。しかし南北戦争後の民族主義的風潮は、リーベルによるドイツ民族主義の輸入によつて、先づ民族について思索した。リーベルはもとより民族を強調したが、彼は民族をもつて、「一定の地域に住し、共通の言語、文化、制度及び共通運命の意識をもつ同質の人口である」とし、この民族に主權があるとした。當時民族論をなしたものに、ジェームソン「憲法議會論」、ムルフォード「民族」、ファード「我が民族的存在の理論」(J. A. Jameson: 'The Constitutional Convention, 1866. E. Mulford: 'The Nation, 1870. J. C. Furd: 'The Theory of our National Existence, 1881.)があるが、最も代表的なものはパーゼスである。彼はその「政治學と比較憲法論」に於て、民族を「一定の地理的統一に居住せる人種的統一ある人口である」とし、これを基體とする民族國家は近代の政治的發達に於ける最高の所産としたが、リーベルと同じく米國に於ては主權は「この民族に組織せられたものとしての人民と共に

ある」とした。殊にその論稿「アメリカ國家論」(Burgess: 'The American Commonwealth, Changes in its Relation to the Nation, 1886. in Political Science Review.)に於ては、聯邦の恒久性が本元に於てこの民族の一定の地理的關係と人種的條件に依存することを力説し、「政治組織は單に成文憲法に含まれた保障のみをもつてしては恒久的であることは出来ない」と論じ、州の統一的自然的要素は地方共同體(Community)にあり、中央政府のそれは民族(nation)にあるとした。この主權在民族論から彼は聯邦の主權性並に國家性と州に對するその優越を主張したのであるが、然らば民族と國家とはこれを如何に區別すべきかが問題とならざるを得ない。こゝから、例へばウィロービ「國家の本性」が、パーゼスの如く、民族の地縁性を強調せず言語習慣を強調したやうに、民族を文化的なものと考へる方向に轉じていつたのであるが、他方に於ては、國家がその要素に於て規定せられるやうになつたのである。即ちパーゼスは領土、人民、組織及び主權の諸要素あるとき、そこに國家ありとし、ウールシイ「政治學」は領土、社會及び恒久的なる法による統制を算へ、ウィロービは人民社會、政府及び規制を要素とした。パーゼスは國家を「組織せられた單位として見られた人間の特殊な部分である」とし、ウールシイは「一定の制限ある地域内に於て、恒久的法により、その機關を通して正義を行ふ一體又は共同體(Body

or community)である」と規定した。又ウィロービは「人間の如何なる共同体にせよ、個人及び個人の集團の社會行動の上に統制を行ふ最高權威があり、それ自身はかゝる制限を受けないものがあるとき、そこに國家がある」としたが、ガーナー「政治學序論」は「政治學、憲法學の概念としては、國家は恒久的に一定の領土を有し、外部の統制に獨立し、多數の居住者が常に服従するところの組織せられた政府を有する、多かれ少なかれ多數の人間の共同體 (community) である」とした。

かくして國家の特殊性が要素的に指摘せられたが、社會の一つの形態としてこれを特殊付けようとしたものにギディングスとホッキングがある。ギディングス「代議國家論」は、國家を人間精神の最も強い創造物にして、人間の最も高尚な表現であるとしたが、その「記述的及び歴史的社會學」(Giddings: Descriptive and Historical Sociology, 1906.)に於ては、國家は一つの目的社會にして、他の小さい目的社會を規定しすべての活動の調整に任ずるものであるとした。又ホッキング「人間と國家」は既述の如く、物理力の使用と、その加入脱退が選擇的でないといふ點に國家の特徴を見出さうとした。<sup>(1)</sup>こゝに吾々は近代のアメリカ政治學に於て過去に於て意識的にとりあげられなかつた國家の本質の問題がとりあげられたことを見出すのであるが、これに關聯して新しく採りあげられた問題に政府と國

家との區別がある。従來國家と政府とが區別せられなかつたことは、上來吾々が考察し來つたところがこれを示して居る。

この區別は聯邦と州との對立によつて、政府の存在を意識したによるといへるであらう。リーベルは「國家は全體の共同社會が構成する法的又は政治的社會であつて、政府はその社會が直接に行動しない場合政治社會がそれを通して活動すべき道具 (Instrument) である」とした。ウィルソン「國家論」が社會を有機體 (Organism) とし、政府を機關 (organ) としたのは、同じ見解に立つたものといへるのであるが、パーゼスは「政府は國家がそれを通して行動する組織の特殊の形態である」とし、人々が主權の絶對性や最高權一般に反對するのは、國家と政府とを混同するによると指摘した。その後に見るべき政府の規定としてはデイレイ「國家の發達」に於ける「國家は生命と財産の保護のために組織せられた民族であるが故に、如何なる國家に於ても國家の主權を執行すべき權限をもつた一定の政治組織があるであらう。この組織が政府と呼ばれるものであつて、それは主權を行ふ權利を憲法によつて託されたところの組織である」といふ規定を擧げることが出来る。

前述のやうに國家の起原に關する社會契約的説明は殆んどすべての人々によつて否定せられた。さうしてパーゼスはそれが歴史的產物たることを主張し、ウィロービはその發達

に於て政治的統一の意識が重要な役割をもつことを指摘し、ウィルソンは族父權説をとつた。しかしアメリカ政治學の特殊な主張としてはウォード「純正社會學」(Ward: Pure Sociology, 1903)とスモール「一般社會學」のとつた國家征服起原説、コンモヒスがその論稿「主權の社會學の見解」で主張した私有財産起原説、更に最近に於けるゴールドマン、ワイザー、或はローウィイ等の人類學的自然發生説をあげねばならないであらう。尙ホッキンガが、國家の起原は歴史的よりも心理學的に決定せられるべきであるとし、社會にはその結成が自然的なものと人爲的なものがあるが、國家はこの兩者の型を兼有して居るとしてゐるのは注目すべき見解である。又國家の發達段階については特にギディングスとデューレイの見解があげらるべきであらう。前者はその「社會學原理」に於て動物發生的、人類發生的、人種發生的、人間發生的 (Zoögenic, anthropogenic, ethnogenic, demogenic) の四段階に分ち、更にこの最後のものを、軍事的宗教的と自由的法的、經濟的倫理的 (Military-religious, liberal-legal, economic-ethical) の三に分類した。又デューレイ「國家と政府」は狩獵から牧畜農耕に至る時代を原始時代 (Primitive period)、農耕、私有財産發生期を社會制度の定置せられた、父權時代 (patriarchal period)、商業、國際通商の發達した都市文明時代 (Period of urban civilization)、機械の發達した産業文明の時代 (or

Industrial civilization) の四に區分した。

次に國家及び政治の形態論であるが、例へばウールシイの君主、貴族、民主及び混合の區別はこゝでも正統的な區別として採られて來た。しかしパーゼスは政治形態の區別基準として、國家と政府との間に同一性がありや否や、機關の性質、立法と執行との關係、及び統治權の集權と分權、この四を採つた。この點について最も詳細に立論してゐるのはガーナーである。彼は國體と政體とを區別し、兩者にそれぞれ君主、貴族、民主の三制を認め、これ等の混合政體は政體についてのみ可能であるとした。さうして貴族政體については土地財産による富力、出生による世襲、官吏の性質による官職の三を區別し、民主政體については純正(直接的)と代議的(間接的)とを區別して、「共和政治は人民が選舉した機關を通じて行はれる政治である」とした。又パーゼスの第四の基準によつて一應單一政體と聯邦政體 (unitary or federal government) とに分けたが、更に権力分割の態度に關し、中央政府の權限のみを列舉し、他は原則として地方に委付するものを積極的、然らざるものを消極的の聯邦とし、聯合政體 (Confederate government) は地域及び人口について地方と中央の組織が同延的 (coexistence) の場合であるとした。これ等の區別は又W・F・ウィロービ「近代國家の政府」のるところであつて、彼も亦ガーナーと同じく各政體

の長短を比較論評したが、特に民主政體の名稱をとらず、君主、貴族の兩制に對立するものとして人民政體 (Popular Government) を考へ、それを民主政治と代議政治に區別した。いふまでもなく彼のいふ民主政治は直接民主政治である。

かうした形態論に對し異色ある區別を提示したのは社會學的の形態論であつた。デイーレイは政治の精神を基準とし、その一つの區別として、法によらざる専斷、一人が權力を集中する専制、法による立憲 (Despotic, autocratic, constitutional) の三に分ち、二の區別として、保守、自由、急進 (conservative, liberal, radical) の三に、三の區別として、貴族的 (比較的少數の支配なるも一般福祉を目的とする)、寡頭的 (同様であるが個人的利益のため) 民主的 (比較的多數の支配にして一般的福祉を目的とする) 及び暴民政治 (同様であるが、少數壓迫のため) (Aristocratic, Oligarchy, democracy, mob rule) の四とした。次に人民の統制の程度により、三つの形態をあげ、更にその形式によつて四種の區別をした。政府首長が世襲なりや否やによる君主制と共和制 (monarchy or republic)、「集權か分權かによる集權制と分權制 (Centralized or decentralized)」、政策を選擧區が直接に決定するかそれとも代表がなすかによる直接的共和制と間接的共和制 (republican, direct or indirect) 及び單一と聯合 (Unitary or federative) の區別がそれである。又スモール「

般社會學」は權威的征服國家と民主進歩的文化國家を區別し、ウォード「文明に於ける心的因素」は「自由放任に出る自由政治 (physiocracy) 腐敗的利害のための金權政治 (Plutocracy) 全體の利益のための社會科學的法則による社會政治 (sociocracy) を區別したが、ロース「社會統制」は從來の區別を批評しつゝ、「僧侶の支配は僧侶主義、戰爭階級の支配は軍國主義、役人の支配は官僚主義、資産家の支配は資本主義である。觀念家のそれが自由主義、人間が自己の知性と才幹によつてなす場合が個人主義であつて、これ等は政治だけについての君主、貴族、或は共和政治の區別よりも更に深い區別である」といつてゐる。

然らば國家の機能及び機能を通しての目的については如何なる主張がなされたであらうか。この問題は特に南北戰爭後最も眞剣にとり上げられた問題であつて、特に從來考へられなかつた國家の精神的活動が強調せられた。リーベルは國家は人間のために爲すを本務とするものであつて、單獨の人間では爲し得ざること、なすべからざること、なさないであらうことを爲すべきであるとして、單に保護に止まらず全體のための積極的活動を期待した。ウールシイも亦積極的であつたが、ウィルソンは稍異り社會は「自治に對する相互扶助を大目的とするものであつて」その實現を政府の固有機能とした。殊に近代的經濟の下に於ては國家の側からする干渉と、努力のあらゆる方面に於ける平等化を意味する

ところの規制 (regulation) とは、嚴に區別せられるべきものであつて、國家が他の任意結社と衡平なる條件で等しく可能であるやうなことは爲すべきでない」と主張した。又ウィロービは一應、國家の機能を內的秩序に關聯して權力を含むもの、人間の自由に關するもの、一般的福祉に關するもの三に分つが、他方、一切の機能を本質的なものと非本質的なものとに分つ。前者は外國の干渉、國民生活の維持及び內的秩序の維持であり、後者は經濟的產業的及び人民の道德的利害である。さうして後者は更に社會主義的と非社會主義的に分れる。前者は鐵道、郵便、電信、電話の如き私個人の發意に俟つにしても、人民によつて行はれ得る活動のみを含み、後者は教育局や労働局が行ふやうな、國家によつて行はれねば當然行はれないやうな仕事を含む、従つて政府活動には如何なる制限もないが何れの機能も功利的原則に立たねばならない。しかし文明の進歩と社會の複雑化の結果國家の活動の増大は必然的であるとした。又バーゼスは國家機能を一次的、二次的、窮極的 (primary, secondary, ultimate) の三つに分つた。さうしてこの最後のものは、人類の完成、世界文明の完成、人間性の完全なる發達及び個人主義の上に理性をして普遍的に支配せしむるにある。だがこれは世界國家が生れたときのみ可能なことである。従つて先づ民族主義を基礎として民族國家に組織せられることが必要である。然らば國家の理想に近い目

的は政府と自由の樹立にある。國家は先づ平和と秩序を樹て、次いで個人と結社のために自由の範圍を明かにしなければならぬ。これが國家の目的であつて、發達の現狀にあつては民族國家を通じ政府と自由を實現することがその正しい活動目標であると主張した。確かにウォード「純正社會學」が指摘してゐるやうに、國家の機能は變化するものである。従つて後に述べるやうに、例へばワトキンスやデュワイが國家の機能を一定のものに限定することは出来ぬといひ、或は例へばロス「社會學原理」(Ross: Principles of Sociology, 1920.) が「國家の正常な機能を規定することは無用である。それは社會關係の傾向、社會心の發展、技術の進歩、政治に用ひられる才能等の變化し易い條件に依存するからである」ともいへるのである。しかし過去の如く國家は生命と自由と財産を保護するものであるといふやうな消極的な機能を期待するものは殆んどない。ホッキングは「形式は歴史を作ること、内容は人間を作るにあり、その權力は取引型 (of bargain type) である」といひ、スモールやベレトレは集團的利害の調整にあるとする。又ウォード「純正社會學」は協力の原理を説いて、國家の目的は保護、調節、改良 (Protection, accommodation, melioration) にあり」としたが、ダイモック「近代政治と行政」は、バウンドと同様に「政府及び國家は法的權威の拘束内にある人々の欲望と表現せられた願望とを充足することを

目的とする」といつて居る。

最後に國家論の中心問題である主權であるが、南北戦争後に於ては主權の不可分性は争はれないところとなつた。パーダスは主權をもつて國家の本質とし、それを個人的臣民に對する、元來的、絶對的、無制約的、普遍的權力であるとした。さうしてその統一性から支分國即ち州は民族のための政治の機關に過ぎぬと斷じた。これは主權を個人に對する最高權力とする考へ方であるが、ウィロービは主權を最高意思としそれを立法權に求めようとした。又デイーレイは憲法修正權にこれを求めようとした。しかしその後の大勢では主權の絶對無制約性については多くの人々が批判的である。ローウェル「政府論」は勿論であるが、州主權問題に關するカルフーンその他の主權論を研究した、ブリス「主權論」(D. Bliss: Sovereignty, 1885)も亦その制約性を主張した。こゝでコンモンスの見解には觸れないが、ギディングスはその「代議國家論」に於て主權の元來的、絶對的、無制約の諸特性をすべて否認し、それは必ず社會的環境の制限を受けざるを得ず、その表現は社會進化の段階と密接に關聯するとし、又ホッキングは主權についてはゆる自己拘束 (Jellinekの主張であるが) を説くものがあるが、自己拘束といふことはあらゆる意思の特徴であつて、國家に限られたことではない。又その包括性、不可讓性、無制限性を説くもの

があるが、何れも事實ではない。それは第一には最後決定に到達する能力、第二には他の集團に對するその決定の優先 (Preference) に他ならずとした。かゝる狀勢に於てメリアムは「ルソー以後の主權論史」(C. E. Merriam: History of the Theory of Sovereignty since Rousseau, 1900) に於て、從來の主權概念が、君主の地位に見る憲法上の最高性、領土上の個人に對する國家の優越性、及び他國家に對する國際的な獨立又は自治性の三に歸着するとし、その不可分性は大體異論のないところであるが、その絶對性は形式的にのみ承認されてゐると指摘した。果して主權論は全然の誤謬でありや否や、アメリカ政治學のこれに對する回答は一九二七年ペンシルヴァニア大學法學教授ディッキンソンの與へた論稿「主權に關する豫備理論」(John Dickinson: A Working Theory of Sovereignty, in Political Science Review, 12, 1927.) に見出すことが出来る。

それは主權の意味は一樣ではない。「法的意味に於ける主權は法による秩序體系の論理的要請又は前提である」。裁判に於ける統一を期すためにはこれは當然の要求である。故に主權の法理は根本的には法秩序體系のための必然的基礎を供せんがための全體社會内に於ける權威の統一組織の要求に他ならない。これが主權論の最初のものであつて、それは中世紀の對立から生じたものである。この法的主權概念の最初の擴張が國際法に於ける主

權概念である。さうしてそこでは主權は絶對的・最高獨立の權力とせられ、その意思は他の如何なる意思に對しても從屬せずとせられる。だが議會と人民との關係は如何にあるであらうか。人民がそれを選ぶとすれば立法宣言機關は主權的とはいはれ得ない。しかし又さうであつても、議會は自らの選擇によつて行動してゐるともいへる。こゝに政治的と法的意味に於ける主權概念が生れて來る。しかし法的主權が法の窮極的源泉であるといふ意味は、それを通過したものは法としての認證を受けるといふことである。それによつて法と然らざるものとの區別を生ずる。吾々は規則をもつが、それ等に統一を與へるには最高のものがなければならぬ。これが法と呼ぶに價ひするものであつて、その源泉になるものが國家である。つまり法と法ならざるものとを區別し、法の權威的源泉を示すために主權といふ言葉が有用なのである。然らばかやうな主權はどこにあるか。それを確める困難さから國家主權説が生れたのである。これは十九世紀ドイツの事實と國際法的主權概念に基く。しかし國家主權説をもつてしては主權がどこに所在するかの問題が残されてゐるのみならず、國家の全體社會の機關たることを無視することになり、恰もそれが個人や集團から離れてあるもの如く考へられるやうになるのである。換言すれば國家は一定の機能をはたすべき何等かの組織であつて、自己存在的一體ではない。そのことを無視せしめること

になる。法と法ならざるものとの區別には具體的の機關がなければならぬ。

このディッキンソンの所説は國家主權説を否定する點に於ても注目せられねばならぬが、現代の主權論として代表的のものである。尙この考へと根本に於て一致する主權概念を吾々はエリオットの「政治に於ける實用主義的反抗」(W. Y. Elliott: *The Pragmatic Revolt in Politics*, 1928.) にも見出すことが出来る。彼は主權を法的主權として認め、それは各發達せる國家が法に關すること (Legal reference) を統一する方法即ち法の階層づけと法を變更するための一定の中心又は一定の過程を含むところの憲法制度をもつといふことを意味する<sup>(1)</sup>。

- (1) アメリカに於ては多元的國家論は意識的にはとりあげられなかつた。しかしフォレット「新國家論」の如きはさういふ見方を前提にして居り、F. W. Coker: *Recent Political Thought*, 1934. の如きは、多元論の最も深い研究の一つである。
- (2) この國家機能を三種に分つことを踏襲してゐるのはガーナーである。しかしその内容は異なる。彼は一次的なものとして平和、秩序、及び個人間の正義の維持(個人の發展)、二次的のものとして、集團の福祉を計ることを、積極的なものはパーゼスと同様である。
- (3) ディッキンソンは次の諸著がある。Social Order and Political Authority, 1929. Administrative Justice and the Supremacy of Law, 1927. The Law Behind Law, 1929. Democratic Realities and Democratic Dogma, 1927.



(4) J. 他法主權論 *Wiltoughby: The Fundamental Concepts of Public Law, 1924. 68-70.*

### ロ、政治學論

極めて最近のことを除いて政治學が國家に關する學問であるといふことは他の國に於てもさうであつたやうに、アメリカに於ても殆んど疑はれなかつた。ガーナーは「政治學は國家と共に終始する。一般的に政治學の根本問題は次のものを含む。即ち第一、社會の共通目的の最高の政治的實現者としての國家の本性、並に國家生活の根本原則の形式を討究し、第二、政治制度の本性、歴史及び形態を研究する。さうして第三、それより政治的生長と發達の法則を可及的に演繹するにある」と規定した。その詳細については異論あるにしても、上來國家論に於て引用した殆んどすべての人々は、政治學を國家に關する學問とする點に於て一致してゐたといへるのである。その點に於ては行政學者たるグッドノーやダイモック、社會學者たるギディングス等も勿論その例外ではない。政治思想史家ダニングも亦さうした見解をその「政治學說史、古代中世」の序文に於て述べて居る。従つて當然に政治の本質が何であるかは殆んど顧みられなかつた。それが問題にされるには事實と

してなぜ政治が國家に限られねばならぬかといふ疑問が起らねばならぬからである。

しかし今世紀に入つてそれを問題にする人々が生じた。その一つは集團關係に於て政治を見ようとしたベントレーの見解である。前述の如く彼によれば、利害關心を離れて集團なく「統治現象は徹頭徹尾實力の現象であつて、壓力は常に集團現象であり、集團間の衝撃と反抗を意味する。この集團壓力の均衡が社會の現状であつて、集團が活動せんとすれば常に壓力を伴ふ」。政府はこの相拮抗する利害に平衡を保ち、それ等の活動を統御し、調停者支配者としてその間に介在するものである。統治及び政治には廣狹の二義があるが、廣義にとれば國家以外にこれを認めねばならない。「すべての統治現象は諸集團が相互に壓迫し相互に形成し彼等の調整を仲介すべき新しい集團代表者を産出する現象である」。その二は政治と行政との區別である。グッドノーはその「行政と政治」に於て、政治を國家意思の表示作用とし、行政をその意思の執行作用としたが、W.F.ウィロービは執行は國家全體を代表し法の執行を監督する。然るに行政は、立法によつて宣言せられ司法によつて解釋せられたその法を、執行機關とは區別せられ得る行政機關が執行することであるとした。この執行及び立法が政治にあたるわけであるが、ダイモックは前二者の見解を明確にして、行政を部分的技術的處理、政治を全體的な政策決定 (policy making) とした。その三は心

理學的な政治の規定である。かゝるものとして吾々はラスウェルの見解をあげ得よう。彼は「精神病理と政治」に於ては政治を紛争の解決並に普遍的と信ぜられる利益の防衛擴張であるとし、又「政治學」に於ては、政治の研究は影響と影響の有力なるもの研究であり、政治の科學はその條件を述べ、政治の哲學は優先 (Preference) を正當づけるものであるといふ。

これらの内第二の行政と政治との區別は行政學に對して一つの科學たり得べき根據を供するものであつて、これが眞であるならば、從來の政治學が取扱つて來た行政的事項は政治學から取去られることになる筈である。然るに第一の見解のやうに政治を廣く集團に認めるならば、政治學は「國家と終始するもの」ではなくなる筈である、もとより例へば、フォード「國家の自然史」は國家を有機體と見、又全體と見る。彼は社會を全體の分散的様相、國家をその集合的様相 (Distributive or Collective aspect of the whole) なりとし、兩者は共在 (coexistence) するといふが、又全體たる國家は社會を含むともいふ。これは一元的國家觀であつて、かやうな見解がとられない限り、政治學は國家の學とはせられない筈である。しかしアメリカに於てはこの方向に向つての追及は、前述したやうに、なされなかつた。これに反して第三の本質規定から政治學の新しい研究領域が拓けて來たので

ある。それによつて政治學は先に敘述し來つたやうな國家の本性、形態、目的、法、或はそれに關聯ある政治の組織の問題の他に、政治權力、政治指導者或は政治運用の技術や手段の如き、いはゞ過程の問題をもつに至つたのである。これに加ふるに國際關係の發達とアメリカ大陸と世界に於けるアメリカの指導力の増大は國際政治についての研究を要求した。この政治の過程に於ける研究と國際政治の研究とは、現代政治學の新しい、しかも重要な課題といふも差支へなく、しかもこの方面に於てアメリカ政治學は最も有力にして且つ特異な存在となりつゝある。

その一、二例をあげれば、從來政治指導者の區別が種々なされてゐるが、ラスウェル「精神病理と政治學」は新しい區分として、指導者の政治的役割を行政家、煽動家、理論家の三に分ち、その何れか一つにあたるもの、例へばフリーバーは行政家、舊約の豫言者は煽動家、マルクスは理論家、これ等は特殊型とせられ、その二つ以上を兼有するものを複合型とする。コブデンは行政、煽動、ボードンは行政、理論、レーニンは三者を兼備するが如きである。又メリアム「政治權力論」によれば、原始には腕力が權力の手段であり特權が權力を維持し補充した。その次代になると狡智 (craftiness) が擡頭し、近代に於ては象徴を自在に使ふことゝ組織を利用することが必要となつて來た。又何故に政治權力が動搖す

るかといへば、それには或集團又は個人に對する一定の組織の社會的機能が貧弱であること、役員間の結合が弱化する事、指導者が弱い人物であること、組織化と行動の技術の拙劣なること、低い道徳心、その思想觀念と象徵性の弱化、その何れかが作用してゐる。又政治權力の暗黒面として種々の現象を見るが、政治に於て何故欺瞞が行はれ易いかといへば、それは一つは政治的地位が假借するところなく公表性をもつからである。二は政治が妥協であるからであり、三は政治が道徳に拘束されないからであると。

次に國際政治についてであるが、吾々はこゝで特に國際政治の研究を政治學の一形態であると主張するマダリアガ「國際關係の理論と實際」(Madariaga: Theory and Practice of International Relation, 1937.)のみをあげることにする。彼によれば、國際關係は政治の一形態である。それは集合力(Collective force)の機構であつて、集合力とは集合的出來事に影響する權力をもつた生活のあらゆる表現である。さうして法的にはなく、政治學的にいへば、主權とは一つの集合力である。集合力としての主權は支配する人間に依存し、他方では能動的な市民によつて感ぜられるものとしての主權の感情によつて決定せられる集合力に依存するものである。且又之等の能動的市民が彼等の壓力を支配する人間に轉化する能性にも依存するものである。斯る見解に立脚して著者は國際關係に於ける心理的動

力を考察し、特に國家主權が絶對的のものでなく、制限的のものであることを主張する<sup>(1)</sup>。然らば現在のアメリカ政治學は如何なる新しい動向を示しつゝあるであらうか。吾々はその點について二つのことを指摘することが出来る。その一つは政治學が國家學と分離し、必ずしも國家の學でなくなりつゝあることである。その二はブラグマティズムである。さうして前者を示すものとして、ワトキンス「政治學概念と」の國家」(Friedrich M. Watkins: The State as a Concept of Political Science, 1934.)を擧げるのが適當であらう。彼はその序文に於て從來の政治學は國家の學であり、國家主權の絶對性を主張して來たと述べ、先づ國家權力の跡を歴史的に追及する。さうして國家が歴史上示した種々の變化にかんがみ、國家目的を一言で包括することは不可能であるとする。又主權については、多元的國家論は法的概念と政治的概念とを混同するものにして、「主權概念は規範的のものでなく、又理想でもなくして概念的極限(conceptual limit)である」と主張した。又彼によれば權力は國家に固有のものではなく、強制と説得とは如何なる結社にも認められるものである。然るに政治は權力作用を本質とするものである。さうだとすれば當然に政治學は國家の學であるべきではない。「政治學の正當なる範圍は國家の研究でもなく、又他の特殊の制度複合の研究でもない。權力の問題に例たり得べき限りあらゆる結社

を研究するものである。」

この傾向は、しかし必ずしもアメリカ特有のものではない。今一つの傾向即ちその實用主義的傾向は、常にアメリカ政治思想を貫いて認められるものであり、しかもアメリカ特有の又はアメリカに於て最も顯著な傾向であるといふことが出来る。學問史の歴史的方向からいへば、十九世紀は確かに價值學としての哲學から存在學としての科學の分離獨立を促したが、二十世紀の意識は科學と哲學との綜合接近といふ傾向を見せて居るともいへるであらう。その點に於て實用主義的な傳統をもつたアメリカ政治思想が、他に先んじ、濃厚にこの兩者の接近を企てるといふことは決して不思議ではない。その一つは新しい自然法思想であり、他はプラグマティズムの政治理論である。前者は必ずしも多くの人々に認め得る傾向ではないが、ボルシェヴィズムとファシズムの挾撃に於て、新しい政治と政治制度を案出せんとする努力から生れたものとして、エクスラインの「政治學」(F. Exline: Politics. 1922.) をあげることが出来る。

いわく現代のあらゆる政府は少數者の手に陥ち、彼等の利得に役立つてゐる。こゝに吾々はそれがなぜであるかを問はざるを得ない。然るに「政治學は組織せられた政府の下にある市民社會状態に於ける人間並に人間の共同社會の社會的倫理的關係の科學である。」に

もかゝはらず、徒らに只政府の形式を論じて居るに過ぎない、正しい政府と誤つた政府との區別を立てず、意思による政府と理性による政府との區別を論じないである。人民はよい政府を熱望してはゐるが、「政治の科學は善と惡との別を與へず、意思による支配と理性の命ずる結論との區別を供しなす」。科學であるとするならば「政治學體系は勝手な意思、又は優先に關係なく、社會の道德力に關する眞理、原理及び法に基礎を置かねばならぬ」ところが實際の政治組織は科學的ではなく、その法は原理ではなくして獨斷である。従つてその形式を論じたとして眞理が提供せられるわけがない。だが眞の科學は事物の自然に内在し、正しい理性の歸納と演繹によつてのみ確め得られるところの存在と行爲の規則を法と認める。これが國際法の唯一の基礎として認められる自然法であつて、その規定は人間性に内在し、社會状態から切りはなち難い正義の原理に基くのである。故に自然法は必然的に政治組織の眞の基礎なのである。然らば自然法とは何か。それは(一)如何なる權力作用についてもその規範又は規則として、(二)は一定の現象又は結果が、よつてもつて一定の條件又は原因に繼起すべき一定の方法又は成果として、(三)は物理的或は心理的な力が、よつてもつて結果を生じ、現象に於て表現せられる同一の方法又は關係として、(四)は神が獨立せる又社會的な存在としての人間に示し給ふところの、又正しい理性の